１．議事日程

〔令和７年第３回安芸高田市議会９月定例会 第５日目〕

令和７年９月１２日
午前１０時開議
於　安芸高田市議場

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　議案第59号　令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）
日程第３　議案第60号　令和7年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第４　議案第61号　令和7年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第５　議案第62号　令和7年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第６　一般質問

２．出席議員は次のとおりである。（１６名）

１番	益田一磨	２番	佐々木智之
３番	熊高慎二	４番	浅枝久美子
５番	小松かすみ	６番	南澤克彦
７番	山本数博	８番	新田和明
９番	山根温子	１０番	児玉史則
１１番	大下正幸	１２番	熊高昌三
１３番	宍戸邦夫	１４番	金行哲昭
１５番	秋田雅朝	１６番	石飛慶久

３．欠席議員は次のとおりである（なし）

４．会議録署名議員

１１番	大下正幸	１２番	熊高昌三

５．地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名（１８名）

市長	藤本悦志	副市長	杉安明彦
教育長	猪掛公詩	危機管理監	神田正広
総務部政策統括監	佐々木満朗	企画部長	高下正晴
市民部長	内藤道也	福祉保健部長兼福祉事務所長	井上和志
産業部長	小櫻静樹	建設部長	佐々木宏
消防長	吉川真治	教育次長	柳川知昭
総務課長	玉井郁生	秘書広報課長	山本裕子

財政課長	沖田伸二	政策企画課長	黒田貢一
選挙管理委員会委員長	山平弥生	選挙管理委員会事務局長	大﨑健治

６．職務のため議場に出席した事務局の職氏名（４名）

事務局長	高藤　誠	事務局次長	國岡浩祐
総務係長	日野貴恵	主事	波多野奈美

～～～～～～～～～○～～～～～～～～～

午前１０時００分　開議

○石　飛　議　長　　定刻になりました。ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長に諸般の報告をさせます。

高藤事務局長。

○高藤事務局長　　諸般の報告をいたします。

第１点、市長より、本定例会に説明員として出席委任する者の職・氏名の一覧表が提出されております。

第２点、市長より、3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について1件の報告がありました。それぞれ写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

○石　飛　議　長　　以上で、諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～○～～～～～～～～～

日程第１　会議録署名議員の指名

○石　飛　議　長　　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、11番　大下議員、12番　熊高議員を指名いたします。

～～～～～～～～～○～～～～～～～～～

日程第２　　議案第59号　令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）

日程第３　　議案第60号　令和7年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第４　　議案第61号　令和7年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第５　　議案第62号　令和7年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第1号）

○石　飛　議　長　　日程第2、議案第59号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」の件から、日程第5、議案第62号「令和7年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第1号）」の件までの4件を一括して議題といたします。

本案4件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

児玉予算決算常任委員長。

○児玉予算決算常任委員長　　おはようございます。予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

9月8日付で本委員会に付託のありました議案第59号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」から議案第62号「令和7年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第1号）」までの4件の審査の結果について報告をいたします。

付託された議案について、9月9日に委員会を開き、審査を行いました。

議案第59号「令和7年度一般会計補正予算（第4号）」は、既定の歳入

歳出予算にそれぞれ1億6,874万4,000円を増額し、予算の総額を201億6,109万6,000円とするものです。

補正の主な内容は2点です。

1点目は、通常分として人事異動に伴う人件費の調整、外郭団体が管理する指定管理施設等の改修に伴う工事請負費、市道道路維持に伴う委託料の増額と下水道事業会計補助金の減額、体育施設等の改修に伴う工事請負費などを計上。

2点目は、災害関連として、今年の5月及び8月の大雨による農地災害と昨年の7月の大雨による林業施設災害の工事請負費などの計上でした。

審査を通じて出された特徴的な質疑と答弁は次のとおりです。

危機管理監の審査においては、委員より「Ｊアラートの故障について、現在の状況を伺う」との質疑があり、執行部より「Ｊアラート受信機からお太助フォンをつなぐ自動起動装置に不具合が生じていることを確認したが、システムの構築業者が撤退しているため、直ちに修理することが難しい。まずはLINEへの接続を急いでおり、新しいお太助フォンのシステムが構築されれば正常な状態に回復すると考えている。市民の皆様には、携帯電話の緊急速報メールやテレビ・ラジオで情報を得てもらいたい」との答弁がありました。

また、委員より「今回の受信機更新の完成はいつごろか。また、不具合は全て解消されるのか」との質疑があり、執行部より「今回の受信機の更新と不具合とはほぼ無関係である。Ｊアラートの受信機の更新は今年度中に完了する」との答弁がありました。

市民部の審査においては、委員より「不適切飼育猫対策事業委託料の増額について伺う」との質疑があり、執行部より「当初、月1回程度と予定していた相談対応が4月から7月で30件あり、そのうち16件が委託先の対応となったため、今回増額した」との答弁がありました。

また、委員より「今年度さらに相談件数やＴＮＲ支援が増加の見込みとなった場合は、再度増額するのか」との質疑があり、執行部より「状況を見ながら検討していきたい。今回の補正はあくまで対症療法であり、啓発が一番大事だと思っている」との答弁がありました。

教育委員会の審査においては、委員より「社会教育施設維持管理費の工事請負費の増額について伺う」との質疑があり、執行部より「高宮田園パラッツォの図書館とロビーのエアコンの排気口を修繕し、大交流室で使用しなくなった移動式エアコンの再設置工事と美土里生涯学習センターまなびの空調の自動制御装置の工事である」との答弁がありました。

そのほか特別会計を含む各会計の歳入歳出について審査した結果、補正額、補正内容等は適正であると判断し、議案第59号から議案第62号までの4議案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、委員長報告を終わります。

○石 飛 議 長　以上で、委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（質疑なし）

○石 飛 議 長　質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。

これより、本案4件に対する討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

○石 飛 議 長　討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、議案第59号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」の件から議案第62号「令和7年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第1号）」の件までの4件を一括して、起立により採決いたします。

本案4件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案4件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長　起立多数であります。よって、本案4件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～◯～～～～～～～～～

日程第6　一般質問

○石 飛 議 長　日程第6、一般質問を行います。

一般質問の順序は、通告順といたします。

質問方式は一問一答方式とし、1議員当たり質問時間は30分以内でございますが、執行部からの逆質問に対する答弁は持ち時間に含まれません。

なお、1つの質問を終え、次の質問に移る場合は、次の質問に移ります等の発言をし、明確に分かるようにお願いいたします。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。

7番　山本議員。

○山 本 議 員　おはようございます。このたび質問いたしますのは、議会へ出るようになりまして、いろんな事案に出くわしました。執行部へもお願いに上がったりしてきたものも中にはあります。なかなか制度があって、それに採択されんというようなところがありますが、とにかく現場では大変な状況も見受けられるので、再度この舞台で、質問させていただいて、将来希望のあるような回答をいただけるようにしたいという意味で質問させていただきます。

通告順に沿って、質問させていただきたいと思います。

まず、第1点ですが、江の川流域特定都市河川指定に伴う各種対策の進捗状況についてお伺いいたしますが、この指定は、江の川水系が令和4年7月に特定都市河川に指定されたことに伴い、江の川流域水害対策計画が令和6年3月に策定されましたが、この取組について、次のことについてお伺いいたします。

まず、第1点は、市は担当の計画実現に向けどのように取り組んでお

られるのか、お伺いいたします。

○石 飛 議 長　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　おはようございます。先ほどの山本議員の質問にお答えいたします。

特定都市河川指定に伴い、国・県と流域自治体で江の川流域水害対策計画を策定し、流域治水に取り組んでいる状況です。取組内容については、田んぼダム、雨水貯留浸透施設などの流域治水対策を推進しております。

田んぼダムについては、昨年度、広島県が実証実験を行い、効果を検証しているところですけども、安芸高田市においても、今年度、排水量を調整する堰板を作成し、対象者に配付する準備を進めているところです。

雨水貯留浸透施設は、本年度から施設整備に向けた基本設計業務を実施したいと考えております。市としましても、近年の豪雨の頻発・激甚化しており、治水対策は、市民生活の安心安全のため重要項目として認識をしており、早期実現に向け、国・県に対して、財政措置を含めて要望しているところでございます。

すみません、雨水貯留浸透施設については、来年度から施設整備に向けた基本業務設計を始めていきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員　今の答弁で着実に実現に向けて取り組まれとるということを感じましたが、来年度から実施計画の着手だと、こういうふうに言われましたけど、国や県の施設もあるんですが、それらも同様に来年度ぐらいから実施計画に入るんでしょうか。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

佐々木建設部長。

○佐々木建設部長　今、市長が申しましたのは、あくまでも市が今後の雨水貯留浸透施設、これを吉田町に2か所、甲田町に1か所、ボリュームでいうと約8万立米、これを貯留できる施設を今から計画をしていこうと考えております。

県・国等の連携は、こういった施設をつくっていくことによりますので、江の川の流域水害対策協議会、こういったところで、今後こういった整備の方針、我々が来年度からやっていこうというものについても一緒に取り組んでいく、そういったことになろうと思っております。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員　随分見えてきたんで、それでは1番については終わりたいと思います。

今ちょっと2番にも関連したんですけど、国・県の計画実現に向けた協議はどのようになっているかというところで、歩調を合わせて、来年度、市の提案をしながら進めていきたいというふうに答弁されたように

思うんですが、地元のほうは、計画が出て20年以内にはやるそうなというようなことで、地元の人はその計画を見たら物すごく喜ばれたんですけど、20年先にやるような話で、自分ら生きとらんわとなって、希望も何もないなと思うんですね。

そこで、来年から実施計画をやると、こういうように希望の持てるような答弁をしていただいたんですけど、実施計画等にとりついたら、ブルドーザーが入るまで何年かかかりますよね。そこらのとこの現場での見える時期というのは何年先ぐらいを想定されているのかお伺いしておきたいと、このように思います。

○石 飛 議 長　2番の質問に行ったという考えでよろしいですね。

佐々木建設部長。

○佐々木建設部長　この流域の治水対策というのは、先ほど雨水貯留浸透施設と申しましたけども、非常に長期にわたるものです。20年間ということになりますので、まず基本設計については、来年度、できれば全ての地区を対象として行いたいと考えています。

これは昨年も実は計画していたんですけども、昨年は一般財源を持ち出さないといけないというところがあったんですが、来年実施するに当たって国から補助金が出るということでございまして、来年度、令和8年度からこの基本設計を立てていきたいというふうに考えます。

今後その整備までの流れなんですが、まず調査をして、その調査段階でやはり地元説明等を1回行いたい。その後、詳細、そして、場合によっては用地買収等も当然必要になってきますので、そうすると、1つの事業に対して7年ぐらいの時間がかかってくるだろうと。全てまとめて一遍に同時にできるかというと非常に難しいところがありますので、その辺の計画の詳細については、今そこまでしか詳しいところは言えないだろうと思います。

それから、市長のほうからも指示がありましたけども、その間の内水対策というのをどうするのかというところが1つ課題としてありまして、これまで山本議員のほうから、たしか排水ポンプ車であったり、あるいは消防のポンプ車を使えないか、あるいは三次のような仮設ポンプ、こういったものが整備できないかということの質問も以前あったように思いますが、期間が非常に長いものですから、その中の仮設ポンプについては、今年度、今、整理をしたいというふうに考えておりまして、できれば来年度で予算ができればと、このように考えております。

以上です。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員　今の答弁を聞きまして、地元の人に話をしても、随分先が見えた、こういう回答であったと思いますので、皆さん喜ばれるんじゃないかというふうに思います。②は以上で終わっていきたいというふうに思います。

③のほうに入っていきますが、指定によって1,000平米以上の宅地造成には、雨水浸透阻害行為という当該自治体の許可が必要となるような制限が加わりました。当該自治体と書いておるんですが、実際にはうちの自治体に出して、それが県の許可をもらわないといけないと、こういうふうにお伺いしたんですが、1,000平米以上の埋立てをしようと思ったら、許可をもらわにゃ埋立てができん。それでは、雨水浸透阻害行為というような施設をせにゃいけんと。冠水しない地域にとっては、そういった条件がついたということで、宅地造成なんかをするのにちょっとちゅうちょする人も随分出よるんじゃないかといって危惧しよるんですけど、そこら辺の弊害ですよね、そういうことはないんだろうかというところをちょっとお伺いしたいんですが。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えいたします。

雨水浸透阻害行為ですね、要するに、1,000平米以上の土地を全面アスファルトで覆うとか、太陽光とかいうところについてですけども、この許可については、先ほどありましたように広島県が行う状況です。

令和4年に制度ができて以降、令和7年8月末時点で、広島県の問合せは県内の案件全体で約830件あったそうです。安芸高田市内の許可件数はそのうち25件と聞いております。

なお、弊害については、広島県に申請者の意見を確認しましたけども、特に弊害と感じることにはなっておらないという状況です。

以上です。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員　あまりにも宅地造成なんかするのに弊害になっておれば流入人口も減ってきたり、新たに定住しようかという人も少なくなったりするんじゃないかいうのを危惧しておりましたが、そういうことはあまりないというふうに答弁があったように思いますので、安心してこの事業を進めていただきたいというふうに思うようになりました。

では、大枠1番の質問は終わっていきたいと思います。

次、大枠2番の農業用施設の災害復旧についてというところで、6月定例議会において同僚議員が、老朽化した農業用施設の修繕対応を求めた質問に対して、国・県に制度の創設や拡充を求めるという答弁をされました。市内における現場は国へ要求されても、それが実現するまでには当分時間もかかる。そういう意味では、市独自でやるようなことも考えられんかというふうに、現場では待っている状況にはないと思うんですね。

そこで、①で質問してみたいと思うんですが、今現在、未確定で国や県の制度の対象とすべきもの、または市単独で補助して対応すべきもののそれぞれの件数がもしかしたらあるんじゃないかと思いまして、そこ

へ件数を問うようにしたんですが、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えいたします。

現在、国の災害復旧事業の対象となる場合は、まず、申請者が災害対象の雨量により被災した旨をおおむね1週間以内に市のほうへ報告をしていただくこととなっております。その後、職員が現地確認を行いまして、対象か否かを判断し、対象となったものを全て広島県の報告期限までに被災報告をし、その後、事業が進んでまいります。

したがって、報告期限に間に合わなかったものについては、災害復旧事業の対象とはなりませんが、市単独補助を利用して復旧することができます。

具体的な件数については、担当のほうから申し上げます。

○石 飛 議 長　引き続き、答弁を求めます。

小櫻産業部長。

○小櫻産業部長　失礼します。

数字ですけれども、復旧事業で災害申請がされなかったもの、待っているものというものはございません。しかしながら、単市補助を使うに当たって数百万円、または1,000万円以上の事業費などになって、50万円が上限の単市補助ではすることが難しく、申請をされてないというのは何件かあるように思っております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員　1番で状況を聞かせてもらったんですが、ないという。単市の補助を待っとる人が何件かあるという答弁だと思いますので、2番へ移っていきたいと思います。

単独の補助制度で50万円を上限とした45%の補助制度があるんですが、この制度により国対象から外れた被災箇所に対して、何か所対応できているのか。過去5年間の実績から、50万円を上限にした災害復旧で対応した箇所が何か所ぐらいあるんだろう。できれば何か所あって何か所というのが知りたいんですけど。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えいたします。

市の農業施設等の補助金による国庫補助の対象とならない、いわゆる小災害の補助件数については、令和2年度が2件、そして令和3年度が87件、令和4年度が55件、令和5年度が14件、令和6年度が10件、そして今年度、令和7年度が8月末現在で2件という状況です。

以上です。

○石 飛 議 長　　答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員　　今の件数を聞いたら、随分利用されたりしてきておるようには感じるんですけど、自分が見る周りで、2021年ですか、あの頃の水害とか、2018年にめげたんじゃとかというようなものがあって、いろいろ策を講じてきよるんじゃが、言われたように、50万円の補助じゃ対応できんけ、国のも対象にならんようなとこで、手がつけられんと。耕作をやめたというところもありますし、耕作をできんのじゃが、どうにかならんかと。私の知っとるところでは、集落全体が耕作できんようになってるようなとこがあるんですね。

この間ちょっとこの質問した後、情報を聞いたんですけど、同僚議員が6月に質問して、国への拡充の要望をしますというんで、8月に市長自らが出向いて行かれて、資料は農林水産省になってるんですけど、そこへ農地中間管理事業の見直しというところで陳情されております。

言われたように、即、行動に移されたというふうに感心もしとるんですけど、その中で課題を書かれとるんですね。農業用施設の老朽化に伴う改修補助制度の充実という課題の中、全くそのとおり、安芸高田市の現況をきちっと捉えて書いておられるんです。これをやろうと思ったら、まちのほうでも大変だろうと思うんですけど、国はそれを見てやると言っても時間が要ると思うんですよ。じゃあというんで、来年度からこれをすると形ということにならんと。

全然話が違いますが、過去に教科書の無償化というのをある自治体がやったんですね。教科書の無償化というのは伝播していって、最終的には国が教科書の無償化制度をつくった。要するに、課題に対して自治体が何とか知恵を絞ってその問題解決に取り組んだ。それが伝播して全国に広がって、国が制度化していくという例もあるんです。そういう意味では、この課題というのは間違いなくうちの課題をまとめられておるんですよ。じゃあ、その課題を国に動いてもらいたいというのは言ってあるんですけど、待ちよったんじゃどうにもならんと、これが現実ですよね。

じゃあ、災害復旧制度の50万円の制度をこれで待ち合わんようになっとる。これでどうにか改めるか、それとも新たな制度を考えて、国に言われた課題の解決に安芸高田市の自治体として、こういうもので今、取り組みよるんだと態度で示すというんですか、そういうことはできるもんかなというふうに思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○石 飛 議 長　　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　　山本議員のおっしゃる思いというのは十分に分かります。そういった意味で、今できることとしては、同じ内容を県のほうへも要望させてもらっております。そして、できることを市のほうで単独でやり、それを大きなうねりにして国に動かす1つの方策だと思うんですけども、さ

りとて、市の財源規模というのがありますし、この事業だけではなく、福祉・医療、いろんな分野に対して、やはり同じような課題を持ちながら国・県のほうへ要望しております。

その中で優先順位をつけるとかいう中で、どこまで市が単独でできるかというのは、これから考えていく必要があることは私も認識をしておりますが、この場で、それでは来年度、再来年度ぐらいを目途に、市で単独でこの流れをつくっていこうというところまでの回答はできかねる状況ですので、そこのところは御理解をいただきたいと思いますけども、そういう状況であるということは私も認識をしております。

以上です。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員　今、市長の答弁は分からんでもないんですが、要は財源ですね、やろうと思っても、ない袖は振れんという、そういう状況だと思うんですけど、今までコロナの対策とか、物価高騰対策で特別交付税の交付金が入ってきたと思うんですよ。そのときに自由に使えというような部分があったり、メニューが若干あったんでしょうけど、今、国のほうでは総理大臣の交代ということで、自民党のほうで立候補者がどんどん出ておりますよね。それらの中で、なるかならんか分かりませんけど、私がなったら、物価高騰対策で特別交付税をつくって、地方へ配って自由に使ってもらうんだというような人もおられます。

ただ、これは自由に使ってくれという国から来る交付金を知恵を絞ってこういったほうへ回せんのかと。もう1つは、地方創生推進交付金制度というのが元からありますけど、石破総理になったら特別交付税とかいうんで新たなものをつくりまして、ひと・まち・しごとですか、そういうようなことでつくったんですけど、こっちがメニューをつくって、老朽化した水路、農業用施設ですね、ここへ8月に要望された現状を打開するために消滅集落を解消するんだと。この交付金をもって農業用施設を改修して、消滅集落を解消して、そこはやっぱり住み続けてもらうんだというような考え方に立って、この交付金制度を使うんだというようなアイデアというのは出せるんじゃないかなというふうに思うんです。

今、総理が決まろうかというような話なんですけど、ここらの地方創生交付金なんか、既存の制度でそういったことがあてがわれるものがあるんじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長　お答えいたします。

今言われた防災・減災とか、安全に住めるような形にというところに地方創生関係の交付金が使えないかというふうなことですけども、新しい制度がどうなるかというのは分かりませんが、今の制度の下では、や

はり少し難しいかなというふうに考えています。

　というのは、地方創生のところも何でも安全が担保されれば、もちろん住民の方にとってはいいということではあるんですが、基本的には、国としてお金を出したことによって地域の経済活動がそこで起こったりとか、そこで新たな業が生まれたり、収入が生まれたりというふうな、そういうところにつながらないとなかなかオーケーにならないというふうな交付金だと捉えています。

　ですので、もし仮にこれから災害が頻発してどうもこうもならんというふうなことで、そこに対する対応というのが新たに生まれればそういうことはあるかもしれませんが、現行の地方創生というくくりの中には少しはまりにくい部分があるかなというふうに今は見ています。

　以上です。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

　山本議員。

○山 本 議 員　それではお伺いしますけど、そういった視点で今ある現制度、そういうことの検討はされた経緯がありますか。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

　高下企画部長。

○高下企画部長　災害のところにどのような対策がというのは、部局を横断した形で、予算査定のときなどにこれに良い財源はないかということで検討はしてきています。

　個別にいろんな視点でというふうなところについては、やはりどんな方法があるかというのは広く事例を探ってはいますが、今のところはそれに結びついていないというのが現状です。

　あとは、できることはずっと市長が申し上げたように、状況についてを訴えていって、それにはまるようなということしかないかなというふうに思っています。

　以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

　山本議員。

○山 本 議 員　今の話を聞いたら、通例のときでの話ぐらいしか聞こえないのですが、今日を機会に、大きな課題というのはちゃんと国へ言われとるんですから、市として、そういった国の自由に使えるというような交付金が来るときにそれをあてがってやるんだと。そのためには理論構成をしなければいけない、全国でも、まねをしてくる可能性のあるような形を取って国を動かすような市独自の事業として、モデルとして取り組むようなことをやってほしいというふうに思うんですけど、そういったことは今後考えられませんか。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

　杉安副市長。

○杉安副市長　お答えをいたします。

市長も先ほどもお答えをしたかと思います。そして企画部長のほうも、今執れることの手法とか、いろいろお答えをする中にその部分もあったと思います。山本議員御指摘のように、この先、特別交付金で市の裁量によって使えるものが新たに財源として地方に与えられるということになったとしても、それはやはり市の中の課題は、山本議員がおっしゃられる農地災害とかいう部分だけに限らずたくさんありますので、どれにどのように使っていくのかというのは、市のほうの裁量として優先順位等も考えながら検討していく必要があろうと思いますが、当然、今、御指摘の部分について集落全体が生産活動できないとか、ひいては生活していくことができない、あるいは住み続けられないという部分は大きな課題として捉えておりますので、その中の特別交付金が仮にあるとしたらということの答えになりますけれども、大きな検討をする要素の1つと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員　分かりました。期待して待っておりますので、そのスタンスで進めていただきたいというふうに思います。

次、3番に行きます。林地崩壊に伴う災害防止についてお伺いします。

裏山が崩れ、危険な状態を伴う箇所があります。これらの対策について関係部署に問合せをいたしましたが、具体的な計画にまだ至っておりません。関係者の方は不安の中で日常生活を強いられております。次のことについてお伺いいたします。

国・県の制度により、地元負担を伴わない対策は考えられないかというところをお伺いいたします。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えをいたします。

山林の崩壊防止対策は、民地の場合、当該山林の所有者が行うことが原則となっております。しかしながら多額の工事費等がかかり、所有者のみで対策を行うことが困難という状況というのは十分に承知をしております。

現在、安芸高田市では、市が主体となり行う小規模崩壊地復旧事業と県が主体となって行う県営の治山事業の両方で治山事業に取り組んでいる状況です。また、降雨などにより被災した山腹に対して、土砂撤去または対策工事を行うものに単市の補助（45％補助）を行っております。市が行う小規模崩壊地復旧事業については25％の負担金が必要ですが、県営治山事業については地元負担がありません。しかしながら、県営治山事業は県内で事業の要望があり、また規模の大きな工事になることから、要望地区全て完了に至っていないのが状況となっております。

県営治山事業については広範囲になるなどから、採択要件としてのハ

ードルの高いという状況となっておりますので、要望箇所の採択に向け、引き続き県のほうに強く働きかけをしていきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員　なかなかいい制度がないというところなんでしょうが、私が見る限り、2021年の水害で裏山がずれて、ずれた土をのけられとるんですが、いまだもってずれた状態のえぐられた状態がまだ放置されておるというのは、小規模崩壊事業で、その家が負担せないかんのを待っておられるんじゃないかと思うんですけど、そこの隣地には、2年前だったですか、行ったら、風呂へ裏の山から石が転げ落ちてきて、風呂に当たって風呂が壊れたんじゃと、同じ地域ですよ。その同じ地域は署名を集めてですね、急傾斜地なんで、とにかく対策を考えてくださいと言うて、ここへ署名を持って市長宛てに出されとる。だけど戸数が足らんと。あと２軒ぐらい足りないらしいんですけど、戸数が足らん言うて、そのままいまだに至っておるんです。座して死を待つような状態。これはどうにかならんかの。

今聞いたら、市の単独事業でもどうにもならんし、県営の治山事業でやるといっても広範囲になってやらなければいけない。その辺を、やっぱり現場を見ていただいて、現場は見ていただいているんですよ。現場を見て、これについてどうにか県へ要望なりして、国・県の事業を取り入れてやるということにならんかなと思って。とにかく市のほうで企画しなければ国も県も動かんですからね。どうやったらできるかという計画を立てて、こういうことにならんかと言って、県や国へ要望してもらうということになるまいかと思うんです。

そこの現場はいつ上から石が落ちてきて家がめげるか分からん。実際にめげたりしょうるんです。その辺を実態を調べていただいてやるというわけにいかんでしょうか。その辺、全市そのような場所もあるのかも分かりませんけど、その辺の取り組むお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○石 飛 議 長　引き続き、答弁を求めます。

小櫻産業部長。

○小櫻産業部長　議員のおっしゃる箇所は要望箇所も上がっており、存じております。

一番のネックは、どうしても小規模崩壊地を市の補助でやるときに、個人の負担が多くなって、その部分で諦められているというのが実情でございます。

それに対して議員がおっしゃるように、負担が少なく、何とかできんかということでございますけども、そのことについても県のほうと相談して、これは県営事業なんですけども、県のほうの採択の事業になりますけれども、戸数が当時足らないという形になっております。

まず、石とか落ちてきて危険な状態ということでございます。現在、

平成30年、令和3年と立て続けに大きな災害が起きて、この中山間地においては、危険箇所、土砂災害、レッドゾーンとかいう箇所はかなり多くあります。それを全てやっていくというのは現実的に不可能かなというふうに思います。

まず、1つは、本当に危険があるときには、1つは早めの避難というのは市から広報させていただいておるんですけれども、今の現状の市の制度、小規模補助にしろ、広島県の中で単市の補助をつくっておるのは、うちと北広島町のほうが単市補助も令和３年からつくって対応はしておりますので、今ある現状の制度を利用していただきたいと言うしか今はないと思います。

以上です。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員　そういった現実というのは把握してもらっておるんで、何か機会あるごとに問題の解決を図るというスタンスを日々取り組んでもらいたいと、このように思います。

それでは、4番に行きます。文化施設の修理なんですが、旧町にある文化施設の中で、空調設備やホールの移動観覧席が故障しても修理されず、地域の文化活動などに支障を来している施設があります。旧町単位での住民コミュニティ活動を推進する上でも修理すべきと思いますが、次のことについてお伺いをいたします。

多額の費用が要ると聞いていますが、単年度、実際に修繕するのではなく、計画的に解消することはできないかという質問を挙げさせてもらったんですが、この9月の補正ですね、私がここで問うておるのは、文化施設の八千代と高宮と甲田なんだ。美土里は知らなかったんですけど、美土里、高宮はこのたび補正予算をして空調設備の対応をするというふうに取り組んでおられることは分かりました。八千代のほうも空調は来年度予算を検討しておると、こういうように言われました。それで、ほぼ解消に向けた市の姿勢でおられるんだなというのは理解しました。

ところが、議会で7月、8月に地域懇談会をやったんですね。八千代だったんですが、「地域コミュニティについて」というテーマで住民の人と議論をしました。その場で出たのは「よく考えてみてくれと。地域コミュニティって地域がやるんだ。今度はまちでのコミュニティを考えたときに、文化施設で空調が効かん。せり出す椅子を持っていうようなことで、やりよったことがどんどんできんようになって、そういった交流関係の事業がやめてきとるんじゃと。やれ、やれ、と言うたって、地域の交流施設を常に使えるように、みんながコミュニティ活動でそれが使えるようにするのが本来の姿じゃないか」ということを言われました。これは全くそうだなというふうに思いましたんで、一般質問で挙げさせてもらったんです。

今言ったように、空調設備を取り組んでおられるんですけど、八千代

のせり出す椅子をいつ直されるのか。要するに一例ですが、カラオケ大会をされていたそうです。八千代町全体のせり出す椅子が動かんというんで、テーブルでやらなきゃなっていうんで、だんだんやることがなくなってきて、今やりよらんと、こういうようなことで、昔やりよった、皆さんがよく行ったような事業が廃止になりよるんじゃということだったんですが、それで、甲田町のミューズは、今度は空調が壊れてるんですね。

この間、総会の会議があったんですけど、ホールのほうで冷えるだけずっと冷えるんだそうです。それで「寒くなったら言ってください、止めるから」と。それで、今度は「暑くなったらまた入れますから」と。「どうしたんだ、調整つかんのか」と言ったら、「効かんようになっとるんです。直すといったら全体を直さないかんようになってくる」と言いよったらしいですが、前任の担当者は教育委員会のほうへは修理を言うとらんと。修理を全く手つかず状態で今来とるんです。使えるんじゃけ我慢して、それで空調が寒くなったら一応切って、それでまた温くなったらまた入れてというようなことを繰り返して利用しているような状況なんです。そこら辺の施設の不具合によって、今の地域の活動が停滞していくという視点から、今の八千代の階段のせり出す椅子の修繕ですね、そこらの修繕とか、とにかく文化施設の基幹的なとこが壊れたらすぐ修繕して、大きくなる前に地域の活動を支えるという意味で、直す姿勢があるかどうかというところを聞かせてください。

以上です。

○石 飛 議 長　山本議員にお尋ねしますが、通告どおりの質問でよろしいですか。

では、通告に沿っての答弁をお願いいたします。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えいたします。

各文化センターにおいて、老朽化によって設備の故障が発生している現状というのは把握をしております。先ほど御紹介いただきましたように、可能なことから計画的に修繕をしていくように対応しているところですけども、地域のコミュニティ活動や文化振興の拠点である文化施設で機能維持は重要な課題というふうに思っております。しかしながら、財政状況を考えると、施設が大きいだけに、すぐ修理に対応するというのはできかねる状況です。

先に策定した個別施設の計画の下、広域的な視点に立って施設ごとに必要な機能を整理するとともに、現在、検討を行っている支所機能の集約も考慮しながら、できるだけ財政負担が少ない形で必要なものは計画的に修繕を行い、市民の皆さんに不便をかけないようにしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員　今、市長の答弁と実際に9月の補正予算でそういったことへの対応をされておりますので、6町の文化施設はやっぱり地域のコミュニティの基幹施設ですから、そういうのをスタンスに入れて、一遍には無理というようなとこも分かりますので、随時、地域の要望に応えられるようにやれることを伝えまして、この質問を終わっていきたいというふうに思います。

次に、5番目、防犯カメラの設置についてですが、現在は全国でも想像つかないような犯罪が起きております。よって、次のことについてお伺いいたします。

市内の小中学校において、児童生徒の身辺保護や校内管理を目的に防犯カメラの設置はできないかお伺いいたします。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えいたします。

防犯カメラの設置については、令和7年度の当初予算において予算化をして、現在、中学校を先行して設置を進めているところです。これは昨年度中学校において発生した事案を受けたもので、これにより生徒の安全確保、不審者の侵入抑止、校内の器物破損防止など様々な防犯効果を期待しておるところです。小学校への防犯カメラの設置については、中学校の設置状況や効果を検証しながら、今後導入に向けて検討を進めてまいります。

子どもたちの安心・安全な学習環境を確保するため、引き続き防犯対策の充実に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員　今、小中学校についても取り組んでおるというところで確認していきたいと思います。

1番はこれで終わります。

それで、2番のＪＲの各駅に不特定多数の人が列車に乗ってきて来庁されます。そこらで、駅にやっぱり同じように防犯を目的に防犯カメラができんじゃろうかと、こういうふうに思いますが、よろしくお願いします。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　ＪＲの駅にということでございますけども、現時点では、ＪＲの各駅に新たに防犯カメラを設置するという予定はしておりませんが、向原駅については、券売機付近にＪＲさんのほうが防犯カメラを設置されていると確認をしております。カメラについては中学校の件もありますので、引き続き検討課題だという認識でおります。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員　この2番は、駅周辺の人からの要望があったんだと。以前にこういうことがあった。最終の列車で甲田町へ来て、一番で帰った泥棒がおる。そういうことで、列車の利用というのもあるんだと。そのときは軒並み、あの家から始まって、あそこの家までが全戸空き巣に遭ったと、そういうことがあった。防犯カメラがあれば、どういった人物が出入りしたんかということを見れるじゃないですか。

駅というのはその地域だけのものじゃなくて不特定な人が来たりして、そういった犯罪に結びつくような人たちも来るわけですよ。ですから、できれば早急に3つの駅にどういうような人が出入りしよるかというのが見れるように、犯罪防止のため、そのようなものを据えていただきたいと思うんですが、再度お伺いします。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　近年いろんな犯罪があって、都市部ではコンビニとかいろんなところに防犯カメラがあり、それをリレーで検索することによって早期に犯人を逮捕に至るという効果もあるのは存じておりますけども、こういった中山間地といいますか、当地域のようなところではなかなかコンビニもなく難しいので、その代わりを、やはり市のほうがある程度整備する必要があるんだろうという思いはしております。

国のほうも、そういった取組に対する補助がないかということも検討しながら、若干、交差点等にも市のほうとしては設置しておるものもありますので、そういったところを有効に活用するような方策で考えていきたいなと思います。

以上です。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員　今の市長の答弁を期待して、5番の防犯カメラの設置というのは終わっていきたいというように思います。

次に、市民への意見聴取についてですが、執行部のほうは、事務事業の決定や執行を行う際にパブリックコメントにより市民の意見を聴取しておられます。この制度は市民に広く浸透しているとは思えません。市民が容易に取り組めるものでないため、意見が少ないと見受けております。

また、市民モニターへのアンケート調査の取組も終了されておられるように聞いておるんですが、市民の意見が政策に十分反映するように、次のことはできんかお伺いいたします。

①で、多くの市民の意見を聴取するために、紙や電子メールによるアンケート調査を実施する考えはないか。これを主にした意見聴取ですね、そういうことはないかということをお伺いいたします。

○石 飛 議 長　　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　　お答えいたします。

確かに、パブリックコメントに対する回答率が低いというのは私も認識をしております。議員のおっしゃるように、紙ベース、あるいは電子メール等によるアンケート調査の実施はどうかということでございますけども、市民の意見を多く聞く上で、必要に応じては紙やＷｅｂを利用したアンケート調査を今もしております。実際には、お太助フォンの更新に関するアンケート調査は紙ベースで行っておりますし、今後も事業等を進めるに当たり、適宜、紙がいいか電子メールがいいかということも考えながら、一人でも多くの皆さん市民の皆さんの意見を多くくみ取ることができるように検討していきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長　　以上で、答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員　　私の思いに沿うような答弁をいただいたんで、それでやっていただけたらと思います。

2番目は何を考えたのかよく分からんのですが、1番と同じことを問うとるような気がしまして、2番は割愛させていただきます。

いろいろ質問をさせていただきましたが、一応、希望の持てるような答弁をいただいたんで、鋭意努力して、実現に向けて行っていただきたいと、このように思います。

どうもありがとうございます。

○石 飛 議 長　　以上で、答弁を終わります。

1時間が経過しましたので、ここで換気のため11時15分まで休憩といたします。

～～～～～～～～～○～～～～～～～～～

午前１１時０４分　休憩

午前１１時１５分　再開

～～～～～～～～～○～～～～～～～～～

○石 飛 議 長　　休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて、通告がありますので発言を許します。

8番　新田議員。

○新 田 議 員　　8番　新田和明でございます。通告に基づき、大枠3点について質問いたします。

まず、最初の質問に入ります。

昨年7月の市長選挙から、衆議院議員、また市議会議員、参議院議員選挙が続き、直近の投票率は上昇傾向にあります。7月の参議院議員選挙では多くの方が期日前投票を利用され、投票日当日の投票とほぼ同数の投票となり、政治への関心が高まっていると捉えております。

そこで、以下の点について見解を伺います。

(1)国政選挙における投票所の現状と取組を伺います。

①参議院比例代表選出議員選挙では、候補者氏名または政党その他の記載が可能ですが、投票所に設置されている「政党名や候補者氏名等の案内方法」が非常に分かりにくいと市民から伺いました。設置状況について伺います。

○石 飛 議 長　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

山平選挙管理委員会委員長。

○山平選挙管理委員会委員長　新田議員の質問にお答えします。

参議院比例代表選出議員選挙に係る投票所内における名簿届出政党等の名称等掲示紙は広島県選挙管理委員会において作成し、配布されたものを投票用紙記載台と投票所内の見えやすい場所に掲示しております。

○石 飛 議 長　以上、答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員　今の答弁の中で、県の方向性に基づいて設置された掲示物ということで理解をさせていただきました。

実際のところ、会場に行かれた方から表示が分かりづらいという御指摘であったということは事実なので、選挙の公平性とか、それから有権者の判断に影響を及ぼすんではないかというところも注意点ではないかと、そういった可能性があるということをぜひ承知していただいて、改善の余地があると考えていただきたいなというところで、②に入ります。

参議院比例代表選出議員選挙における候補者氏名の記入に関し、有権者自身が事前準備として、投票所に候補者名を記したメモ等を持込みする行為は可能であるのか伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

○山平選挙管理委員会委員長　選挙人が自らの備忘録としてのメモを投票所に持ち込むことはできます。また、選挙公報や法定ビラを持ち込むことも可能です。しかし、必要以上に大きな紙に書いたもの、メモと称するものを持って選挙運動まがいの行為を行うなどについては、投票所の秩序を乱す行為、投票干渉を行う行為、選挙の自由を妨害する行為等に当たる恐れがありますので、注意が必要です。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員　よく理解できました。期日前投票に関して、市民の方から緊張してしまい候補者名を忘れてしまったことがあるなどという御意見等も伺っておりますので、そういったはがきにない、ちょっとした手書きのメモを持っていく程度であれば全然問題ないよということでしっかり理解させていただきました。そういったメモを確認するということをもう一度、今度、住民の方、市民の方にどうやってそれを徹底というかですね、大丈夫なんだということを周知していただく、そういった広報活動は何かお考えでしょうか。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

○大﨑選挙管理委員会事務局長　ただいまの質問に対して答えます。

今までそういう案内とかをしてなかったんですが、ホームページ等にそういうメモ等も持ってこれるというのを記載して、住民の方に周知を行いたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員　次の質問に入ります。

⑵期日前投票の受付時、作業の簡素化の考えについて伺います。

①「投票所入場券」いわゆる選挙案内はがきの有効利用として、はがきの裏面に期日前投票の申込欄を設け事前に記入されることで、投票作業の利便性の向上につながると考えますが、お考えを伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

○山平選挙管理委員会委員長　投票所入場券はがきに、申込みに該当する宣誓書を印刷して送付することは以前からの懸案事項でございました。国の進める情報システムの標準化の導入時期と投票所入場券はがきの在庫を考慮して導入を控えておりましたけれども、本年度11月9日執行予定の県知事選挙より、投票所入場券はがきの裏面に宣誓書を印刷して送付することとしております。

○石 飛 議 長　以上、答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員　次の質問に入ります。

②ＤＸによる選挙人名簿と投票所入場券の確認作業の簡素化を進める考えがないか伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

○山平選挙管理委員会委員長　期日前投票所では期日前投票システムを導入しており、投票所入場券を持参された方は、券面に印刷されたバーコードを読み込むことによって選挙人名簿との照合が簡単に行えるものとなっております。二重投票等の投票誤りが発生しないように十分な確認作業が必要でありますので、今以上の簡素化は難しいと考えております。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員　これ以上の改善は難しいという答弁だったと思います。

それでは、現在混み合っているのは、期日前投票が多くなったということで今のお話聞く限りは理解したんですけども、そういったことであれば、今現在実行されている移動式投票所の効率性も検討にならないかということも含めて、今の現状の投票の実態等々を伺ってもよろしいでしょうか。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

○大﨑選挙管理委員会事務局長　期日前投票のまず状況ですか、最近の選挙におきまして、投票者数の約半数近くが期日前投票をされている状況になっております。当日は33

か所の投票所で投票を行うわけですが、期日前投票になると最初のほうは1か所で、後半については6か所で期日前投票を受けるわけですが、どうしても1か所の期日前投票所にたくさん来られるという状況がありますので、少し確認作業がありますので、どうしても待ってもらう時間というのが発生します。その辺についてはちょっと御理解をいただければと思っております。

あと、移動式投票所と臨時投票所のほう、現在、令和4年の参議院選挙のときから実施をしております。臨時投票所のほうは吉田病院で、最初4日間行っておりましたけど、最近は2日間にさせてもらっております。

高校において移動式投票所ということで、吉田高校と向原高校において、1日1時間程度ぐらいですけど、投票所を開いております。そちらのほうでもやっておりますので、そういうところで少しでも期日前投票を通してもらって、混雑等がなくなればと思っております。

よろしくお願いします。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員　今現在、吉田総合病院、それから吉田高校、向原高校という形で移動式投票所は既にされているということの状況と。私の知り合い等々も含めて伺ったのが、今後、もうちょっと広くやっていただきたいというようなことで、ショッピングセンター、要は、うちで言えば、ゆめタウンさんなんかなと思われるので、その辺のもしお考えがあれば、この場で答弁いただけますか。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

○大﨑選挙管理委員会事務局長　商業施設等での期日前投票におきましては、現在のところ考えていない状況です。というのも期日前投票においては、期日前投票システムを活用して実施しております。この期日前投票システムについてはオンラインでの稼働をしておりますので、商業施設等でやろうと思った場合、オンラインの線を設置するという必要がありますので、どうしても経費対効果の関係で、現在のところはちょっと難しいというふうに思っております。

○石 飛 議 長　以上、答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員　次の質問に入ります。

(3)期日前投票所における投票案内の取組として、コミュニケーションボード、いわゆる簡単なイラストや文字等を表示し、投票者は不明点を指し示す方法や、投票支援カード、投票に関して困っていることを事前に書いて持参する方法を活用し、投票時の支援を取り組んでいる自治体があります。本市ではこのような支援を取り組む考えはないか伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

○山平選挙管理委員会委員長　聴覚障害のある方とのコミュニケーションツールとして、各投票所に

コミュニケーションボードを設置しております。投票支援カードについては現在使用しておりませんけれども、投票所内に「投票のことでお困りの方は遠慮なく職員にお申し出ください」と記載した紙を掲示し、選挙人に何らかの支援が必要な場合には、事務従事者による人的介助を積極的に行っているところです。また、必要に応じて筆談の対応を取ることも想定して人員を配置しております。

○石 飛 議 長　以上、答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員　それでは、安芸高田市については既に取組されておるということの今答弁だったと思います。ただ現状では、情報の整理とか表示方法が非常に分かりづらいということを市民の方々に伺っていて、もうちょっと活用、印象的にこれだなということが分かるように、もう一度、表示方法等変更されたらどうかなというところで提案なんですけども、今後方向性をさらに強化するという1点で御答弁いただけますか。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

○大﨑選挙管理委員会事務局長　現在の問合せ等の要望がない状況でありますので、実施をしておりませんでしたけど、コミュニケーションボードであるとか投票支援カード、そちらのほうをホームページとかに掲載して、事前に用意してもらって、それを持ってきてもらえるような取組というのは可能であるかなと思っております。今後の検討課題として、その辺をちょっと考えてみたいと思います。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員　それでは、次の質問に入ります。

2. 高齢化に伴う対応について。

2025年9月1日の本市の人口は2万5,534人、65歳以上の高齢者は1万584人、人口割合でいえば41.5％であります。そのうち、75歳以上の後期高齢者は6,482人と25.4％、現在の本市の世帯数は1万3,123世帯、1世帯当たりの人口は平均で1.94人、いよいよ2人を切ったという状況で、平均となっておりました。

そこで、(1)単身世帯や身寄りのない高齢者の緊急連絡先や遺言書等の保管場所、さらには葬儀や納骨・財産の処分について円滑に進めていくためには一定の仕組みが必要と考えます。

①所信表明で述べられていた「元気なシニアを応援する取組としてのシニア手帳の作成」について、現在の取組状況をまず伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えをいたします。

高齢者の医療や介護ケア、健康維持に関する情報の記載があり、自分で緊急連絡先や今後の生活への思いなどを記したり、健診の結果、日頃から健康維持の活動を記入して心身機能の保持増進に役立てるなど、高

齢者自身がセルフマネジメントを行えるものとして手帳は有効と考えております。

現在、各種イベント時には健康チャレンジ記録票を配布して、日々の体調の記録や運動や食事などの目標達成の記入を呼びかけております。自身の体調や目標の達成状況を記録し振り返ることで、健康に対する意識の向上が図れるものとして評価をしております。また、アドバンス・ケア・プランニング、いわゆる人生会議にかかるもの、あるいはエンディングノートですね、これも今100円ショップ等でも市販されておりますけども、高齢者の生活に関する様々な手帳が各種団体や機関から発行されている状況であります。どのような形で高齢者の意思決定や健康保持の支援に役立てていくかを検討していこうと今検討しているところです。

以上です。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員　次の質問に入ります。

②市民の終活を支援する取組として、終活情報登録制度を設けた自治体があります。先ほど市長がおっしゃいましたエンディングノートを普及啓発するなど、終活支援を進めるお考えはないか伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えいたします。

人生100年時代と言われる状況の中で、高齢者が人生の最終段階をどのように生きるかについて準備をしておくということは、大変意義のあることだと思っております。本市では、高齢者御本人が高齢期をどう過ごし、どのような医療やケアを望むかなどを、本人の大切にしていることや希望する生き方について考えたり、家族など身近な人や医療福祉関係者と話合いを行う、先ほど紹介しました人生会議等の啓発に取り組んでおります。

終活については、人生最後を見据えた事前の準備活動となります。これについては地域包括支援センターにてエンディングノートを作成し、地域において啓発活動を行っておられます。

今後も高齢者本人が人生の最終段階について主体的に考え、意思決定し、家族等に伝えていけるための取組を継続していこうと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員　ということで、既に取組はされているということの理解をさせていただきました。

まだまだ市民への啓発活動が足りてないような気がしていますので、

これは地域包括センター、社協さんとのしっかり連携の中で、もう少し啓発活動をしていただきたいなということで、ちなみに75歳以上の単身世帯はどれくらいあるのか伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えをいたします。

本市の住民登録にある75歳以上の高齢世帯数は、全体で約5,018世帯あります。そのうち46.4％に当たる2,329世帯が単身世帯ということになっております。これは2025年4月1日現時点でございます。

以上です。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員　次の質問に入ります。

近年ライフスタイルの多様化や家族形態の変化により、高齢者の生活環境は大きく変わっています。政府調査機関の統計によれば、1995年と2020年を比較した際、65歳以上の高齢者による単身世帯は約2倍に増加しているということでありました。

このような背景の下、孤独死の問題も深刻化しています。総務省の調査によると、2018年4月から2021年10月までの約3年間の間に引取手のない孤独死とされる事例は10万5,000人を超えました。

そこで質問に入ります。

③本市では引取手のない「孤独死」の対応をされていますが、火葬や埋葬を行う親族などがいない場合、法律により故人の預貯金を充てることができると規定しています。今後、本市における対応について市長の見解を伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えいたします。

近年、一人暮らしの高齢者で家族、あるいは親族がいない、または交流がない、いわゆる身寄りのない方の死亡が増えております。これまで年に1件程度であった身寄りのない方の死亡への対応も2022年度から急増しております。2024年度には6件に及んだ状況です。

このたび、国が「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引き」を今年7月に改訂をし、墓地・埋葬等に関する法律第9条第2項に係る、身寄りのない方が亡くなられた際の火葬等に係る費用に充当するための預貯金の払戻しについて、金融機関宛に依頼するための様式案が示されました。

本市においては、これまで金融機関へ払戻し請求にて死亡者の遺留金から火葬等にかかる費用へ充当した事案もあります。今後も国の手引に従い、身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金引出し及び火葬費用への充当に係る事務を執り行ってまいりたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長　以上、答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員　次に入ります。買物支援について伺います。

本市の中心部から離れた地域では、地元スーパーまで自動車で最大30分かかる場合があります。高齢化に伴い、運転免許証を返納する方が増加傾向にあります。これにより、自家用車を持たない住民が増え、日常の買物に困難を感じる方が少なくありません。団塊世代の全てが後期高齢となり、特にこれからの10年間は運転免許証返納や免許証の更新を行わない高齢者が増加するとも予測されます。このような状況を踏まえ、食料品などの購入を支援する新たな仕組みづくりが急務であると考えます。

現在、安芸高田市内では、予約販売による配送業者や移動スーパーとして地域を巡回する事業者などが、採算が厳しい中でも買物支援に取り組んでおられます。しかしながら、中山間地域では民間事業者の参入が厳しく、採算が合わないといった声も聞いております。このような現状を踏まえ、持続可能な買物支援の仕組みを早急に構築する必要があると考えます。特に移動販売など継続していくには、行政による支援制度の導入が不可欠ではないでしょうか。

そこで、(2)公共交通が十分でない本市にとって、高齢者等の買物や通院に関する新たな支援策が必要と考えます。市長も、昨年9月定例会の所信表明や一般質問の答弁において、支援策の必要性について述べられております。

①買物不便地域の解消のため、移動販売の検討がどの程度進められているのか伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えをいたします。

移動販売を含めた買物困難者支援に係る検討については、今年の4月に新設しました政策統括監に対して検討指示を出しております。

これまでの検討状況としては、近隣自治体や市内関係者へのヒアリングをはじめ、政策統括監を中心に組織をした複数の関係課による検討会議を開催しております。さらには、民生委員・児童委員やケアマネジャーの方に対してアンケート調査を行い、地域の実態把握などを行っております。

今後においては、結果等を基に、既に展開をされております民間事業者の協力を得ながら、買物困難者支援に係る対策を講じてまいりたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長　以上、答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員　次に入ります。

②自家用車以外の移動手段としての「ライドシェア」の検討は、どの程度進められているか伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えをいたします。

現状、川根地区、智教寺地区において実施をしております自家用有償運送という形態もライドシェアの1つで、公共ライドシェアと呼ばれるものに位置づけられております。

近年よく報道で取り上げられておる、タクシー会社が都市部等でタクシー不足を補うために、一般のドライバーが自家用車で乗客を有償で運送する仕組みで、日本版ライドシェアと呼ばれるものになります。

本市においては、日本版ライドシェアで規定されているような都市部のような状況にはないことから、公共ライドシェアが適合する地域があれば適合するという考えで現在おります。

現状ではさらに公共ライドシェアの適用地域を増やさなくてはならない状況にはありませんが、将来的に現行公共交通を担っているドライバー不足などが懸念されますので、引き続き利用者の利便性、地域の担い手の状況等を勘案しながら判断をしていきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長　以上、答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員　先ほど市長から御説明があったとおりで、安芸高田市の場合は、便利がいい悪いは別として、既に空白地帯がないと、ある程度は配備されていると、交通網があるということで、なかなか個人を募ってのライドシェアが厳しいかなというのは今理解できました。

ということであれば、例えば、高齢者が移動手段に制約がある等々いろいろありますけども、日常の買物や通院などが今すぐの課題ということになっているので、それであれば住民同士で声を掛け合いながら、お互いに支えながら移動を助けていこうじゃないかというところを市のほうで把握していただいて、何とか新しい仕組みを考えることができないかということで市長に伺っていきたいと思いますが、どうでしょうか。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　一番の理想は、目的地へ家からすぐ行けるドアツードアの移送が一番いいんだと思います。これを対応するということになると、到底、行政のほうでは対応できないので、これから旧町ごとに集落支援員を置き、振興会の見直しというのをやっていきますので、この中でこういった取組も行えるのかということも状況を見ながら、情報を取りながら、全国ではいろんな取組でライドシェア的なものをやっておられるところがあるので、そういったものも振興会、集落支援員を中心としたこの支所機

能の見直しの中でも取り組んでいければいいと思いますし、現状ある公共交通についても今度見直しを行いますので、そういったところも総合的に見ながら考えていきたいなと思います。

以上です。

○石 飛 議 長　以上、答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員　次に入ります。

(3)今後、高齢者の地域への関わりと孤立が課題になっていくのではないかと危惧をしています。本市の一部地域では、子ども食堂に近い状態で、地域食堂として幅広い年齢層が安心して気軽に立ち寄れる環境を整えておられます。この地域食堂の取組を一人暮らしの高齢者の活用、高齢者がどうやったら頑張れるかというところの一助として広げることはできないかということで、高齢者の孤立を防ぐ一助となるという考えが市長の考えの中にないか、ちょっとここで伺ってみたいと思います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　地域食堂については、地域の誰でもが参加でき、集まって食事をしたり、楽しい時間をともに過ごすことで、多世代交流及び地域のネットワーク形成が図られることや、ボランティアとして運営に参加するということで誰かの役に立つという達成感が得られるなど、様々な効果が期待ができる取組だと思っております。

当市では、一部の地域において住民の自主的な活動としての地域食堂、そして社会福祉協議会による地域福祉会議の取組として開催している地域食堂があると把握をしております。高齢者も地域活動の担い手としてこういった取組に参加することは、孤立を防ぎ、心身の活性化にもつながるものと思っております。

このような地域での住民主体の取組が多世代の参加によって継続できるよう、今後、地域振興組織や市集落支援員、生活支援コーディネーター等の協働による支援を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員　全体の中でかなり検討に入っている状態なのかなと今ちょっと推測したんですけども、市として具体的に今市長がおっしゃったんですけども、もう少し詳しくここを説明いただけますか。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長兼福祉事務所長　現在、来年度計画しております生活支援体制整備事業の中で、生活支援コーディネーターを各町に担当を置いていくとともに、住民主体の通いの場の創設であったり、住民主体による生活支援の仕組みを啓発していくと。そこに何らかの補助金をつけていくという仕組みを現在つく

っております。これにつきましては、介護保険の特別会計による地域支援事業によって予算して実施していくという計画でおります。

以上です。

○石 飛 議 長　以上、答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員　次の質問に入ります。

(4)運転免許証返納支援事業について伺います。

運転免許証は我がまちの移動手段として必需品であります。しかしながら、高齢による事故も大変多くあり、社会問題とも言えます。運転免許証の返納を奨励する返納者のサポートという目的で、運転免許証返納支援事業の復活のお考えについて伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えいたします。

高齢者運転免許自主返納支援事業については、運転に不安のある高齢者の運転免許証自主返納を促すために、2011年度から2023年度まで実施をした事業となっております。

2017年度に道路交通法が改正をされ、高齢者の免許更新に認知症検査が導入され、前後で当該事業の申請者数がピークを迎えました。以降減少傾向にあり、事業の効果が薄れたという理由などから、2023年度末をもって廃止をしたところです。

支援制度の最終年度だった2023年度は97人分の予算を計上し、92人が利用されておりますけども、2024年度は支援制度がない状況ですけども、自主返納者数は100人を超えております。このことからも、自主返納は定着をしてきており、現在では当事業の効果は役目を終えたかなと思っております。ですから、当該事業は今の時点では復活といいますか、する考えには至っておりません。その代わりにグッドドライバー・レッスンなど、高齢者ドライバーの安全運転をサポートする取組を行っております。

以上です。

○石 飛 議 長　以上、答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員　よく理解はできました。

今、市長が少しおっしゃいましたが、本市では高齢者の交通安全対策として、75歳以上の高齢者等を対象にして、民間業者との連携の中で、体験型のグッドドライバー・レッスンを実施されていると、今おっしゃったとおりでありますね。これはプロのドライバーによる運転指導や運転能力の測定、サポートカーの試乗体験などを通して、高齢ドライバーの事故防止を図る先進的な取組ということで伺っております。現在、この内容についてもし詳しく分かれば御答弁いただけますか。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

神田危機管理監

○神田危機管理監　お答えいたします。

ＮＰＯ法人であるグッドドライバー・レッスン様は、年々増加する高齢運転者による交通事故を減少させること、そして、いつか訪れる免許返納について考え、グッドドライバーのまま運転を卒業するという日々の安全運転への意識の向上を目的として活動をされております。安芸高田市もその趣旨に賛同し、御協力いただく企業や団体の皆様と共に、安全運転の技術や意識の向上をサポートしています。

今年度につきましては、昨日、ＮＰＯ法人のほうから御提案いただいているものなんですが、10月29日に開催をする予定でございます。水曜日です。高齢者向けのレッスンやシミュレーター、高齢者といいましても、イメージとしてはおおむね60歳以上のむしろシニアドライバーと言ったほうがいいかもしれませんが、のレッスンやシミュレーターの体験、サポートカーの体験などのほか、今年度は市内企業などの従業員様向けのレッスンも計画しているところでございます。

以上でございます。

○石　飛　議　長　以上、答弁を終わります。

新田議員。

○新　田　議　員　これはどこでされるんですか。

○石　飛　議　長　答弁を求めます。

神田危機管理監

○神田危機管理監　場所は高宮のタカタサーキット様とそれから田園パラッツォを計画しております。

以上です。

○石　飛　議　長　以上、答弁を終わります。

新田議員。

○新　田　議　員　それでは、次の質問に入ります。

３．太陽光発電機器設置の対応について。

先般、県内の自治体において、太陽光発電設備の設置を規制する条例が設けられました。全国的にも、「良好な景観の形成」「環境の保全」「災害防止を図ること」等を目的に、設置基準や方針を制定する自治体が増えています。本市の太陽光発電機器設置の現状と今後の方向性について市長の見解を伺います。

(1)太陽光発電設置等による課題について伺います。

害虫防止や景観維持対策のための除草、野生動物等の侵入を防ぐための侵入防止柵の設置、設備機器の管理者責任を負っていただくような管理者を明記した表示板の設置、反射板が近隣住民の生活や、また、近くを走る運転者への視界を妨げるような影響など、こういった対応など、市としてどのようなチェック体制をされているのか伺います。

①機器設置後における市への苦情等の現状を伺います。

○石　飛　議　長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えをいたします。

太陽光発電設備に関する苦情は、今のところ今年度については5件あります。太陽光発電施設周辺の除草についての苦情が2件、そして太陽光パネルの反射、そして農地転用に対する周辺説明、太陽光施設による作物への日照障害についてが各1件となっております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員　②に入ります。

市は太陽光機器の設置に関し、近隣住民に対する説明会等どのように対応されているのか伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えをいたします。

再エネの特別措置法の改正により、2024年4月から、設備の新規設置や既存設備の名義変更等を行う際は、周辺地域住民に対し説明会の開催または事前周知措置を取ることなどが要件化されました。また、説明会及び事前周知措置の対象となる周辺地域の住民の範囲については、再エネ発電事業の実施場所が属する自治体に事前に相談を行うことが求められております。

本市では、2024年度は9事業所から周辺地域への説明会の範囲についての相談がありました。庁内の関係部署の意見集約を経て、回答を行っている状況です。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員　次に入ります。

太陽光発電設備のうち太陽光パネルについては、一般的には約30年を目安に更新が必要とされております。定期的なメンテナンスを行うことで機器の寿命を最大限に延ばすことが可能であるともされています。

本市において2012年に開始された固定価格買取り制度、いわゆるＦＩＴ制度を契機として、太陽光発電の設置が本格的になったと推測されております。特に初期に導入された小型の屋根設置型の機器が既に20年が経過したと考えております。売電目的の設備についても、早期に設置されたものはおおむね10年が経過しており、今後更新や維持管理の必要性が高まると認識しております。

そこで、③災害による破損や耐用年数が経過した後、撤去や再設置の状況把握や指導など、今後の方向性について伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えをいたします。

再生可能エネルギー固定価格買取り制度については、国の仕組みとなっております。市は法的に指導権限等はない状況ですので、太陽光発電設備の撤去や再設置の状況把握及び指導を行うという状況にはなっておりません。

以上でございます。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員　次に入ります。

④市は住民と機器設置会社の有効な関係を維持していくため、きめ細やかな対応が必要と考えます。今後の方向性など市長の考えを伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えをいたします。

太陽光発電設備の設置事業者には、平成29年3月に資源エネルギー庁が策定をした太陽光発電に係る事業計画策定ガイドラインの遵守が求められております。このガイドラインには、再エネ特措法等に基づく遵守事項などがされており、事業者が遵守事項に違反した場合は認定基準に適合しないとみなされ、事業認定の取消し等の措置が講じられることとなっております。

事業者から設置に関する相談があった場合には、資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドラインのほか、環境省が策定しておる太陽光発電の環境配慮ガイドラインに基づき、適切に太陽光発電事業が実施されるよう促しております。

以上です。

○石 飛 議 長　以上、答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員　国の法律どおりにされているということで、よく理解はできました。

ただ、今、住民と市職員との壁というか、今の状態では、このことを聞いてくれて、その場で解決することがなかなかできないんで、ちょっと距離感を感じるなというのも伺っております。

政府は2050年のカーボンニュートラルの実現並びに2030年までに2013年比温室効果ガスを46%削減するという目標を掲げております。この目標達成に向け、再生可能エネルギーの導入拡大が不可欠であり、特に太陽光発電は化石燃料からの脱却を図る有効な資産の1つとしても考えます。今後、恐らくさらに普及が進むような形でも考えております。

こうした国の方針を踏まえ、市としても太陽光発電の導入促進と適正な管理に向けた一定のルールづくりが必要ではないでしょうか。方向性の整理と対応が必要ではないかと考えます。

最後の質問です。

⑵他市町が制定している太陽光発電設備に関する制度に、「景観等

に関する条例」や「設置等に関する条例」などがあります。本市も安芸高田市の状況に応じた条例等が必要と思いますが、市長のお考えを伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えいたします。

現在のところ、本市では地域住民と事業者の間において環境等に影響する大きなトラブルは生じていないと認識をしております。一方で、地域住民と太陽光発電事業者との調和を図りながら、再生可能エネルギーの導入を促進することも大切であると思っております。

先ほどありました、他市町の条例の制定ですけども、この近辺では東広島市が制定をされているように聞いております。この辺については担当課のほうに検討といいますか、内容を精査するように指示をしておりますので、今後の国の動向も注視しながら、本市においても条例制定が必要と思えば、制定に向けて動きたいなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員　条例が必要なのか、もしくは要綱が必要なのか、何らかの一定のルールの中で、今、安芸高田市も環境基本条例等もありますけども、ここではなかなかきちっと縛ったところがないんで、もう一度業者の協力、地域住民の協力、それから土地の地権者の協力等も含めて、市が一体となってやっていくという方向性が必要なんではないかと思いますが、最後にもう一度市長、答弁いただけますか。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　設置者と地権者、そして周りに住んでおられる住民の方との関係がしっかりと調和が取れなくてはいけないと思いますので、そういった意味で、今、本当に太陽光発電パネルが市内でもあちこちで設置されるようになっておりますので、そういった大きな課題が出てくることも十分予想されておりますので、そういったところは東広島市の条例等も見ながら、市でも検討していきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長　以上、答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員　以上で、私の質問を終わります。

○石 飛 議 長　以上で、新田議員の質問を終わります。

ここで、13時まで休憩といたします。

～～～～～～～～◯～～～～～～～～

午後　０時００分　休憩

午後　１時００分　再開

～～～～～～～～～○～～～～～～～～～

○石 飛 議 長　休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

3番　熊高議員。

○熊高(慎)議員　3番　熊高慎二です。それでは、質問通告に基づきまして、質問事項大枠3点について伺ってまいります。

まず、1点目、積雪や台風等の自然災害による倒木の事前対策についてお伺いをいたします。

先日の台風15号、安芸高田市ではインフラに影響を与えるような被害はありませんでしたが、積雪や台風等、自然災害による倒木が多くある状況にあります。倒木により停電や通信障害、道路が遮断されるなど、生活インフラに大きな影響を及ぼしております。平成29年度、令和4年度には、大雪による倒木被害が多く発生しました。倒木対策には自然災害が起こる前から準備することが必要だと考え、自然災害による倒木の事前対策についてお伺いをいたします。

(1)倒木に備えた事前の対策について現状をお伺いいたします。

○石 飛 議 長　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　熊高慎二議員の質問にお答えいたします。

基本的に、立ち木については、土地の所有者または管理者の財産で管理するものです。ただし、災害など通行の安全確保に緊急性を要する場合には、承諾を得た上で道路管理者が処理を行っています。

現状では、積雪や台風等の自然災害による倒木の事前対策は行っていませんが、倒木の撤去や道路上にせり出した木、伸びた枝の伐採を通行の安全確保するため道路管理者が行っております。

なお、道路で、議員の皆さんも後先されるときに危険だということを思われる木等がありましたら、事前に担当課のほうへ言っていただければ対応ができると思いますので、よろしくお願いします。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員　現状について御答弁いただきました。車道のクリアランスは4、5メートルだと思いますけども、陰切りを中心に行っていくという御答弁だったと思います。これだけでも、一冬、木や竹が倒れる効果というのは大きいとは思いますけども、毎年ないといけないという状況があるとは思います。

市長も安芸高田市内、数多くの行事に参加されていると思いますけども、行き帰りの道について情報把握のため、様々なルートで車を運転しているとお伺いをいたしました。そこで、実際運転されて道路の状況、特に倒木の状況などを市長はどのようにお感じになられているのか、お伺いをいたします。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　現状をどのように感じているかということですけども、やはり松枯れでかなり松の木が倒木しやすい環境になっているのかなという思いはしております。公用車で走らせていただくときは、後ろの席から風景を見ながら、そういう危険倒木等も見ながら走っており、もし伐採等が必要であれば担当課のほうにつなぐようにしておりますけども、いずれにせよ、今回の補正予算でもそういった危険木等を伐採させていただく予算を計上させてもらい、先日お認めいただきましたけども、そういったようにこれから冬に入りますので、そういう積雪で倒木等があって、市民の皆さんに危険が及ばないように事前に対策するということも計画的にやっていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員　様々な対策をしていただいているということですけども、改めて(2)事前の倒木対策の課題についてお伺いをしたいと思います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えをいたします。

積雪や台風等の自然災害による倒木を事前に把握するということは、非常に厳しい困難な状況にあります。課題としては、事前に倒木の危険性を判断するにも、人員や財源の確保が必要となります。

先ほども申しましたように、ここにいらっしゃる議員の皆様も車で市内を回られると思います。そういった中で、事前に危ないというふうに思われるものがありましたら、早めに御連絡をいただければと思います。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員　費用の面と、その場所が不明という点を挙げていただきました。その中で、電線にかかった木や枝を切るのに、所有者の了解を得ながら今伐採をされている状況もあります。事前の倒木対策を進めていくには、電線管理者との連携が不可欠だと考えています。

そこで、(3)倒木対策について平時、電線管理者と協議をされているのかどうかお伺いをいたします。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　答えをいたします。

電線管理者と平時に倒木対策について協議をしているかということですけども、特段協議というのは行っておりません。

ただし、電線等に木が倒れている場合は、すぐに管理者のほうに通報いたして対応をお願いしているという状況です。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員　事前に特段協議をされていないというお話だったと思います。

総務省では、倒木による停電予防のための事前伐採の必要性について調査をされており、今年3月にその結果をまとめ、それを受けて経済産業省で6月に、災害対応に向けた事前伐採の促進について一般送配電事業者と自治体の連携について検討されている状況があります。また、2023年、神石高原町では中国電力ネットワークさんと事前伐採に関する協定を結んでおられ、昨年12月に県内の自治体として初めて共同で事前の伐採に取り組まれております。費用については分担し、神石高原町では森林環境譲与税を充てられたということです。

安芸高田市でも中国電力ネットワークさんとは、災害時における連絡体制及び協力体制に関して協定を結ばれております。倒木対策の事前伐採について、協定のさらなる拡充などのお考えがあるのかお伺いをいたします。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　ありがとうございます。神石高原町の取組も御紹介いただきましたので、担当課のほうとその辺がどのようにできるかということを検討してみたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員　ぜひ前向きに御検討をお願いしたいと思います。

では、(4)ひろしまの森づくり事業を活用し、事前の倒木対策を取り組む考えがないか伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えをいたします。

ひろしまの森づくり事業の里山林整備事業には、環境改善型、そして防災・減災型、鳥獣被害防止型のメニューがあります。ひろしまの森づくり事業では、倒木や枯損木対策のみを目的とした事業執行は難しいと考えます。

里山林整備は天然林が対象とはなりますが、これらのメニューをうまく使いながら、結果的に倒木対策にもつながるよう工夫をしており、実際には市道等の倒木・枯損木対策の取組をされている市内の団体もあるように伺っております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員　様々な可能性を検討していただく中で、事前の倒木対策には広島県との連携も不可欠ではないかと考えております。広島県議会令和5年2月の定例会でも事前の倒木対策について議論をされておりまして、当時の農林水産局長の答弁を御紹介させていただきますと、道路沿線の管理が不十分な山林につきましては、手入れ不足により、細長く伸びている木や枯れた松などがある場合が多く、道路へのはみ出しや倒木があると車などの通行に支障があることから、ひろしまの森づくり事業を活用した伐採を推進しているところでございます。このような山林を放置しておきますと、大雪が降った際には倒木の危険度がさらに高くなることから、市町と連携して整備箇所を特定し、予防的な伐採を進める必要があると考えておりますと答弁をされております。

さらに、事業実施に当たりましては、所有者の同意取得に時間を要することから、その業務を外部に委託することについて事業推進費の活用を市町に働きかけ、事業実施の迅速化を図ってまいりますとこのように答弁をされております。また、鳥取県でも、防災・減災のための危険木事前伐採集中対策事業として、市町村や森林組合と連携をして、事前伐採を推進されております。

課題解決のために広島県と連携をして、事前の倒木対策に取り組んでいただきたいと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　先ほどの県議会での答弁等も御紹介いただきました。県とも情報共有・連携をしておりますので、そういったところで運用ができるものであれば、情報共有しながらやっていく必要があると思っております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員　ぜひ、お願いをしたいと思いますが、もうすぐ冬が来ますので、来年度予算編成の時期になります。ぜひ、倒木の事前対策について前に進めていただくよう期待をして、次の質問に移ります。

では、2点目、芸備線向原駅の利活用について伺ってまいります。

芸備線向原駅の利活用については、令和4年第3回、令和4年第4回、そして令和6年第3回の一般質問等、様々な議論がされております。高規格道路東広島高田道路の一部、向原吉田道路が5月に開通したことを受け、芸備線向原駅の利用者のさらなる増加を目指す取組をしていく必要があると考えます。

そこで、4点について伺います。

(1)向原駅の駐車場の無料化によるパークアンドライドの検討についてお伺いをいたします。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えをいたします。

これまでの一般質問でも答弁をしておりますけども、駐車場の管理をしていくためには維持管理費が発生をしております。受益者負担の観点から、無料化は難しいのではないかというのが基本的な考えでおります。

一方で現在、広島、三次、安芸高田の3市で構成をする協議会で、鉄道及び関連施設の在り方を含め、ＪＲ芸備線を軸とした公共交通ネットワークについて議論しております。来年度には具体的な取組の方向性が見えてくると想定をしておりますが、向原駅に関わる実証事業などの取組を実施するタイミングに合わせて、実施期間を区切って、駐車場無料化による効果の検証を行うことは検討できると考えております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員　実証実験を検討いただけるという御答弁だったと思います。安芸高田市からも向原駅へ駐車し、芸備線の利用も増えるのではないかと推測しております。先ほど維持管理の費用の面もありましたけども、県道側の向原駅の駐車場なんですけど、入り口がちょっと分かりづらいという声を多く聞いております。無料化もそうですけども、実際の出入口の安全確保は、分かりやすい案内看板が必要ではないかなと考えておりますが、その点、改良について市長のお考えをお伺いいたします。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えいたします。

確かに、県道から入るのに難しい駐車場でもありますし、案内看板が恐らくないのか、あっても見えにくいのかなというのがありますので、その辺は安全確認の観点からも、看板設置がもうちょっと見やすくできるかどうかも含めて検討してみたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員　駐車場無料化の実証実験についても前へ進めていただきたいと思いますが、それとあわせて、安芸高田市へ芸備線を利用して観光などに来ていただく人向けに利便性を高めていく必要もあるのではないかと考えております。

そこで、(2)向原駅から観光利用のためのカーシェアリングについてお伺いをいたします。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えをいたします。

カーシェアリングの導入については、実は今年度6月から7月にかけて業者と実際に検討を進め、あと一歩というところまで参りました。しか

しながら、ランニングコストが最終的に提示されたときに、これはちょっと難しいというところで、今、一旦中断しております。

現段階で同等のカーシェアリングの導入というのは少し難しいのかなという思いもしますけども、観光利用に限らず、2次交通の整備という観点からも、カーシェアリングというのは必要なのかなという思いはしておりますので、引き続き、他の業者とも当たりながら、実現に向けて進めていきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員　なかなか厳しいというような御答弁でございました。費用面を考えると、財政状況、費用対効果を考えると難しいというような答弁だったと思います。

そこで、近年、公用車利用を前提としたカーシェアリングの取組も広まってきています。関西万博で安芸高田神楽と阿波踊りの競演がありましたけども、徳島市では今年の3月までに公用車シェアリングの実証実験をされて、この8月から公用車シェアリングが事業化されております。利用者や予算規模が違う中ではございますが、安芸高田市の活性化のために公用車を利用したシェアリングについても検討する余地があるんじゃないかなと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　公用車の利用についても話を伺ったことがありますので、担当課のほうも思っておったと思いますので、その辺をもうちょっと検討して、できるもんかできんもんかというのも含めて、徳島市でやっておられるということなんで、公用車は相当数ありますんで、そういったものも考えてみたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長　熊高議員。

○熊高(慎)議員　御検討いただけるということでしたが、なかなかカーシェアリングは厳しいという中で、向原駅からどのように安芸高田市を回っていただくのかという中で、以前からあるのがタクシーやお太助バスの利用ということになります。安芸高田市地域公共交通計画や利便増進実施計画の記載がされておりますけども、鉄道・バス・タクシーが連携した移動手段の提供について、ＰＤＣＡサイクルでは、2025年、今年度から計画というふうに記載をされております。

そこで、(3)向原駅からの二次交通について令和7年第1回の一般質問で議論がありましたけども、検討状況についてお伺いをいたします。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えいたします。

東高のトンネルが開通したということで、公共交通、二次交通を見直すという話も従来よりしております。今回、向原駅からの二次交通については、事業者を含め関係機関と協議を重ねておりまして、向原線も含めて市南部の交通再編を2026年4月から実施するよう計画しており、向原駅から向原吉田道路、東高道路を経由して吉田中心部へ運行するルートについて、現在、関係者と協議中となっております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員　安芸高田市地域交通計画、2023年から2027年の5年間ということで半分を経過しているということですけど、今の答弁ですと、2026年にこの計画を見直すということでよろしかったでしょうか。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　市南部について、2026年4月から実施するよう計画を進めておるということです。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員　さらなる利便性を高めていただくように引き続いて期待をしております。

さて、芸備線向原駅の利活用ということでは、駅自体の活性化も必要になってきております。市民の方から、向原駅自体が目的地になるような施設にしてほしいという声をお伺いしております。そこで今年度、向原駅ラポート1階の改修撤去工事設計業務の予算も計上されておりますが、(4)向原駅ラポート1階の改修業務について、今後のスケジュールをお伺いいたします。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えいたします。

今後のスケジュールについてということですけども、方向性としては、駅ビルとしての公共交通の待合いの機能を持たせた、にぎわいのある駅ビルになるようにと考えております。

今年度、現在のテナント入居者と調整、合意形成を図れるよう協議を行っております。合意形成後、フロアの原状回復の設計を行う予定となっております。

来年度以降ですけども、公募または民間提案制度により、民間企業等から提案を募る予定としております。

いずれにしましても、民間の企画力、民間活力を取り込んだ地域の公共交通のハブ、そして地域の活性化の拠点となる駅ビルを目指したいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員　御答弁いただきましたけども、まだ来年度とか2027年度というような具体的な年度数を述べることはできないでしょうか、お伺いいたします。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　一応年度というのは、今年度、今、入居者がいらっしゃいますので、そちらとの協議等をしたいということもありますので、スムーズに前に進めるようには今協議を担当課のほうで進めてもらっていますので、一応、今年度、入居者との調整、そして来年度ぐらいには、また次のステップへ入っていければというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員　分かりました。行ってみたい向原駅になるよう、取組を期待しております。

そういった利活用の中でちょっと確認なんですけども、交通計画は企画部、向原駅の改修は産業部、駐車場の管理は建設部という認識をしておりますけども、関係部署が多くあるような状況だと思います。向原駅の利活用活性化に向けて、中心となる部署というのはどこになるんでしょうか。また、総務部政策統括監が中心になるのか、その辺お伺いをいたします。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　おっしゃるとおり、現時点では3つの課が担当しておりますので、とりわけ今メインとなっているのは、商工観光課のほうがラポートということで対応してくれておりますので、ただ、同じ庁舎内にありますので、情報共有をしながら、ばらばらな対応にならないように調整のほうは進めております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員　ぜひ、向原駅を1つの目的地となるように、魅力ある向原駅を目指し取り組んでいただきたいと思いますし、向原駅が元気になると市が元気になると信じて私も一生懸命取り組んでいきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

3番目、教育委員の欠員についてお伺いをいたします。

安芸高田市教育委員会委員の定数は条例で6人以内とされていますが、令和3年6月から教育長を含めて5名となっております。令和3年第4回の総務文教常任委員会では、安芸高田市教育委員会委員の定数に関する

条例を廃止する条例について議論をされ、本会議で否決をされております。

その上で、中学校統合が決定した今こそ、より幅広い意見を取り入れるために、統合までの間、委員の補充をすべきだと考え、(1)を伺います。

中学校統合に向け、委員を補充する考えがあるか伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えをいたします。

教育委員の定数については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で4人と定められておりますが、安芸高田市においては、同法第3条のただし書の規定に基づく条例を制定し、その定数を6人以内と規定をしております。

中学校統合という重要な課題に対し、多様な視点や、より幅広い意見を教育行政に取り入れるということは極めて重要なことですけども、現在、教育委員会会議では、教育の諸問題について活発な意見交換が行われており、有効に機能をしておると認識をしております。よって、現時点では委員の補充を行うという考えには至っておりません。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員　先ほど御答弁いただきましたけども、補充をするアプローチというのは考えられたかどうかお伺いします。市長になられてこのままでいいのかとか、増やしたほうがいいのかという議論があったのかどうかお伺いをいたします。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えいたします。

安芸高田市としては6人まで設置できるということですけども、各町1人という感じかなという思いもしながら、この件については以前より見ておりましたけども、教育委員会とも話をする中で、現状の4人、上位法のほうで4人で、安芸高田市についても十分機能しているということですし、私も見させてもらう中では、このまま現状4人でいいのかなという思いでおります。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員　議事録の中にも、現在の人数で市内全体の声を吸い上げていくという努力をしているというような議事録もありました。しかし、先ほど紹介した議論から4年が経過して、いよいよ中学校統合という時期に、安芸高田市の各地域からの教育委員会の意見をしっかり聞くということが

私は大切じゃないかなと考えております。地域性というのは、統合に向ける1つの大きな要素だと考えておりますが、重ねて市長の答弁をお願いいたします。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えをいたします。

中学校統合が本当に大きな取組の事業となっていますので、多くの市民の皆さんの意見をくみ取らせてもらうという思いではいます。それも、私も統合を決断したときに、そういった市民でつくり上げる中学校統合にしたいという思いでおりますけども、これが教育委員さんを増やすということで市民の意見が十分にくみ取れるとイコールではないと思います。むしろ、それよりかは、積極的に多くの地域の皆さん方にこういう準備委員会とか細々な委員会で意見をもらえる機会をつくるほうがしっかりとした意見が吸い上げられるんではないかなと思っていますので、教育委員さんの人数については現状のままでいかせてもらい、そういった個別の検討のときにしっかり多くの皆さん、年齢、性別、いろんな観点からバランスよく意見を聞ける形を取りたいなというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員　統合に向けて、ぜひいろんな御意見を聞いていただきたいと思っております。ぜひ、子どもたちのために、すばらしい教育のための中学校にしていただくよう申し添え、私の一般質問を終わります。

○石 飛 議 長　以上で、熊高議員の質問を終わります。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

14番　金行議員。

○金 行 議 員　14番　金行哲昭です。通告どおり、1つ、江の川の堆積土の除去についてと2つ目に、高齢者のフレイル予防について質問をさせていただきます。

まず、初めに、江の川の堆積土除去についてですが、最近、集中豪雨等によっていろいろな被害が起きており、非常に深く地域の思いを持ち、地球温暖化による水蒸気等々の増加による災害に対する備えが必要になってくるときです。よそではなく、我が市でもそういう状態もなっています。昨夜は広島でもあちこちかなりの、夕べもいろいろな緊急情報が流れたようなことです。

その中で、我が市甲田町のことですが、戸島川と江の川合流点の堆積土除去について被害を軽減するためにも必要と考え、害の範囲を小さくするため、県道三次広島線の浸水による交通への支障と土砂の撤去をしていただきたいということを住民または地域から要望があり、この要望は以前もして、この要望というんですか、これは広島から来られる車、

三次へ行く車、我が町の人が県道を通って来るんが、ここが浸かるんですよね。皆さん御存じだと思います。うちの仲間も、若い人は分からないけども、私も一遍二遍じゃないんです。たくさん言えばいいもんじゃないですが、ここのことはすごく交通安全、生命の安全で、非常に大事なことなんですよ。言わずにはおれんのですよ。

だから、１点この状態は今どのようになっているのか、まず市長の考えをお伺いします。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　金行議員の質問にお答えをいたします。

当該箇所は、江の川と戸島川との合流点であり、浸水地域であるという認識をしております。

まず、国管理の江の川についてですけども、江の川水系河川整備計画に基づき、国のほうにおいて整備を進められており、当該地においては、河川整備計画の整備内容に新たに河道掘削が追加をされ、全体的な計画の中で優先順位をつけて整備を進めていると伺っております。早期事業の推進に向けて、市としても引き続き要望してまいります。

次に、県管理の戸島川についてですが、これまで江の川合流部から尾津谷川との合流部までの1,400メートルの区間の堆積土撤去を要望しております。そのうち昨年度は約300メートルの堆積土撤去をしていただいております。残り区間約1,100メートルにつきまして、先月、広島県に対して早期着手の要望を行ってまいりました。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員　今、市長がおっしゃったとおり、やっぱり地元の御意見、私、議員としての御意見も言って、何ぼか進んでいますが、依然として、あそこの県道は浸かるんですよね。幸い今年はあんまりなかったんだが、昨年一昨年は2台ほど車が浸かったという状態にもなりまして、非常に危ないんですよ。それで、すぐ消防団とかいうものじゃなくて、地元の人によって、危なげに交通整理をやってもらって辛苦しとるんですよ。

特定都市河川の浸水対策法に基づかれてという方法がございますよね。山本議員が今日言われたとおり、これが着実にできておれば、河川の整備ができておれば、ちょっとは流れが江の川のほうへ行きますからね、そこへたまる堆積等を取ってもらえば流れもよくなるからということも考えて、一緒にこういうことを質問させてもらっておるんですが、この特定都市河川の浸水被害対策法というのは、やっぱり水害地に強い、危なくない災害をつくる、そのために法的な枠の中でいろんな適用をして、地域の安全、水害の被害を受けないということの浸水災害対策だと私は理解しておったんですが、この理解は部長、よろしゅうございますでしょうか。

○石 飛 議 長　　答弁を求めます。

佐々木建設部長。

○佐々木建設部長　　この特定都市河川につきましては、広島県で江の川とそれから竹原市に本川という川があるんですが、この2つが今、特定指定河川となっています。江の川の治水対策というのは安芸高田市だけができればいい、この上流部だけができればいいという問題ではなくて、実際流れた水が最終的にやはり三次に大きな被害を与えるところがあるということで、その辺のところのバランスを取りながら今後進めていかなければならないことになるんだろうと思います。

ちょっと今質問の中にもあったんですけども、この道路というのはやはり大雨が降ったときには必ず冠水をします。これは構造的に道路としても欠点がありますので、実はそのところを今、広島県に対して調査ということでお願いをしています。

これはどういうことかというと、例えば道路のことだけを考えるなら、道路の構造を考えて道路を上げるというような考え方もできますが、ただ、それでは排水の対策という根本ができませんので、そこらも含めて対策が考えられるように、調査という名目で県のほうに今依頼をしているところであります。

以上です。

○石 飛 議 長　　答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員　　今の部長の答弁で大分進展していることもあって、後退はしてません。前進をしております。そういうことで理解して、2番目の質問に移りたいと思います。

治水のおかげで地域全体の治水を考えることがございますが、洪水の区域の課税免除ということでお聞きしたいんですが、課税免除というのはまだ全国的に完全な指定はできてない、我が市も指定はできていないということと私は認識しておるんですけど、この課税免除という制度は、県か国に要望すれば済むんじゃないですか。そういう制度はあると認識しておるんですが、これはどんなんか1点お聞きします。

○石 飛 議 長　　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　　お答えをいたします。

河川の流域には、河川に隣接する低地や窪地等の一部の土地において、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有することで浸水被害の拡大を抑制している土地があります。

このような土地の貯留機能を保全するため、県知事が、土地所有者の同意を得るなど、地域の意向を十分に把握した上で、これらの土地を貯留機能保全区域に指定するという制度があります。

この区域指定により、盛土等の貯留機能を阻害する行為について事前の届出を求めたり、必要に応じて助言・勧告することとなりますけども、

税制では優遇が受けられる制度を国のほうが創設をしております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員　この制度はいろいろルールがある。今日も山本議員のほうから、何かにこの関わっている部分が今、我が市ではこのルールは、そこへ申請しているということはないですよね。それを1点お聞きします。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

佐々木建設部長。

○佐々木建設部長　今、本市でもございませんし、広島県でもこれに指定された箇所はありません。全国であるのが、奈良県の、これは直轄の国の管理の川だと思いますけども、奈良県の大和川という川が、唯一そこが1つ指定となっているということです。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員　分かりました。我が市にはない、県にもないということですが、こういう認識の中で、この治水課題の流域全体の治水と安全を守るということで、途中に池を設けるとか、宅地を高くするという法律があるということを認識して、そのように考えていかなければいけないし、我々議員としてもそういう認識を持っていきたいと思います。

それでは、2番目の高齢者フレイルについて質問をさせていただきたいと思います。

高齢者のフレイルについて、これは前からの我々の手元に包括センターですよね。今では包括センターより健康増進課のほうがフレイルに対しては直接に関係されとると思うんですが、フレイルといったら第一に社会運動に参加する、身体運動を積極的にやる、栄養バランスというか、3原則いうんですか、そういう原則でやっていると思うんですけど、本市における取組はどのようになっているのか、まずお伺いします。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えをいたします。

健康寿命の延伸を図るために、主に3つの介護予防事業を行っております。

1つ目は、「げんき教室」です。介護認定を受けていない65歳以上の方を対象に介護予防を行う教室となっております。

2つ目は、サロンや老人クラブ等を対象とし、保健師や管理栄養士が集会所等に出向いて運動や食事、口腔ケアを中心にフレイルについての知識の普及を行う「健康とどけ隊健康教室」です。

3つ目は、比較的強度の高い「はつらつ健康教室」です。高齢者が、より筋力をつけていただくための教室で、各町の文化センターにおいて

昨年度から開始しています。また、来年度から実施する「生活支援体制整備事業」では、生活支援コーディネーターを配置して、住民主体の集いの場や、住民主体の生活支援事業の立ち上げを支援することとしています。

高齢者が、支援者や協力者の立場として社会参加していくことも高齢者フレイル予防には重要と考えています。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員　このフレイルというのは年々高齢化が進んで、将来の国保、健康で言葉は悪いですがね、どうせ人間はいつか死ぬんですが、健康で死にたいということで基本ですよね。これは今、市長が言われたように、げんき教室、サロンというので、年何回ぐらい行われておられるかお聞かせください。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長兼福祉事務所長　お答えいたします。

げんき教室につきましては、昨年度、年間612回、それから健康とどけ隊健康教室につきましては実施回数59回、それからはつらつ教室におきましては実施回数年間72回となっております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員　今、部長が答弁くださったんですが、次の2番目に行きますが、こういう実績効果はどのように反映して、どのように出ているのかお聞きします。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　フレイル予防には、身体活動や食事、社会参加、歯と口の健康が深く関わっていると言われております。総合的に取り組むことが重要と考えております。

昨年度の実績ですけども、げんき教室の参加者は延べ6,661人、実人数でいうと420名、そして健康とどけ隊健康教室の参加者は延べ690人、実人数は690人、そしてはつらつ健康教室では延べ1,793人の参加がありました。

効果としては、要介護認定率、平均介護度とともに低下をしていることから、フレイル予防に一定の効果が出ているものと考えております。

特に昨年度から開始をしました、はつらつ教室、こちらはこれまでにない運動強度を上げた教室となっており、より身体機能の向上を目指す参加者からは高い評価を得ているところです。

しかし、いずれの事業も参加したときだけの取組では十分な効果が得

られません。継続した運動習慣、食事や口腔衛生などの生活習慣の重要性についても各教室でお伝えをし、健康意識の向上を図っているところです。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員　効果は出ておると言うんですが、実際的に今、数の効果は出ておるが、ほかの効果というたら寿命が長くなったとか、直接にはずばり聞いとるんですよ。そういう担当課、それだけのコミュニティがよくなったとかいう、そういうフレイルに対してのはつらつ地域社会、こういう高齢社会に対してこれが一番大事なもんですわ。そういうとこをちゃんと把握されていますか。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長兼福祉事務所長　これによって健康寿命がというところについては、データは取ってはないんですけれども、こういった介護予防教室を行うことによって、高齢者の方が外出していただく習慣をつけていただく。それから、いろんな方と触れ合っていただく習慣をつけていただくということでは非常に効果があるというふうに考えております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員　統計がということでしょうが、やっぱり高齢者がいらっしゃって若い者がおる。高齢者が元気でなかったら若い者も元気がない。そこで輪が生まれる、そういうことを重んじて、このフレイル活動というのは、一遍、始め言い出したら、ずっと持続することが、今、市長が言われたように、持続することが一番大事だと思うんですよ。

その思いを踏まえて、最後、市長、その思いを継続するための最後のお気持ちを一言お聞かせください。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　ピンピンコロリという言葉もありますし、生涯現役という言葉があります。やはり高齢化率の高い当市においては、元気な高齢者の方々が増えるということが一番市の財政にとってもいいですし、何よりも社会として元気な高齢者、元気な若い者がおるということは一番望まれることと思いますので、そういった意味でこのフレイル予防、今3つの教室等を推進しておりますけども、引き続き責任を持って市のほうで、またこれもブラッシュアップしながら、前例踏襲でなく、いいものは取り入れながらやっていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員　私はピンピンコロリという言葉はよう出さなかったんですが、元気でやってます。

私の一般質問は終わります。

○石 飛 議 長　以上で、金行議員の質問を終わります。

おおむね1時間が経過しましたので、ここで換気のため14時まで休憩とします。

～～～～～～～～～○～～～～～～～～～

午後　１時５０分　休憩

午後　２時００分　再開

～～～～～～～～～○～～～～～～～～～

○石 飛 議 長　休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

5番　小松議員。

○小 松 議 員　5番　小松かすみです。通告に基づき、大枠3点について質問させていただきます。

まず、大枠1点目、熱中症対策について伺います。

今年は6月下旬に梅雨明けをし、例年になく夏を早く迎え、観測史上に残る記録的な猛暑の夏が長く続きました。群馬県伊勢崎市で41.8℃の国内最高気温を更新し、まさに「命の危険を伴う暑さ」と言われる夏で、熱中症搬送者が例年以上に多発し、全国で5万人以上に上り、熱中症警戒アラートの累計回数も過去最多と報じられております。

2025年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行され、職場における熱中症対策が罰則つきの義務化になりました。環境省も熱中症対策に関する様々なガイドライン、情報を公開し、熱中症対策への啓発活動や注意喚起が行われております。

そこで、以下5点伺います。

1つ目です。本市においては、6月1日から8月9日の期間で18件の熱中症やその疑いでの搬送があったと聞いておりますが、その年齢層の内訳をお伺いします。

○石 飛 議 長　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　小松議員の質問にお答えいたします。

先ほどありましたように、今年は本当に早く梅雨が明け、私の一番嫌いな季節の夏を迎えたんですけども、本市においては6月1日から8月末までの熱中症や、その疑いで救急搬送された方は23名いらっしゃいます。昨年の同期間と比較すると8名の減少となっております。

年齢層別では30歳以下の救急搬送はなく、30歳代と40歳代がそれぞれ1名、50歳代が2名、60歳代が5名、70歳代と80歳代がそれぞれ6名、90歳代が2名の皆さんを救急搬送している状況と伺っております。

以上です。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　暑かった割に昨年と比べて減っているということで、対策とか啓発が進んでいるのかなというふうに思っております。

続いて、2つ目の質問です。市民、特に熱中症弱者と言われる子どもや高齢者、障害を持たれた方に対しての熱中症対策に関する情報提供や啓発活動、注意喚起などは、今年に関してはどのように行われたんでしょうか。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えをいたします。

近年、猛暑と呼ばれる気温の高い状況が続いており、特に子どもや高齢者の皆さんには厳重な警戒が必要となっております。

熱中症特別警戒情報が発令された場合は、庁舎内各課へ情報共有をし、様々な機会を通して対応しております。市民の皆様への情報提供、注意喚起としてお太助フォン放送、広報誌及び市ホームページの掲載、街頭での啓発活動を行い、熱中症についての正しい情報や対処方法、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）について情報提供を行っております。

未就学児については各保育施設において、就学児童には各学校のほうから注意喚起をそれぞれ行っております。

高齢者については、市が行う介護予防教室のときとか地域包括支援センターの包括だより7月号にて注意喚起をするほか、訪問時に、状況に応じた助言を行っております。

障害者については、各事業所で注意喚起を行ってもらっておりますが、障害者基幹相談支援センター等の相談支援においても注意喚起のほうを行っております。

以上です。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

ちょっと補足説明、訂正がありますので、内藤市民部長。

○内藤市民部長　先ほどの答弁の中で市長のほうが、熱中症特別警戒情報だというふうに答弁いたしましたが、正しくは熱中症警戒情報です。訂正させていただきます。

○石 飛 議 長　以上、訂正を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　様々な対策を行われているということでお聞きさせていただきましたが、聞き漏らしたのもありますし、ちょっと詳しくお伝え教えていただければと思うのが、クーリングシェルターについてのことがあったと思うんですが、もう少し具体的に教えていただけますでしょうか。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長　クーリングシェルターですけれども、本市においての状況ですけども、旧町単位で1か所ずつ公共施設を指定をさせていただいております。民間については、今のところ指定のほうはさせていただけてない状況ですけども、引き続き啓発に努めて、民間についても1か所でも多く登録していただけるように努めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　先ほど市長の答弁の中に、お太助フォンを利用した啓発ということがあったんですが、あんまり聞かないなと思ってちょっと問合せをしたら、7月下旬に3日間で6回、熱中症予防の啓発活動が行われたというふうにお聞きしたんですけども、これだけ暑かったんですけれども、6回だけというのは何か意味があったんでしょうか。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長兼福祉事務所長　熱中症警戒情報が出されたときにお太助フォンで放送しているものと理解しております。

以上です。

○石 飛 議 長　小松議員。

○小 松 議 員　ＣＢＢＳさんに確認をしましたら、3日間で6回、熱中症予防の啓発放送があったというふうにちょっとお聞きしました。ただ、年間で業務契約をしているので、回数が増えても都度都度お金がかかるというものではないようなので、年間でされているのであれば、この暑い夏、7月、8月、毎日だったらうるさいなというふうに思われてもいけないので、最低2日に1回だとか、昼間、多分高齢者の方、弱者の方は家にいらっしゃると思うので、昼の放送だけでも比較的長期的に継続的にお太助フォンを使っていったらいいんじゃないかなというふうに思っておりますが、お考えをお伺いします。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長　お答えをいたします。

6回がどうだったのかという御指摘だろうと思います。この暑い夏がこれだけ長く続いておりますし、昨年もそう、今年もそう、将来もそういう状況が続くんだろうと、日本におけるこの気象状況というのは大きく変わっているというのは認識しておりまして、議員がおっしゃられるように、回を重ねればいいかどうかというのも1つ検証しながら、有効な啓発になるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　ぜひ御検討いただければと思います。

また、LINEなんですけども、消防の救急支援活動を行ったという事後報告が結構LINEで入ってくるんですけども、熱中症対策に関しての救急支援等であれば、LINEを活用した注意喚起等もできるんじゃないかなというふうには思いますが、お考えをお聞かせください。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

吉川消防長。

○吉川消防長　LINEでの救急支援活動の情報が流れているということですか、消防車出動情報の支援活動ですか。

（「支援の活動です」との声あり）

○吉川消防長　分かりました。

救急支援の活動については、救急車と同時出動で、心肺停止患者の場合、ペアで出動するのが、現在、救急支援活動の出動情報となっております。熱中症についても、消防のほうからも啓発は続けていきたいと思います。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　消防のほうからLINEを通して熱中症の対策をするというのは、メッセージを出すということでよろしかったですか。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

吉川消防長。

○吉川消防長　お太助フォンのほうでも、福祉のほうと消防のほうと連名で流させていただいております。消防のほうでも、暑さとかを見計らいながら、いろいろな啓発はしていきたいと思います。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　続いて、次の質問に移ります。

学校における児童生徒への熱中症対策について伺います。

①今年度、熱中症で体調を崩す児童生徒はいらっしゃったんでしょうか、お聞かせください。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長　熱中症のような症状で保健室を利用したり体調を崩したりした児童生徒は複数人いたとの報告を受けております。しかし、緊急を要するような重篤な事案はございませんでした。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　これだけ暑い夏ですから、恐らく学校の職員さん、生徒も含めて対策をした結果、重篤な症状の方はいらっしゃらなかったということでよかったです。

続いて、2つ目です。学校における熱中症予防のマニュアル等は整備、活用されているんでしょうか。

○石 飛 議 長　　答弁を求めます。
　猪掛教育長。
○猪掛教育長　　全ての小・中学校において、基本的には危機管理マニュアルを整備をしておりますので、それを活用して児童生徒の熱中症に対応しています。また、熱中症に特化した対応マニュアルを整備している学校もございます。
○石 飛 議 長　　以上で、答弁を終わります。
　小松議員。
○小 松 議 員　　では続いて、次の質問に移ります。
　登下校時の生徒さんとかのネッククーラーとか、飲物など、個人的な熱中症対策については家庭判断で任意でよろしいんでしょうか、お聞かせください。
○石 飛 議 長　　答弁を求めます。
　猪掛教育長。
○猪掛教育長　　熱中症対策については、基本的には任意となっております。ネッククーラー等については特に定めがございませんが、家庭から相談があった場合、許可をしている学校があります。スポーツドリンク等の飲物については、家庭判断で任意としております。
○石 飛 議 長　　以上で、答弁を終わります。
　小松議員。
○小 松 議 員　　家庭判断で対策をするということでお聞きさせていただいたんですが、家庭で協力できる熱中症対策に関してのお知らせとか、そういうお勧めというものが、教育委員会であるとか、学校から通知等があれば、保護者・生徒も積極的に対策できると思うんですけども、ある保護者が、どこまで持っていっていいか分からないけど、親は持たせたいんだけど、不要物になるから子どもがちょっと遠慮して、持っていっていいのかというふうにためらうということも聞きましたので、教育委員会としても、学校としても命を守るということを積極的に家庭、子どもさんに分かるように通知をしていただければ、遠慮することもなく対策ができるのかなと思いますが、その辺のお考えをお伺いします。
○石 飛 議 長　　答弁を求めます。
　猪掛教育長。
○猪掛教育長　　学校から各児童生徒へのいろんな対策についての周知というところですけども、学校によっては、すぐーるとか、そういったメールとか、広報、チラシとか、そういったもので伝えているところもあると聞いておりますので、それがもっともっと行き届いてないということであれば、しっかりと行き届くように学校のほうにも伝えたいと思います。
○石 飛 議 長　　答弁を終わります。
　小松議員。
○小 松 議 員　　次の質問に移ります。
　屋外で作業を伴う市役所職員等に対する熱中症対策は行われているの

かお伺いします。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えいたします。

職員への熱中症対策については、本年6月に「職場における熱中症対策の強化について」の通知を総務部長より発信をしております。労働安全衛生規則改正に伴う「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」について対策強化を行っています。

そして、9月2日現在ですけども、総務課のほうに報告をするようになっているんですけども、熱中症という報告は上がっておりません。

以上です。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　規則の改定に伴い、職員さんの安全対策等が行われているということで安心しました。

続いて、次の質問に移ります。

学校校務員に対する熱中症対策についてです。

1つ目、校務員さんは年配の方がいらっしゃるんじゃないかと思うんですけども、今まで熱中症の疑いと思われる報告というものはないんでしょうか。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長　これまでのところ、熱中症の疑いと思われる報告はございません。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　暑い中、校内の草刈り等ですね、作業時に熱中症対策というのは講じながら安全に勤務されているのかなというところで確認させてください。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長　各学校において適宜水分補給や休憩を取るように指導しており、安全に配慮しながら勤務をしていただいているという状況です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　水分補給、休息を取るということでされているということなんですが、続いての質問なんですけども、学校校務員さんの管理責任者というのはどなたになるんでしょうか、教えてください。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長　学校校務員は学校に配置をしておりますので、管理責任者は校長ということになります。

○石 飛 議 長　　答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　　暑い夏ですので、校長先生も職員室にいらっしゃることがほとんどじゃないかなと思いますが、そういった室内にいらっしゃる校長先生、草刈りをされている校務員さんがどういった状態というのはなかなか目視では難しいと思うんですが、ということで続いての質問なんですけども、携帯型の熱中症指数計とか、熱中症対策ウォッチとか、ファンベスト等の活用による熱中症対策を市として進める考えはないかお聞かせください。

○石 飛 議 長　　答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長　　熱中症の指数計は学校のほうで全て購入しておりますので、それを測って値を見ながらいろんな活動をしているのが実態です。

携帯型の熱中症指数計、あるいはファンベストについては、今のところ市のほうで準備するということはございませんけども、今後、必要性を鑑みて検討していけるのかなというふうに考えております。

○石 飛 議 長　　答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　　個人で準備をすればいいことなのかもしれないんですけども、学校として管理責任があるということであれば、そういった草刈り等ですね、結構暑い中でされている校務員さんに対しての配慮というのもしていただければいいんじゃないかなというふうには考えております。

地球温暖化の中で今後も猛暑というのは続いていくと思います。安全に夏を過ごせるように、市として熱中症の対策をしっかり講じていただければと思っております。

続いて、大枠2点目、夏休みのプール開放について伺います。

2025年度は過去10年間で最多の水難事故件数・水難者数であった2024年度を上回る勢いで件数が報告されています。水難事故を防ぐためにも、水泳体験の大切さを再認識すべきではないかと考えます。

水泳は命を守る力、体の健康、心の成長、社会性、生涯スポーツの基盤など、総合的な学びや成長につながる大切な体験だと思います。本市の子どもたちが健やかに成長できる機会を提供できる夏休みのプール開放の意義は大変大きいと考えます。

3年前の夏休みを最後に向原町では、夏休みのプール開放ができなくなっております。昨年は2回、今年は1回、希望者を募り、ＰＴＡでバス移動によるＰＴＡ開放を八千代Ｂ＆Ｇのほうで実施しました。

そこで、以下7点伺います。

1つ目、各町の夏休みのプール開放の現状についてお聞かせください。

○石 飛 議 長　　答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長　　夏休みのプール開放については、毎年度、各小学校のＰＴＡから学

校施設の使用許可申請が提出され、教育委員会がそれを許可する形で開放が行われております。今年度は愛郷小学校、吉田小学校、甲田小学校の3校でプール開放が行われ、他の小学校では実施をしていません。

なお、監視業務については、資格のある業者に業務を委託し、各プールに2名の監視員を配置していますけども、プール開放の申請者であるＰＴＡからも監視員を出していただき、安全管理に努めている状況でございます。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　吉田小学校、愛郷小学校、甲田小学校でプール開放をＰＴＡのほうで行われているということだったんですが、高宮・美土里・八千代小学校はＢ＆Ｇがあるということで、あれはプール開放というふうな形の位置づけではないということでよろしいでしょうか。

午前中にプール開放しても温度が高くなって中止するケースもあるようなんですけども、今後も猛暑が続く中で、プール開放について、教育委員会としてはどのようなお考えをお持ちかお聞かせください。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長　夏休みの学校プール開放については今現在3校で行っておりますけども、確かに今暑過ぎて、また開放ができないという問題もあったり、ＰＴＡを含めた監視体制の問題、そういったこともございます。それが今できる限りにおいては継続をしていけるかなというふうに思いますけども、これも各校の学校とＰＴＡとしっかり協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　市内に3つＢ＆Ｇがあるという非常に恵まれた環境の安芸高田だと思うんですけども、将来的にバスでの移動にはなると思うんですけども、そういったＢ＆Ｇの活用というのは考えられてたりはするんでしょうか、お聞かせください。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長　現在Ｂ＆Ｇがあるところについては、学校のプール開放という形ではなく、Ｂ＆Ｇのほうを利用してということはございます。

今プール開放が行われているところも、例えば、学校での体制が難しいので、Ｂ＆Ｇの利用をしたいということになれば、町をまたいでということになるかも分かりませんけども、そういったところについてはまたそれぞれ対応を検討していきたいというふうに考えております。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　続いて、2つ目の質問に移ります。プール開放が行われていない向原

町の現状に対して所見を伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長　向原小学校については、設備の不具合等により、昨年度から夏休みのプール開放は行われておりません。また、町内に学校プール以外で利用できるプールがほかにないことから、いろいろ御不便をおかけしていると感じています。ただ、ＰＴＡと協議の上、バスを借り上げて他町のプールを利用する形で、夏休みのプール開放の代替策を実施しているところです。

今後も学校やＰＴＡとも協議を行いながら、水に親しみ、安全確保に関する理解を深める取組が確保できるよう対応していきたいと考えております。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　続いて3つ目の質問に移ります。向原町のプールはどのような問題で現在利用できない状況なのか教えてください。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長　向原小学校のプールは老朽化による屋根の破損が進み、雨漏りや設備の劣化が著しい状態です。また、野生のサルが頻繁に侵入し、プールの水や周辺設備を汚損するなど、安全面・衛生面で問題が発生をしております。これらの複合的な要因から、現状での安全な利用は難しいというふうに判断をしているところでございます。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　私も地元に住んでいるのでそのようなことは聞いておるんですが、ある幼児を持つお母さんが、幼児なのでまだプールのことを知らない。お母さんが、向原町はプールがないのっていうことで、故障していることを御存じないので、向原町で子育てに希望が持てないねと言われたんだよとある保護者から聞いたんですね。なかなか財政のこともあるので、プールということで、大きな施設で、直せればいいんですけども、故障している現状を知ってない町民の方もいらっしゃるということで、非常に残念に思われていらっしゃいます。

続いて、4つ目の質問に移ります。ＰＴＡ会長さんにちょっと御協力をいただいて、向原小学校の保護者48名にちょっとアンケートを取りました。48家族中39家族がプールの改修を望んでいらっしゃいます。向原町のプールの改修を本市としては考えていらっしゃるか、お考えをお聞かせください。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長　プールの修繕費用を試算したところ、屋根の修繕だけで約4,000万円、

それから、その他の獣の侵入対策、あるいは暑さ対策などの経費を加えるとそれ以上の費用が見込まれるという状況でございます。こうした多額の修繕費用や継続的な維持管理の視点からも、大規模な改修工事の実施というのは難しいと現時点では判断をしております。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　屋根だけでも4,000万円、濾過器のほうも悪いというふうにも聞いています。大きな施設の改修というのは今のところは難しいということで聞かせていただきました。

5つ目の質問に移ります。バスでの移動型のプール開放を去年、今年とされたんですけども、協議の上で検討していくということだったんですけども、協議を経て、バスに対して予算をつけて継続的にしていただけるということで、もう一度確認でよろしいでしょうか。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長　2024年度から、向原小学校の児童には、代替施設として八千代Ｂ＆Ｇ海洋センター及び温水プールを利用することとして、これらの施設への移動にはバスを運行し、安全かつ円滑な移動を確保しております。

また、夏休み期間中においても町外への移動となるため、ＰＴＡからの要望を受けてバスでの移動型プールを2年間実施しています。

今後も要望や利用状況に応じて、バス利用を継続する方針でございます。

○石 飛 議 長　以上、答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　昨年、今年のバスでのプール開放については、ＰＴＡさんと協議というお話があったんですけども、保護者に対しての意向調査とかアンケートといった、そういったものは具体的には行われなかったんでしょうか。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長　夏休みのプール開放は、基本的にＰＴＡからの要望を受けて学校と協議をして実施をしているという状況でございますので、保護者、子どもたちに対する意向調査、アンケートというのは行っておりません。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　ＰＴＡ会長さんは毎年基本的に変わる中で、なかなか年度当初からプールのことについては話が出なくて、夏休みの前にそういった協議があるんだと思うんですけども、子どもたちは泳ぎたい。

でも、ＰＴＡの都合で、残念ですけど、大人の協議の中で、子どもの意見が反映されない中で決まってしまうというところはちょっと残念じゃないかなと思うんですけども、改修だけじゃなくて、子どもの

意向も含めた保護者のアンケートで、49家族に対してプール開放の希望回数についてもアンケートを取ってみました。そうすると、週1回程度が21人で最も多かったです。半数近かったということなんですけども、週1回でも夏休み期間中であれば、お盆までだったら4回、お盆以降あっても6回とか7回ぐらいになるので、本当に少ない回数だと思います。

学校とか教育委員会としても、子どもの意見とか、そういった保護者の意向調査を行って、最低週1回程度のバスの予算とかを確保して、子どもたちへの水泳体験の機会を提供すべきじゃないかとは考えますが、教育委員会としてのお考えをお聞かせください。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長　昨年度、夏休みのプール開放として、バスで行ったというのが2回、今年度は1回というふうに今なっておるんですけども、要望があれば、それはそれなりのようにやっぱり対応していかなければならないと思いますし、それなりの予算措置も必要になってくると思います。

今年の分については、もう少し回数が上がるのかなと思ったところが1回だったというようなこともありますので、そこら辺りはＰＴＡのほうともしっかり意見を把握していただいて、協議ができるような体制を取りたいというふうに思います。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　ＰＴＡ会長さんも初めてされる方で、どういった段取りでどうしていくかというのが不慣れな中で、まずは1回やってみようと。2回目を考えたときには予算が閉まっていたので、2回目はできませんでしたというような話もちらっとお聞きしたんですね。なので、なかなか当初のときからですね、教育委員会のほうから早めにＰＴＡさん、子どもたちの意向を年度当初ぐらいに聞いていただいて、その予算を上げていただくとか、少し早めの段取りをＰＴＡさんのほうにもちょっと流していただけたらどうなのかなというふうに思っております。

それでは続いて、7番目の質問に行きます。河川環境を整えて子どもたちに水泳体験の機会を提供することも選択肢の1つだと考えます。

そこで、3点伺います。

①7月25日に向原町の三篠川沿いにある河原公園で、教育委員会主催の「川のひみつ探検隊」というイベントが開催されました。市内小学生11人が参加し、環境カウンセラーの奥山先生と三篠川に生息している生き物から見えてくる水質や環境問題について学び、何と広島県の絶滅危惧種Ｉ類に分類されている「イシドジョウ」も発見されたそうで、恐らく水質はいいんじゃないかというふうに思っています。

河川での自然体験型の学習として大変よいイベントだったと思うんですけども、継続的に今後開催していくのか、予定をお聞かせください。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。
猪掛教育長。
○猪掛教育長　「川のひみつ探検隊」については、市民セミナーの一環である夏休みこども教室として実施をし、水質や環境問題について学ぶ大変有意義な体験学習となったと聞いております。今年度、非常に好評であったことから、来年度も同様の自然体験学習を継続して実施したいというふうに考えております。
○石 飛 議 長　答弁を終わります。
小松議員。
○小 松 議 員　自然体験型の学習ということで、非常に有意義なものだと思うんですけれども、ちなみにどちらの場所でというところは、市内をいろんなところでというところか、向原の河原公園なのか、そこが分かっていれば教えてください。
○石 飛 議 長　答弁を求めます。
猪掛教育長。
○猪掛教育長　今年度は向原の河原公園の裏の川で実施をしましたけども、来年度、場所についてはまだ未定でございます。
○石 飛 議 長　答弁を終わります。
小松議員。
○小 松 議 員　続いての質問に移ります。
文部科学省、国土交通省及び環境省が子どもたちの河川利用を促進し、地域における子どもたちの体験活動の充実を図るために、平成14年から「子どもの水辺」再発見プロジェクトを推進しています。
本市では、吉田町の桂地区「水辺の楽校」中州広場、甲田地区「水辺の楽校」五龍きらきら広場がこのプロジェクトの実践例であるようです。地元でのプール開放ができてない向原町の子どもたちにとっても、市外からの関係交流人口の増加にとっても、当プロジェクトは非常に有益だと考えます。プロジェクトの実施には、教育委員会、河川管理者、市民団体とＮＰＯで子どもの水辺協議会を設立、登録が必要なようです。
向原農村交流館やすらぎ奥の河原公園で子どもの水辺再発見プロジェクトを本市教育委員会として推進していく考えはないかお聞きします。
○石 飛 議 長　答弁を求めます。
猪掛教育長。
○猪掛教育長　河川環境を活用した自然体験学習は、子どもたちの豊かな学びを育む上で非常に有意義な取組であるということは認識しております。しかしながら、本事業の実施に向けては、河川管理者などの関係機関、あるいは地域住民の協力、多くの準備・調整が必要になると認識しております。
今現在は江の川水域の桂、あるいは五龍地区で県のほうの登録を受けて実施したという経緯はございますけども、新たに向原の河原公園のところをまた登録の申請をしてやっていくということになると、非常に時

間もかかっていくんじゃないかと思います。現時点では、教育委員会としては事業を主導して推進するという考えはございません。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　教育委員会としてはなかなか時間もかかるし、関係団体も複数いるということで今は難しいということがあったんですけども、市長にお伺いします。

37号線の道の駅的な観光施設がある安らぎが併設してある河原公園の整備ができれば、ライフジャケット着用による安全な自然体験型の川遊びとか、水遊びができる新しい観光振興のスポットになるんではないかと思いますけども、教育委員会が関係団体にはなりますけども、市長としてそのようなお考えはないかお聞かせください。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　御紹介いただいた親水公園、確かに危険なところではなく、安全で、風景的にも子どもを遊ばせる、成長させるのにはいい場所だなという思いはしておりますが、先ほど教育長も答弁しましたように、そういったところで何かできるものがあれば、これからのまちづくりでそこを整備する中で考えていく1つのアイデアにはなるのかなという思いは聞かせていただいております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　なかなか安芸高田市は子連れで行けるところがないと、公園がないとか、そういった声もありますので、向原は今プールがない現状、逆に市にとってプラスになるような河原公園の整備等ですね、何か前向きに市の魅力づくりとして検討いただけたらと思います。

続いて、大枠3点目、子育て支援について伺います。

広島県では、2018年11月に「ひろしま版ネウボラ構築モデル事業」が開始され、現在、県内18市町で「ひろしま版ネウボラ」が実施、展開されています。

「ネウボラ」とは、フィンランド語で「相談・アドバイスの場所」という意味で、安心して子育てできる環境をつくることを目的とした取組です。

本市においても「ネウボラあきたかた」で、妊娠期から18歳まで切れ目ない子育て支援が行われていると把握しております。

昨年6月に広島県は、こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」就任宣言をしました。それに賛同した県内23市町が「こどもまんなかアクション」を公表しております。本市も公表しております。広島県に続き福山市、竹原市も、6月には三次市でも「こどもまんなか応援サポーター」の就任宣言を行

っており、三次市では8月31日には「こどもまんなかフェスタ2025」を開催するなど、積極的にアクション、ＰＲを行っております。

子どもの声を政策に反映するためにも、本市も縦割り行政の壁を解消し、保健・医療・福祉・教育などの領域が連携し、家庭・地域・社会が一体となって子どもの成長を支える体制づくりを推進する必要があると考えます。

そこで、以下6点伺います。

(1)「ネウボラあきたかた」のこれまでの取組の成果を教えてください。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えをいたします。

産科のない本市においても、安心して産前産後を過ごしてもらえるよう「ネウボラあきたかた」を充実させ、妊娠時には全ての妊婦さんに助産師が、産後には保健師が全戸の家庭訪問を行い、妊娠期から出産、育児にわたって切れ目のない支援を行っております。

特に、産前産後の家事や育児の支援を行う「産前・産後サポート事業」や、産婦さんへの支援としての宿泊、通所、訪問のサービスを行う「産後ケア」に力を入れております。家事や育児の負担が軽減され、産後の体をしっかり休ませることができるため、産後のお母さん方からは大変喜ばれ、利用者も増えている状況です。

以上でございます。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　本当に産科はないですけど、産前産後の家事や育児支援を行う産前・産後サポート事業は非常にありがたい制度で、つわりのときにも使わせてもらったとか、前に使ったので産後の跡が少し少なめだけども、もう少しで1年が来るので使わせてもらいたいというような声も聞かせていただきましたりとか、助産師によるマンツーマンのケアがあるということも、非常に本市として、ほかにはない特色のある子育て支援じゃないかというふうに思ってます。

続いての質問なんですけども、これまでの取組の課題というものがあればお聞かせください。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えをいたします。

節目の乳幼児健診については、全ての子どもが受診することを目指して実施をしておるんですけども、様々な個々の事情により、受診率が100％に達していないという状況があります。

健診は子どもの成長の確認や保護者の育児支援や相談を行うための重要な機会となりますので、欠席された方に全て連絡を取り、再度、受診

機会を設けるなどのフォローアップを行っている状況です。

以上です。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　100%に向けてフォローアップをされているということで、皆さんに受けていただきたいと思っております。

続いて、3つ目の質問に移ります。今定例会に議案として上がっている第三次安芸高田市総合計画の基本構想の中の将来像の実現に必要な5つの施策の3つ目に、子どもたちの学びと成長を支えるまちづくりがあります。その実現のためにも、本市として「こどもまんなか応援サポーター」就任宣言を行って、本市の企業さん、市民に対して、「こどもまんなかアクション」の実施や情報発信を呼びかけて、家庭だけではなく、社会全体で子育てを支える仕組みを推進していく必要があると考えますが、市長の所感をお願いします。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えをいたします。

国のほうでは、子育てを家庭だけでなく、社会全体で支えることをこども家庭庁が推進をしており、「こどもを社会のまんなかに捉える」という理念に基づいた方針が示されているところです。

本市においても「広島県こどもまんなか応援サポーター」として共同宣言しており、「こどもまんなかアクション」として、妊娠期から切れ目のないサポート、保育料負担の独自軽減、おむつ等のサブスク、教育・保育の推進に取り組んでいます。これまでも必要に応じて関係機関と連携を図りながら、各機関で個別に支援を行っているところですけども、今後、地域を含めて、子育てを社会全体で支えられるような体制を進めていきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　ちょっと確認させてください。

ホームページには、先ほど市長が答弁いただいたような子育て支援策のアクションが掲載はされてるんですけども、こどもまんなか応援サポーターの就任宣言もされているということなんでしょうか、お聞かせください。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長兼福祉事務所長　広島県のこどもまんなか応援サポーターの共同宣言を行っているということでございます。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　共同宣言をしてアクションを公表しているということで、他市町が続々と単市で宣言をされるのかなというふうには思うんですけども、安芸高田市としては就任宣言はされないのか、予定があるのかお聞かせください。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長兼福祉事務所長　現在のところ、単独で宣言をする予定はございませんけれども、今後、子育てイベント等の実施を包括連携協定を結んでいる民間事業者等と連携して、そういった企画をできないかということは現在検討しております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　本市として応援サポーターの就任宣言をするというのは難しいことなんでしょうか。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長兼福祉事務所長　それは可能であるというふうに考えております。

答弁を終わります。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　本当に特色のある子育て支援もされてますし、本当にＰＲをする上でも単独で宣言をするということが内外にいいＰＲになると思うんですけども、企業さん、社会を巻き込んでいくためにでも、本市としての子育て支援の方針というものが示せるんではないかと思いますけども、難しいのでなければ、この機会に検討をいただくということは可能なんでしょうか、お聞かせください。

○石 飛 議 長　藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えいたします。

この宣言については、先ほど部長が言いましたように、宣言すること自体はそんなにハードルが高いものではございません。

ただ、宣言しただけで終わってはいけないので、その宣言をしたからにはこういったことをするという後のことは展開がつながるようにしっかりと対応を考えて、その上で宣言のほうをしたいなというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　先ほど答弁もありましたように、包括協定をされているところとのイベント等、具体的なことをやっていこうということで、宣言というのはその中で考えられるということなのかなとは思いますけども、子ども

さんに障害があって、パートから正社員になるのをためらっているお母さんであったりとか、不登校児童生徒の保護者さんが、子どもの見守りや面倒を見るために介護休暇を取得するのをできてなかったりとか、企業さんの理解とか協力を得るためにも、社会全体の構造を意識を変えて、子ども・子育てに優しい社会づくりを目指して、本市としては、「こどもまんなか応援サポーター」の宣言を目に見える形でしっかり打ち出していくということが大事なんじゃないかと思いますけども、再度お考えをお伺いします。

○石 飛 議 長　藤本市長。

○藤 本 市 長　繰り返しになりますけども、宣言自体は前向きに考えていこうと思っております。

ただ、その後に宣言倒れにならんように、後のことを考えて、しっかりとした形で宣言をしたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　宣言倒れにならないようにしっかりと考えていただいて、公表いただけるのを期待しております。

続いて、4つ目の質問に移ります。子育て支援の情報発信、プロモーションについて伺います。

①「ネウボラあきたかた子育てガイドブック」は冊子とホームページに掲載があるんですけども、非常に複数の部署が子育て情報を掲載しているので、とても充実していますので、多くの人に見てもらえるためにも、広報あきたかたの「げんきな親子」ページにもＱＲ等で常設の情報提供ができると有益と考えますが、所見をお聞かせください。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えいたします。

「ネウボラあきたかた子育てガイドブック」はホームページに掲載をしておりますけども、先ほどありましたように情報量が多いため、広報には一部しか情報を掲載しておりません。

おっしゃるように、広報「げんきな親子」のページにＱＲコードを掲載し、情報発信していくことは非常に有効と考えております。現在作業を進めておりますが、10月号の記事からＱＲコードを掲載する予定としています。

以上です。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　いい情報をお聞きさせていただきました。

続いて、次の質問に移ります。

不登校児童生徒さんや、放課後デイサービス通所の子どもさんたちが

増加傾向にあるように思います。多様な学びの場、居場所の情報や相談窓口の情報などが、より充実するとよいと考えます。

広報の「げんきな親子ページ」は、赤ちゃんや幼児中心の子育て情報であります。「子ども」情報として、担当部署を横断的につないで、もう少し幅の広い子育て支援ページに改善をするというようなお考えがないか、お聞かせください。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えをいたします。

現在の子育て支援の情報は、安芸高田市のホームページや広報、子育てアプリ等で行っている現状です。

情報発信をしていく中で、現在、広報の「げんきな親子」では、こども家庭センターの事業紹介に留まっている状況にあります。関係機関と連携を図り、より多方面からの情報発信となるよう改善を図ってまいります。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　今の形態になって何年たっているかというところまでは調べてはないんですが、この機会にぜひ子育て支援ページとして、より有益なものに改善いただくということで期待しております。

続いて、3つ目の質問です。多くの自治体は公式サイトのトップに「子育て・教育」の入り口があって、子育て全般に関する情報が体系的に整理されて見やすくて、新着情報なども見れるようになっていたりするサイトもあります。より子育て支援に関してＰＲ力のあるサイトに改善する考えはあるかお聞かせください。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えいたします。

直感的に検索できるレイアウトを工夫することで、分かりやすい情報発信をしていきたいと思いますので、改善をやっていきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　子育て応援ポータルサイトとか、単独のポータルサイトをつくって、リンクさせて、子育て支援に力を入れている自治体も増えているようです。本市として、外からの移住・定住を狙った今後の子育て支援のＰＲとかプロモーションというのは、総合計画を今立てているという段階にあるんですけども、そういった子育て支援ＰＲについてのお考えはあれば教えてください。

○石 飛 議 長　次の質問に移ったということでよろしいですか。

答弁を求めます。
藤本市長。
○藤 本 市 長　お答えをいたします。
現在、市独自の子育てポータルサイトはありませんが、広島県の子育てポータルサイト「イクちゃんネット」を通じて、子育てに関する情報発信を行っております。
今後は、市の公式ＬＩＮＥの機能や「子育てアプリあきたかた『母子モ』」を活用して、子育て支援についてしっかりＰＲをしていきたいと考えております。
以上です。
○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。
小松議員。
○小 松 議 員　続いて、次の質問に移ります。
(5) 夏休みの利用期間中の児童クラブの利用について伺います。
①朝8時の開館前に保護者が児童クラブ敷地内に子どもさんを置いて開館を待たせている状況があると聞きました。市内児童クラブでの現状は把握されているのかお聞きします。
○石 飛 議 長　答弁を求めます。
藤本市長。
○藤 本 市 長　お答えいたします。
現状の把握のため、今年8月4日に委託先のほうへ聞き取り調査を行いました。児童クラブによって人数の差はありますが、いずれも複数名の児童が開所時間である午前8時よりも少し前に来所しているという実態がありました。保護者の就労状況や送迎の都合等により、やむを得ず早めに児童を送り出されているものと認識をしております。
しかし、開所前の時間帯は指導員が不在であるため、あるいは準備作業を行っているなど、児童の安全を十分に確保することが難しく、安全面での配慮が課題であると考えております。
以上です。
○石 飛 議 長　答弁を終わります。
小松議員。
○小 松 議 員　ある児童クラブの近くを8時前に出勤していると、子どもが飛び出してきて危険だったというような生の声も聞きました。本当に大人がいない中で暑い中、交通量のある中、待たせているというのは本当に危険じゃないかと思います。
今の現状において、続いての質問なんですが、安全確保の観点で、委託業者や保護者に対して、ルールの徹底等の指導や周知というのは行われたんでしょうか。
○石 飛 議 長　答弁を求めます。
藤本市長。
○藤 本 市 長　お答えいたします。

委託先の聞き取りを受けて、8月14日に保護者向けの連絡配信ツール「すぐーる」のほうを活用して、夏休みなどの長期休業中や土曜日の放課後児童クラブの開所時間は8時であることの旨、そして児童の安全管理上、開所前の来所については控えていただくよう周知し、御協力のお願いをしたところです。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　私のほうにも「すぐーる」が回ってきたんですけども、その通知の後、実態として数が減ったとか、そういった認識はお持ちでしょうか。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長兼福祉事務所長　この通知を送った後は、待機児童につきましては随分数が減ったというふうにお伺いしております。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　数が減っているようで少し安心したんですが、全くゼロになるということはないという状況なんだと思うんですけども、続いて3つ目なんですけど、子どもの安全確保のために、本市として今講じられる安全策についてのお考えをお聞きします。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　今後も、子どもたちの安全を第一に考え、保護者の皆様に対し、開所時間前の来所が安全管理上のリスクとなるということを丁寧に説明をし、開所時間に合わせての来所をお願いしてまいります。また、開所前の時間帯に児童を預ける必要がある保護者の方々に対しては、ファミリー・サポート・センター事業の利用について御案内をさせていただいているところです。

本事業は、児童クラブの開所前後の時間帯の預かりや送迎など多様なニーズに対応できることから、積極的に活用していただけるよう、しっかり広報していく必要があると考えています。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　6月号の広報にファミリーサポートも紹介されておりましたが、この前の補正予算でも170万円ぐらい補正が上がっていましたが、依頼会員数が増えているのではなくて延べ数が増えている。要するに、恐らく相互会員で登録されていらっしゃる方が、非常に使い勝手がいいということで利用が増えているということだと思うので、ぜひ特集を組んでいただいて、ファミリーサポートを使われていらっしゃる生の声を特集で出していただいたり、どのような形で使いやすいかとか、そういったとこ

ろの周知というのもしっかりやっていただいて、お母さんだけが頑張るんじゃなくて、制度を利用して子育てをしていくというところを安芸高田市としても推進していただければと思います。

最後に6番目です。夏休み期間中に児童クラブへ行きたくても制度上、行けないのが現状であります。尾道等では、公共施設をフリールームとして開放しているという例があります。安芸高田市はそういった公共施設の居場所ということでの提供というのはできないのでしょうか、お聞かせください。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　現在、放課後の児童の居場所としては、主に児童クラブがその役割を担っています。しかし、御指摘のとおり、保護者の就労等の利用条件により、全ての児童が利用できないのが実情となっています。

御提案いただきました「公共施設の一部開放」は、子どもの居場所を確保するための選択肢の一つとして考えますので、安全管理の問題、各施設の本来の目的との整合性、そして利用料の問題など幾つかの解決すべき課題がありますけども、既存資源の有効活用という面からも検討してみたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員　文化センターに机と椅子だけあれば、そこで居場所があるんだというような保護者もいらっしゃいました。部屋の開放がいいのか、一部ロビーなのかいろいろ考えていただけると思いますので、ぜひ前向きに子どもたちの居場所づくり、安芸高田市……

○石 飛 議 長　小松議員に説明申し上げます。

質問の途中ではございますが、制限時間となりましたので、以上で一般質問を終わらせていただきます。

（「ありがとうございました」との声あり）

おおむね1時間が経過しましたので、ここで換気のため15時10分まで休憩とします。

～～～～～～～～～○～～～～～～～～～

午後　３時０２分　休憩

午後　３時１０分　再開

～～～～～～～～～○～～～～～～～～～

○石 飛 議 長　休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

10番　児玉議員。

○児 玉 議 員　10番　児玉史則です。通告に基づき、大枠2点の質問をいたします。

午前中に新田議員が太陽光の質問をされていまして、同じ環境問題ですのでちょっと重なる質問もあるかと思いますが、御容赦いただきた

いと思います。

それでは、まず第1点目、木質バイオマス燃料製造における環境影響について伺います。

再生可能エネルギーの導入拡大が進む中で、木質バイオマス発電は、燃料となる木材の調達、輸送、森林への影響など様々な懸念事項はありますが、現時点では今後重要な役割を担うと期待されています。

木質バイオマス発電は、森林から出る間伐材や木くず、建設廃材など、これまで廃棄されていた木材資源を有効活用し、木質チップに加工し燃料としています。木質チップ製造工場の設置は、基本的に日本の制度では届出制が多く、法令基準に適している限り、届出を拒否する権限は限定的ですし、権限者は通常、都道府県知事になります。

一方で、製造工場稼働後の公害苦情対応の窓口は地元自治体になることが多いと思いますので、現在稼働している向原町の木材チップ製造工場の周辺環境に関し、以下の質問をいたします。

まず、粉じん対応について、(1)木質チップ製造工程ではチッパーや破砕機で材料を利用しやすい大きさに細かく砕きますが、その過程では粉じん流出による周辺環境への影響が懸念されています。これまで把握されている苦情を伺います。

○石 飛 議 長　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　児玉議員の質問にお答えいたします。

本市が向原町の市民から通報を受けた過去3年間の苦情の状況については、2022年度に1件、2025年度に１件の計2件となっております。

苦情の内容については、木材加工時に発生する木材粉じんの飛散により、家屋や自家用車に木材粉じんが積もり、困るという内容でした。

以上です。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員　実際に届出があったのはそういう程度かも分からんですが、一応、近所でいろいろな影響のほうを聞いてみると、1つには布団が干せない、洗濯物が干せない。粉じんが空中を飛んでいくのが見えるそうですね。そして、漂うのが非常に見えるというか、その粉じんがどこへ落ちていくかと。河川や田んぼなんかに落ちていくと、そういうような苦情を非常にお聞きしております。また、呼吸器等の影響というのは聞いたことがないですが、そういったことも心配されるのかなと、そういう状況が実際には起こっているということで、次の質問に行きます。

粉じん流出は、大気汚染防止法に基づき県が規制、監督の役割を担うと思いますが、これまでの地元自治体として把握されている現状・実態を県に対し説明し、製造工場に対する改善指導を要請されてきたのか、これまでの経緯を伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えをいたします。

本市は苦情通報を受けた後、本市の担当者が通報のある現地の確認を行うとともに、産業廃棄物処分業の許認可を所管する広島県西部厚生環境事務所広島支所に対して、その都度、状況の報告を行っております。その後、広島県担当者と共に本市担当者が事業所に赴き、廃棄物処理法に基づく改善指導を実施しております。

なお、木材の破砕時に発生する粉じんについては、大気汚染防止法の規制の対象外となっております。

以上です。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員　産業廃棄物処理法ですね、これだと木材を有価物として取引する場合には対象にならんと。

それから一方、大気汚染防止法では、先ほど粉じんが対象にならんとおっしゃいましたけども、粉じんや燃焼がある場合には、ある意味、対象となる場合もあるんじゃないかと思うんですね。詳しくここを見てみないとなかなか解釈が難しいんですが、ならんとおっしゃいましたけども、基本的にもう少しそこは詳しく調べる必要があるんじゃないかと思っています。

実際に大気汚染防止法では規制されていないと。仮にそうなったとしても、県のほうのいわゆる環境条例ですね、そういったところを見てみますと、これは県のほうに要請すると追加規制の関係もできるんじゃないかと思うんですが、そういった要望というのはできないものなのか、少し伺ってみたいと思います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長　県のほうで条例制定されておりますけれども、逐一、本市の状況、または市民等から苦情がありました中身につきましては、県の他所管部署のほうへ伝えてはきております。

ただ、調整、改正まで要請はしておりませんけれども、そういった今現行ある中でのできる最大限の対応というのは要請をしてきておりますので、今後、行政ということになりました部分につきましては、少し担当者とも協議をしてみる必要性はあろうかというふうに思いますが、県としましては、今の現状の法律や県の条例の範囲内で対応していただいているという状況にございます。

以上です。

○石 飛 議 長　以上、答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員　大気汚染防止法の適用外ということですけども、実態把握として、安芸高田市環境基本条例15条、監視、測定、調査、研究等という項があ

るんですが、この第15条で、「市は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、環境の状況を把握するとともに、必要な監視、測定等の体制を整備し、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全に関する事項について情報の収集に努めるとともに、環境に係る調査、研究等を実施し、その成果の普及に努めるもの」、努めるものですが、こういう記載があるわけです。

環境の保全に関する施策ということになると、環境基本計画の中に政策の体系として低炭素社会の構築、ここで再生可能エネルギーの推進というのが挙げられておるんですね。この中に、太陽光発電の推進、木質バイオマスの活用、マイクロ水力発電の整備、こういうことを挙げられておるわけですから、こういった条例があるわけですから、こういった対象にもなっていますし、この条例に対しては一体どういう動きをかけられるのか、そこのところをちょっと伺ってみたいと思います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長　条例につきましては、太陽光発電等々の再生可能エネルギーとか、また、バイオマス発電とかという再エネ発電の利用のみならず、公害を含めた全ての環境基本条例というふうに認識をいたしております。

その中で、こういった木質バイオマスの活用となりますと、先ほど申されましたような本市がつくっております環境基本計画、この中でも木質バイオマスの活用というのが三本柱の1つとしてありまして、間伐材を利用した木質バイオマス、そういったものも普及を燃料として使っていきましょう。また、農業用ボイラーのほうへも普及をしていきましょうというところでの1つの推進目標としては挙げさせていただいておりますので、環境の負荷の少ないまちという観点からは、こちらのほうも進めていくというのが市の思いでございます。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員　なかなか苦しい答弁しかできんと思うんですよね。片方では進めると、これは理解できますし、一方では、環境基本条例でやはり監視していくということを述べられておるわけですから、基本的にはやはり条例に沿ってやられるべきではないかと思います。これ以上聞きませんけども、これが基本になると思うんですね。

そして、2件ほど例えば地元から苦情が出たと。県と一緒に指導したということですが、こういった内容というのはやはり地元の方に説明をされているんでしょうか、伺ってみたいと思います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長　2件ほど苦情をいただいております。いずれも先ほども市長が答弁しましたけれども、担当者と共に現場に赴きまして、お願い、指導をさせ

ていただく。また、その結果につきましては、苦情をいただきました住民の方にお返しをしている状況にあります。

以上です。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員　次の質問に入ります。騒音対応について伺いたいと思います。

まず、第1点目ですが、搬入時及び製造工程における騒音に関して、周辺地域のこれまでの影響を伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　周辺地域のこれまでの影響ということで、本市が向原町の市民から通報を受けた過去3年間の騒音に関する苦情の状況については、2024年度1件となっております。

苦情の内容は、深夜に事業所から大きな音が聞こえたという内容となっております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員　環境規制に関しては環境規制法、あるいは広島県の生活環境の保全条例等に出てくる第1種、2種、あるいは3種、4種、区分けがありますね。これの中で都市計画によってエリアを決められているんだろうと思うんですが、基準値は異なると思うんですね。そういった特定施設に当たらないということになるんでしょうけども、一方で、音に関しては市の所管事務であるという認識をしておるんですが、深夜騒音の規制、あるいは地方公共団体が住民の生活環境の保全の観点から、当該地域の自然的社会条件に応じて必要な措置を講ずるとあるわけですね。木材チップ製造工場のように騒音発生する施設に対し規制が整備されておるんですけども、市が所管しておるということになりますけども、いわゆる所管しながら何に基づいてこの事業者に対する管理をしておるのか、そこのところをちょっと教えていただきたいと思います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長　今議員のほうでも触れられましたけども、騒音規制法の種別によっていろいろ区分けがされています。当該地域周辺につきましては第3種ということですけども、この業種につきまして規制法の対象外ということでございます。

ただ、地域の方からこういった苦情等がありますので、それについて法に基づくというよりも、地域の方の意見を業者のほうにお伝えをして、音を出さないようにというお願いをしているという状況になります。

以上です。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員　2つ目の質問にちょっと絡んでしまったんですが、2点目の質問に入ります。これまでの騒音対策に対する指導及び現状を伺ってみたいと思います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えをいたします。

苦情の通報を受けた後、繰り返しになりますけども、本市担当者が事業所のほうへ赴き状況確認を行うとともに、深夜に大きな音が出ない配慮を要請しております。その後、騒音に対する苦情は今のところ上がっておりません。

以上です。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員　これもいわゆる遅くまでやられているといいますかね、夜のテレビが聞こえないとか、夕方、食事をされて、そういったところで苦情が上がっておったんですが、確かにおっしゃるように、指導に行ったおかげで、その辺の音はなくなったというようにお聞きしております。

ただ、これも裏づけが要るんですが、先ほど説明しました環境基本条例第15条ですね、これに基づいてやるなら、市で所管がある以上、やっぱり騒音防止装置や稼働時間の制限、測定記録などの義務など、実務的な市としての独自の規定も定めていく必要があるんじゃないかと思うんですが、市長の御見解をちょっと伺ってみたいと思います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　先ほど御紹介いただいた15条の件もありますし、ただ市のほうができる範囲というのもやっぱりありますので、そこは県のほうとアドバイスをもらいながら、市としてどこまでそういった規制に基づいて動けるかというのはしっかりと判断をしていかないと、また違う意味の課題が出てきますので、そこはしっかりと検討といいますか、調整をしていきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員　いろいろな全国の自治体を調べていただきたいと思うんですが、極端には飲食店のカラオケなんかも時間制限されている自治体もあるわけです。何かといったら、住民の生活がまず第一なんですね。そういったところを考えながらいろんなとこちょっと調べて、ぜひこういった実務的なところをルール化できるよう考えていただきたいと思います。

それでは、3点目に入ります。

地元自治体として、工場稼働以降は苦情対応となりますので、届出

時点での環境アセスメント段階で住民の意見をより強く反映させることが必要不可欠であると思いますが、市長の御見解を伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えいたします。

木材粉じんや騒音に関する苦情が寄せられている状況は、住民生活の安全・安心を守る観点から重要な課題であると受止めをしております。産業廃棄物処分業の許認可を行う広島県に対して本市の現況を説明するとともに、地域住民の意見についてもしっかりと伝えていきたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員　そこのところをルール化というんですかね、こういった小さい工場というのは、環境アセスメントの対象外なんですね。国の環境アセスの影響が及びませんから、住民への影響のチェックが非常にしづらいということになっています。条例で補完的な仕組みということをつくることになりますけども、安芸高田市では、国の環境アセス対象外の施設、私が見た限りでは、こういったものに補完できるような条例は関係条例しか残念ながらないんですが、そのほか何か補完できるような条例があるんでしょうか。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長　補完できる条例というお問いですけども、現在どのような条例があるかというのは、申し訳ございません。私のほうで把握をしておりませんけれども、今現行ある条例でどこまで何ができるのかというところにつきましては、先ほど議員のほうからもありましたように、他の自治体等々を少し勉強してみてもらいたいということもございましたので、少しそのような動きを取らせていただきたいというふうに思います。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員　午前中の新田議員のところでもあったんですが、市長の説明で再生エネ特措法ですよね、2024年の改正、これで住民説明会の実施や地域住民の事前周知が義務づけられ、法令遵守を要件にしたとありますけどもこれは御存じのとおりなんですが、こういったものを安芸高田市でやっていこうと思うと、やはり条例に追記するか何か必要じゃないかと思うんですが、そういったところのお考えはいかがですか。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長　お答えをいたします。

先ほど来、児玉議員が条例のことをお話しいただいていますけれども、

基本的に、市町の条例で一定の規制をかけるとか、罰則規定を設けるとかいろいろあるにしても、これを条例化するには非常に慎重な対応も必要だと思います。それはやはり適法な中で事業所のほうとしては処理をされ、また、生産活動をされて収益事業にもなっています。ですから、市が例えばそういうものを独自に定めていくとしても、この上位法の上を行くわけにはまいりませんので、ここは慎重に対応すべきであろうと思います。

ただ、先ほど来、市長もまた市民部長もお答えしておりますように、今の現行法と定められている条例の中でできることをしていく。それはあくまでもお願いであったり、任意であったりすることが多いのですけれども、我々はやはり市民の皆さんと直接対応している自治体の最先端でございますので、市民の皆さんの思い、あるいは苦情を含めて思いをしっかり受け止めて伝えていかなくてはならないという使命はありますので、引き続き、それは関係であります広島県さんと一緒に対応していくというのが今お答えできる範囲かなというふうに思います。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員　当然、国の法律や県の条例に基づいて考えていく必要があるんですが、今、環境問題でいろいろな課題が起こっていますが、報道なんかで出ている釧路のタンチョウの湿原のところ、あるいは隣の鶴居村だったですかね、あそこも同じような課題を抱えて、鶴居村なんか用地を村が買おうとしているわけですね。あるいはニセコでも、たしか水源の確保で用地を買おうと、至るところで環境問題というのが非常に課題として多く挙がっています。

鳥取県なんかも風力発電で山に風車を建てるというんで、これも地元のほうでやはり環境問題に影響が出るんじゃないかということで、これらも今課題として挙がっていますし、至るところで課題として挙がっておるわけです。

そういったことを考えますと、これは釧路に見られた、国会議員の方も言われてましたけど、法律にはたくさんの抜け穴があると、あるいは時代に沿ってないものがあると。当然そうやって法改正はやっていくと。

しかしながら、こういった今の法律の中で自治体が防御していこうと思うと、先ほどから申し上げていますように、環境基本条例の改定とか、新たな条例とか、そういったことをつくっていく必要があるんじゃないかと、この条例というのは私はそういう認識でおるんですが、もう一度市長に条例の必要性ですね、どう捉えられておるか伺ってみたいと。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　先ほど紹介があったように、釧路の分の国会議員のコメントというのは私も聞かせていただきました。この案件だけではなく、いろんな面

で法律が時代にそぐっていない部分というのもあるのが多々あります。

そういった中で、先ほども副市長が申しましたけども、単独で市が上位法を上回ったようなことに動くということは、これはまたちょっと別の意味で課題が出てきますんで、やっぱりそういった課題というのは全国的に今起きてくる中で、当然、国のほうへも県を通してそういう現状というのは各市町が上に上げていくと思いますので、そういった中で、最終的には国のほうが法改正をするような形になっていくんだと思います。

しかしながら、その間をどうするのかということになると、現行の中でできることを市のほうでやるしかないということで、それが先ほどなりますように、お願いとか、そういう苦情を思われている方から見るとぬるいというふうに言われるかもしれませんけども、行政としてできるところというのは限界がありますので、しっかりとその辺を鑑みながら取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員　それでは、都市計画法のほうから、ちょっとその視点で見てみたいと思うんですが、県と市の関係の一般的な流れ、これは工場立地や操業内容を県に届出をします。市の役割や都市計画、建築基準法の視点で、土地利用が妥当かを判断することになろうと思うんですね。都市計画や用途地域で工場を許容していなければ、市独自の立地制限が可能なのか伺ってみたいと思います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長　お答えをいたします。

都市計画をもって、どの程度の権限があって規制ができるのかというところについて、今、きちんとした答えができかねます。先ほど来のものと同じ答えになりますけれども、その規制が先にあって、おっしゃられることがそのようになっているのかなというふうにも思いますけれども、やはり先ほど申し上げましたように、上位法の中で適正な申請で、適正にそこに事業所、あるいは工場を建てておられるのであれば、そのことは暗に市としていろんな方法をもって規制をしていくということを考えるよりも、やはり適正・適法であるのであれば、地域の皆さんとどのように共存していけるのかというのを市が模索して、一緒になって考えていくというほうが、市としては適正な対応なのかなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員　副市長がおっしゃるところと全く同感なんですね。環境基本計画で

先ほど申しましたけども、太陽光発電の推進、木質バイオマスの活用、マイクロ水力発電の整備、これをやろうとされておる。基本的には、国が規制不要としてる、いわゆる小規模なもんですから、条例で禁止することはできないんです。

ただ、都市計画法では県が都市計画を定める主体になり、特に用途地域の指定は住民生活に密着した市町村が計画の主体になり、指定することができるということを考えますと、例えば、その目的には地域ごとに住み心地や生活環境を守る、目的としてはそういうことにあるんだろうと思うんですが、例えば、用途地域を定め発電用の専用立地を設定し、国の法律に適する範囲で条件付与を行って、いわゆるゾーニングですね、区分けをすると。

無論、地権者の方の了解を得なきゃいけませんけども、そういったことを都市計画の中に織り込んでいけば、これは事業者の方と住民の方がトラブルになることもない。いわゆる未然防止になるだろうと思うんですが、こういった考え方を持っていく必要があるんじゃないかと思うんですが、これは市長、御意見いかがでしょうか。

○石 飛 議 長　藤本市長。

○藤 本 市 長　現在定められている都市計画は、そのときの議論、時代の流れの中で用途指定して定められておると思います。その後、時代が変わり、環境も変わり、都市計画にまち合わないところにまたそれぞれの許可を持ってそういった操業されるという状況の中で、都市計画を見直すかどうかというとこまでお答えはちょっとあれですけども、都市計画に基づいたそういったところも考えていく必要があるんだろうと思いますけども、いかんせん、許認可の権限が安芸高田市にございませんので、今回言われている事業所にしても、うちがその許可を出すという案件でないので、そういったところは県のほうからこっちへ情報が来たときに、そういったつなぎをしていくというのが今最大できることかなというふうに思ってます。

以上です。

○石 飛 議 長　以上、答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員　都市計画の中に用途地域を指定するということですね、これは少し勉強していただきたいと思うんですよ。決して規制をかけるわけじゃなくて、すみ分けをやるという考え方ですから、そういった考え方を当然持っていく必要があるんだろうと思うんですね。地元の自治体がどこまで用途地域の中で規制がかけられるのか、こういったところも少し勉強していただきたいと思うんですね。

そういった関係でいうと、都市計画、これは前回も質問しましたが、やはり見直しの時期に来とると。こっちも一緒ですね、環境基本計画、これも2021年に立てられて2030年までの10年間だったですかね。それで5か年で2026年が見直しの時期になっている。こういったところも考え

られて、安芸高田市っていろいろ計画があってんですけど、個別でバラバラなんですよ。誰も音頭を取ってないというところで、非常にこういうところが出るんだろうと思うんですが、少し整合性を見て、しっかりと計画を見直していただきたいと、こういうことはお願いしておきたいと思います。

それでは、次の質問に行きます。

市道、県道への落下物について、木材の破片や建設廃材の落下物が頻繁に目撃される状況にあり、道路上に積荷が落ちれば、後続車や歩行者に事故を引き起こす危険が極めて高くなります。

そこで、以下の2点の質問をいたします。

落下物に関する苦情は、安芸高田市、広島県環境県民局、地元警察署などで把握されていると思いますが、この現状を伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えいたします。

道路上での落下物につきましては、市内全域の市道において年間数件の処理をしております。ほかにも通行者の方や地域の方が直接処理をしていただいているものも当然あるんだと思っております。また、警察署で落下物の把握がされた場合においては、落下物を路肩に寄せ、市へ情報提供していただき、管理者の市において回収、処分をしている状況です。

道路管理者としましては、通行される皆様の安全確保に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員　県道29号線の関係で地域の方から苦情というのは上がってないでしょうか。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

佐々木建設部長。

○佐々木建設部長　大変申し訳ありませんけども、その辺の確認は私のほうでは聞いておりません。

以上です。

○石 飛 議 長　児玉議員。

○児 玉 議 員　じゃあ、2点目に入ります。積載物の落下・飛散は道路交通法の違反対象になると思いますし、市道の道路管理の面でも市が対応されていると思いますが、その対応状況及び課題を伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えいたします。

対応状況としましては、落下物の通報があれば、道路維持業者のほう

か職員のほうが回収し、処理をしております。しかしながら、落下物の所有者を特定するのは大変困難というのが現状です。そのため道路管理者が対応しているという状況です。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員　特定できない。非常に難しいんですね。当然、落下物の情報があれば、その処理は道路管理者の役割で行われているんだろうと思います。また、道路交通法第71条6号、積載物の落下防止義務に違反すれば警察の取締り対象となります。ただ、おっしゃるとおり特定ができない。

もう1つ、道路法第43条、これは落下させたら撤去、原状回復義務があって、違反者に対して道路管理者は原状回復の命令が出せるんですが、これも特定ができないと手の打ちようがないというのが実態ですね。

安芸高田市環境基本条例、先ほどの条例第6条で事業者の責務を述べられておるんですね。ただ、ここに具体的な記載がなくて、いわゆる何らここに記載がないもんですから非常につらいんですけども、例えば、著しく汚す行為を規定して、防止策としてシート掛けなどを義務化するとか、そういった違反に対する何か条件ですね、こういったものがつけれんのかどうか、ちょっと御見解を伺ってみたいと思います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長　お答えをいたします。

先ほど来の粉じんのところでも、環境基本条例によってどうにか規制がかけれるのではないかというか、条例を改正してかけるべきではないかと。それと同じ趣旨になるのかなと思いますけれども、先ほど答えましたように、これも例えば道路交通法とか道路運送法、あるいは道路管理者が担当する分野で、その担当しておる部分の法律で規制とか罰則とか、あるいは指導とかいろいろできることはそちらのほうですべきだろうと思います。環境基本条例そのもので、市の条例ですから、市が独自で中身を変えれるんではないかという議論ですけれども、ある程度、環境基本条例というのは理念をうたっているものでして、規制をかけたり、あるいは罰則を設けたりとかいうもののところまではなかなか行けないんだろうというふうに思います。

ですから、先ほど来と同じ答えで申し訳ないんですけれども、現行法の中でできることをやっていく。そして、それは道路管理者、あるいは道路交通法とか、運送法でいえば公安委員会になるかもしれません。そちらのほうと連携して、しっかり市内のそういった状況を少しでも改正する、なくしていくというのを市としては、関係機関、公安とか県、道路管理者とかと一緒に対応していくということは、今の状況の限界というか、正しい対応かなというふうに思います。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員　環境基本条例が基本理念であることは理解して質問はしてますけども、ここには、環境の保全は市、市民、事業者が自主的かつ積極的に行わなければならない理念ですね。こういうことを掲げられておるんであれば、具体的に項目を書けば事業者の方も積極的に努力していただけると、私はそういう意味合いの条例じゃないかと思っとるんですよ。そういう意味で、この条例の改正はできるんじゃないかと思っているんですね。

先ほど東広島では太陽光の条例をつくられた。つくられたから、うちもまねしますよという発想じゃなくて、課題が起きていれば条例改正をやっていく、あるいはつくっていくと、私はそういう意識が要るんじゃないかと思うんですが、ぜひそこはお願いしたいにしても、先ほどからの特定できないというのが非常につらいんですね。

山本議員のとこで質問がありましたけど、カメラの設置、小学校、中学校とか駅とか話がありましたけども、一般道においてもやはり落下物が多いというような苦情があったところにはカメラを設置して、抑止力、あるいは事故の事前防止、こういったこともひっくるめてつけていく必要があるんじゃないかと思っているんですが、市長いかがですか。全体的に安芸高田市のいわゆる安心安全のために防犯カメラなり、どうやって設置していくかということになるかと思うんですが、伺っていきたいと思います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えいたします。

防犯カメラの件については、今朝ほども中学校のところでの回答をいたしましたけども、これをつけるのが一番ベストだと思います。やはりこういった犯罪とか、先ほどのような落下物等のことも考える中で、防犯カメラの果たす役割というのは大きいし、効率的だとは思うんですけども、やはりそこは財源との相談になります。やっぱり1台をつけてそれを保守することになると相当数のお金がかかってきますので、それをそのエリアだけでいいかというと、地域的な全体のバランスとなると、やはりかなりの投資をしなくてはいけないということになりますので、その辺はこれからの検討課題というか、どう工夫していくかというのは考えていく必要があるとは思っております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員　各家庭の防犯カメラですね、これの補助金を出されてますけども、そういった発想で、ぜひ防犯カメラというのは至るところで必要になってくる時代になっているという認識でぜひ考えていただきたいと思いま

す。

それからもう1つ、バイオマスのチップに関していろいろ言ってきたんですが、バイオマスのチップの製造工場だけでも関連する主な国の環境法令、これは環境アセス法ですね、それから騒音規制法、振動規制法、消防法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、産業廃棄物処理法、森林法、再生可能エネ特措法、多岐にわたるんですね。しかも、これらの法律に適用されてない小規模なもの、こういったものも自治体で対応しないと、とても環境が守れないような状況になっているんじゃないかと思うんですが、残念ながら当市の今の組織力では到底対応不可能なように思います。

先ほどから申していますが、自治体で自分のところを守るとなると、やはり条例制定に向けた体制をつくっていく。人員体制、人材育成も含めた組織体制の確立が必要なように思うんですが、市長の御見解はいかがでしょうか。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　今の安芸高田市の組織がこのような1つの今回の事業所を取っても、多岐にわたる法令を今、管理できるというか、対応できる組織になっているかということだと思います。先ほども紹介いただいたように、多岐な法律に基づいて許認可で出ておる事業所ですので、そういったところを今一生懸命、現在の担当課ではできる範囲でやってくれておりますけども、そういった組織の見直しというのも考える必要があるかなという思いは今日させていただきました。

以上です。

○石 飛 議 長　以上で答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員　住環境における安心安全ですね、これは行政における1丁目1番地の取組事項だと思っていますし、住民の皆さんが不安に思われているということは、たとえ法律があって対応が難しいにしても、やはり解決策を考えていく必要があると思っています。

特に地方自治法には、地域のことは地域の住民が自分たちで決めるという原則があり、その中核に団体自治があり、地方公共団体が自立的に運営する仕組みがあります。

国の一方的な指示ではなく、法律の範囲内で地域独自のルールを上乗せした条例をつくり、事務の執行を行うことができると、市のトップとしてはこういう認識を持っていただく必要があるんだと思うんですね。認識というのは簡単に言葉で近頃使いますけど、少し意味を調べてみると、認識というのは物事をはっきりと理解し、その本質や意義を正しく理解すること。単に情報を得るだけでなく、自己の知識として取り込め、状況を正しく理解した上で行動するための基本能力、いわゆる知覚と認知と、こういうことが認識という意味になっていますけども、地方自治

の認識を伺って、私の最後の質問といたします。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　ただいま御紹介いただいたのが自治体の務める役目だと思っております。そういったことで、今回はそういったバイオマスの関係等々で、環境条例等を市が独自に国に対して独自制定をして、ある意味、圧力をかけていくという状況をつくるのが本当はベストでしょうけどもそれはまだまだ法の中でやっておることですので、市としてできることは限界がありますので、その辺の範囲内でできる中でやらせていただくということは今できる精いっぱいのことだろうと思います。

そう言いながらも、いろんな市町が同じ課題を持っていると思いますんで、そういったところで何か取組があるんではないかという今のできる範囲の中で、できることがあればそういったものは取り入れて、より市民の皆さんが安心安全で暮らせる安芸高田市になるように取り組んでいこうと思います。

以上です。

○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員　以上で、私の一般質問を終わります。

○石 飛 議 長　以上で、児玉議員の質問を終わります。

おおむね1時間が経過しましたので、ここで換気のため16時5分まで休憩といたします。

～～～～～～～～～◯～～～～～～～～～

午後　３時５６分　休憩

午後　４時０５分　再開

～～～～～～～～～◯～～～～～～～～～

○石 飛 議 長　休憩を閉じて、会議を再開します。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

1番　益田議員。

○益 田 議 員　1番、益田一磨でございます。

初日のトリを務めますが、今回の一般質問、過去、執行部のほうから「検討する」と答弁があったものに対して、周知の意味も含めて、進捗を伺うのが目的となっております。

前回、恥ずかしながら時間オーバーをしてしまったんですが、今回はやりますと前向きな答弁いただけましたら、即座に次に進んでいきますので、時間オーバーをしないで済むよう、ぜひこちらも早口で進めてまいりたいと思います。

それでは、通告に基づき、大枠3点質問させていただきます。

1番が令和6年12月一般質問についてです。

①YouTubeのコメント欄閉鎖について、12月の一般質問でコメント欄閉鎖について質問をしたところ、市長より、「差別的、不適正なコメン

ト等も多々あり、市として看過できず、閉鎖を決めた」という答弁がございました。関連質問では、「当時の議会に向けては、欄閉鎖について事前通知があったと聞き及んでいるが、新人議員は説明を再度伺うことは可能か」と質問したところ、市長より、「また機会を見て説明したい」と答弁がございました。

(1)この件について、その後、新人議員の説明は行われましたでしょうか、伺います。

○石 飛 議 長　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　早口でしゃべるということだったんですが、ゆっくりと回答をしたいと思います。

益田議員の質問にお答えいたします。

新人議員に対しての説明につきまして、議会事務局との協議の結果、当時の議会での対応と同様の方法を取ることといたしました。よって、これに伴い、当時と同様の内容の「議会連絡事項メモ」を議会事務局より対象の議員さんのほうに共有していただいたと認知しております。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　当時の視点からあった説明というのは、答弁時点で用紙を用いてのいわゆる経緯説明という認識だったと理解してよろしいでしょうか、いま一度伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　そのとおりでございます。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　この辺りは手元に届いている議員、届いてない議員で差があったようですので、この件は後ほど事務局のほうにも詳細確認しまして、次の項目へ移らせていただきたいと思います。

②番です。切り抜き・転載動画及びそれに対するコメント欄への考え方について、質問で「今後、特例を認めず、いかなる編集や切り抜き動画についても一律で禁止をされるお考えか」というふうに質問したところ、市長より、「チャンネルの活性化や登録者数の増加などメリットはあったが、不適切なコメント等の排除はすべき。また、切り抜きも同様の考えから複製転載は禁止にした。現時点では方針を変える考えはない」というふうに答弁がございました。

「しかしながら、議員が自分自身で一般質問の動画を編集して提供することも見える化の一つではないか。議員が行う切り抜きも市が一律で禁止をされる方針か」と改めて再質問したところ、市長より、「著作権は市のほうにはあるが、議会のほうのYouTubeチャンネルは議会側に

運営や運用について裁量があるので、議会で認められれば大丈夫だと思う」というふうに答弁がございました。

こちらを踏まえて質問させていただきます。

(1)答弁の内容については、現在もお考えにお変わりございませんでしょうか、伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えいたします。

切り抜き・転載動画、それに対するコメント欄に関しては、現在も従来の見解を維持しております。議会についても同じ考えでございます。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　この際、改めて議会側でも前に進める必要があるとは考えております。

続いて、(2)同じく市長より、「御意見についても、市の代表メールに御意見をお寄せいただいている状況のため、見える化の後退には当たらないと考える」と答弁がございました。こちらについてなんですが、コメント欄を閉鎖されてから現在まで、いわゆる御意見として市にいただいたメールというのが何件あったか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　どうもつられて早口になりそうなので、抑制したいと思います。

コメント欄の閉鎖後、ホームページの代表メールには376件のお問合せがあり、そのうち130件が市に対する御要望でした。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　残りの246件、大枠でいいので詳細を簡単に伺えればと思います。

○石 飛 議 長　山本秘書広報課長。

○山本秘書広報課長　質問のほうにお答えいたします。

市のホームページのお問合せ、いわゆる代表メールでございますけれども、こちらには一般的な手続ですね、戸籍を取りたいとか、そういったお手続ですとか、あと、本当に聞きたいことですとか、苦情・御意見、様々なものがございます。それですので、御意見のほかにあるのがお問合せとかですので、いわゆる御意見的なもの、御要望とか苦情とか以外のものがそういったお手続関係になります。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　なぜこれを聞くかというと、同じく12月定例会で、今後YouTube以外の市の公式ＳＮＳとか、例えば匿名性の高いＸのリプライとか、こうい

ったところも同じ理由から閉鎖される可能性はというふうに質問させていただいたんですけども、市長より、「現時点で閉鎖は考えてないんですが、各ＳＮＳのコメント欄の状況を見ながら、またここは判断していくようになると思う」という答弁があったように思いまして、今のところ、こういったＸとかのリプライ等で目に余るもの、これは度を超えているのではというコメントがあるのか、把握されているか、少し伺いたいと思います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　今そういったものは現状ないように思っております。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　ないということで、あまりＸなどの媒体で差別的な不適切なコメントが見られないということであれば、いわゆる一時期の異常な状態というのは脱却しつつあるんじゃないかなというふうに感じております。

一方で130件、御意見があったうち好意的なコメント、ポジティブな応援のコメントって結構見られるものでしょうか、伺いたいと思います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　ホームページでいただいた御意見・メール等は、全て私のほうに入ってくるようになってます。私の今の時点での感想は、そういった苦情的なものは、やはり誹謗中傷なものがあるなという思いはしております。応援メッセージというのは何件かはありましたけども、やっぱり前市長との比較とか、そういったもので藤本に代わったからこうなってるだろうというようなことが結構あるようには認識をしております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　あまりちょっと数が少ないということなんですが、コメント欄閉鎖前にも、市に対しての応援コメントだったり、ポジティブなメッセージは幾らかあったように思うんですが、現状、コメント欄閉鎖以前、閉鎖後と比べて建設的な御意見をいただく機会は減ったのか、あまり変わりがないのか、印象でも結構なんですが、改めて所見を伺いたいと思います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　建設的な意見については、そんなに増えているようには思いません。

やっぱりメール自体はかなり減ってはきているんですよ。そういった中で、今月、一応周期で来ますので、どれぐらいあるかなと見ると、そのときの記者会見とか、そのときの背景もありますけども、そういった感じでございます。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。
益田議員。
○益 田 議 員　あわせて、以前YouTubeのコメント機能では、市長よりフィルタリング機能は従来「強」という機能の強さで運用していたという答弁があったかと思います。YouTubeのコメント機能はフィルタリング以外にもブロック機能があります。これはユーザーのブロック、あるいはＮＧワードをあらかじめ設定しておくことで、ほとんど検閲に係る時間的なコストを省略して、コメント欄の整理をすることができる機能となってます。こういった機能について市のほうで認知されているか、あるいは既に利用されていた経緯などあれば伺いたいと思います。
○石 飛 議 長　山本秘書広報課長。
○山本秘書広報課長　そういったYouTubeの機能なんですけれども、申し訳ありません。私のほうで今どういう設定になるのか把握しておりません。
○石 飛 議 長　答弁を終わります。
益田議員。
○益 田 議 員　続いて③に移ります。YouTubeコンテンツについてです。
「切り抜き禁止やコメント欄の封鎖を緩めなければ公式コンテンツの重要性は高まる一方であると考えられますが、市の名産品やイベントの告知、たかたんのＰＲなどを、次回の定例記者会見に盛り込むことは可能か」と質問させていただきまして、市長より、「今月の記者会見から返礼品の紹介コーナーを検討中」というふうな答弁がございました。
(1)その後の検討結果について改めて伺います。
○石 飛 議 長　答弁を求めます。
藤本市長。
○藤 本 市 長　この件については、2024年（令和6年）12月の市長定例記者会見から、ふるさと納税返礼品の紹介を行っています。また、イベント情報や季節に合わせた「たかたん」の紹介も併せて行っているところです。
以上です。
○石 飛 議 長　答弁を終わります。
益田議員。
○益 田 議 員　有言実行をいただいたというところで、この成果や反響についてはどのような評価をされてますでしょうか、所見を伺います。
○石 飛 議 長　答弁を求めます。
藤本市長。
○藤 本 市 長　この評価というのは、お会いしたときに「こういうのを流すようになったんだね」という声を聞くこともありますし、メールではそういう返事はなかったかなと思うんですけど、一定数の反応というのはあるように思っております。
以上です。
○石 飛 議 長　以上、答弁を終わります。
益田議員。

○益 田 議 員　続いて、大枠2番です。令和7年3月一般質問について伺います。

①ＰＤＦからの逆引きについて

3月定例会にて「市のホームページでＰＤＦファイルからの逆引き検索を改善する方法がないか」と質問しまして、市長より、「新たな機能を作成すれば可能だが、作業と経費がかかる。現在の運用を維持する」と答弁がございました。また、関連質問で、「末端ページをインデックス登録せずに、検索で表示させないようにすれば、1つ上のカテゴリが出てくるのではないか。大規模なシステム改修を行わずとも利便性向上はできるのでは」と質問したところ、総務部長より、「保守業者と協議をして検討したい。市民のニーズやコスト等を勘案して、ほかの自治体の動向も見つつ、今後はさらに検討を進めたい」と答弁がございました。

この点を踏まえて伺います。

⑴この件について、実際に検討、保守業者との協議は行われましたでしょうか、伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　市のホームページにおけるＰＤＦの逆引き検索については、その後、保守業者に機能の追加について問合せを行いました。その結果、30万円程度の費用がかかるということでした。ＰＤＦの逆引き検索について、これまで市民の方から要望を受けたことはなく、県内の他市町の自治体の状況を見ても、このような機能を取り入れているところが見当たりませんでした。

よって、市民のニーズやコストの観点から、現在の運用を維持する考えです。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　きちんと費用対のところまで検討をいただいたところに好感を持っております。

⑵「市の条例や例規集のページ、これはＰＤＦでなくてＨＴＭＬ、いわゆる普通のＷｅｂ媒体なので、例えば、上位の体系目次等へのリンクをつけた運用は可能か」との質問をしたところ、当時は市長より、「ＰＤＦからの逆引き検索はできない。体系目次検索や五十音順目次検索を利用して欲しい」と答弁がございました。

その際に、「ＰＤＦについて理解したんですけども、市の条例や例規集のページは条文をその文字で出しているので、リンクを末尾に全部つけるとか、トップページにつけるだけの作業で終わるのでは」と再質問したところ、総務部長からは、「今の時点ではＰＤＦからがとにかく難しいので、検索システムを利用するのが便利」と答弁がございました。

見返すと、この当時は少し質問と答弁がすれ違ってしまった認識を覚えたんですが、改めて、市の条例や例規集のページの末端に体系目次等

のリンクをつけることが可能であるか伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えいたします。

この点についても業者のほうに確認をさせていただきました。結論から言いますと、市の条例や例規集のページの末端に、体系目次等へのリンクをつけることについては技術的には可能ということでした。しかしながら、市の例規集は保守管理業者のシステムを使用している関係で、導入している自治体がほかにもあります。それらの自治体から同様の希望があれば改修の対応もあり得るという答えでございました。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　正しく理解できたと思います。

続いて、(3)同じく総務部長より、「検索システムについて、市のホームページをトップ画面に出して、そこからすぐ入れるような形も今後は検討したい」というふうに答弁がございました。この検討結果についても伺いたいと思います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　これはお約束のどおり、市の例規集については、ホームページのトップ画面にあります「クイックメニュー」に項目を追加しております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　続いて、②に移ります。市の公式X・Facebookについてです。

市の公式X・Facebookについて現状の課題を質問したところ、市長より、「市民の生活の役に立っているか、また市外の方にとって興味のあるものになっているか、効果的な情報発信となっているかの把握が難しいというのが課題」と答弁がございました。こちらについて、(1)現在、把握している課題について、その後、具体的な対応・改善等を行われたのか伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えをいたします。

具体的な対応や改善については現在模索中ですけども、市として発信すべき情報に漏れがないように、各課と連携しながら行っている状況です。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　模索中ということで、2回目の質問なので、具体的にいつ頃までには方針が固まるかなどあれば伺いたいと思いますが。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　それも含めて模索中というのではいかがでしょうか。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　③市の公式LINEについてです。

公式LINEについては現状の課題を質問したところ、市長より、「課題としては利用可能な機能、情報発信、運用体制の大きく3つあります。まず、機能についてはまだ利用できるサービスが少ないというところ。次に情報発信については、セグメント登録が登録者の25%程度しか行われてなく、効果的な情報発信を行うことがちょっと難しい。最後、運用体制については、まだ利用している部局及び職員が少ないために運用スキルの継承が難しい」と答弁がございました。

こちらについて(1)現在把握している課題について、同じく具体的な対応・改善を行われたのか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　まず、「利用できるサービスが少ない」という課題についてでございますが、少しずつではありますが進めてきております。直近で新たに提供したものとしては、統計調査員の募集、万博チケットの応募、総合健診の申込みなどがあります。

そして、次に、「セグメント登録者数が少ない」という課題については、今年度からセグメント登録を促す通知を定期的に送信をしております。これにより、昨年度末のセグメント登録者数2,540人に対して8月末時点での登録者数は3,380人と増加をしております。

最後に「利用している部局・職員が少ない」という課題についてですが、各部署で可能なものから順に進めるという方法で少しずつ進めていますから、いまだ全庁くまなく利用している形にはなっておりません。LINEをはじめとした電子媒体による申請受付をさらに進めるためには、紙による申請受付様式の見直しを全庁的に進める必要があり、庁内の体制や進め方を調整していきたいと考えているところです。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　いわゆる機能と情報発信の部分については進んでいるということで理解をしました。

(2)関連質問の際に、「LINEの通報システム、ここに市民の方と擦れ違いがあるんじゃないか。防止策や周知方法で市ができることはないか」

と質問させていただいたところ、総務部長より「LINEの運用について広報で特集を組むなり、ホームページに載せるなり、対応を検討したい」と答弁があったように思います。この検討結果について伺いたいと思います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　申し訳ございませんが、このLINEの通報システムの運用に関する啓発についてはまだ実施できておりません。分かりやすい啓発内容にするためにも、どのような擦れ違いの事例があったのか、改めて担当課から、具体的に後ほどお聞かせをいただきたいと思いますので、その後、適切な啓発の内容になるよう協議をさせていただければと思います。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　分かりました。

一旦、(3)に移ります。関連質問にて「広報やホームページ等の別媒体を活用するのももちろんですが、LINE上で自動返信でも回答が返せたり、これ以上の連絡をこちらにお願いしますという文言だけでも導入できれば、擦れ違いも減らせるのではないか」と質問しまして、企画部長より「LINEの通報については現在非常に多く、真偽のほども含めて、対応の要請について個別に確認してというところまでやってない。中のルール決めも含め、どの程度できるか、いま一度検討したい」というふうに答弁がございました。この検討結果についてもやはり伺いたいと思います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　LINE通報の運用ルールについては、まだ関係部局と詰め切れておりません。災害時などの緊急時の通報に対する運用ルールの検討に多少時間がかかっております。できるだけ早く整理したいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　やはり難しい。1件1件返信するというのは無理があるなと個人的にも感じております。

例えば、通報の対応が終わった際に、必ず最後のLINEの文面に「通報ありがとうございました」とか、「いただいた内容を基に精査します」だとか、「1件1件返信についてはできかねますので、追加の情報提供については、お急ぎであればこちらに御連絡ください」といったような形で、単純に担当課の連絡先を明記するだけでもいいです。こういった対応を取れれば、市から返信がなかったよというところについては、少なくとも気持ちの部分は解消できるんじゃないかと思うんですが、こうい

ったLINEの定型文とかの自動返信を最後に使っての対応というのは可能なのか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　その前の質問、啓発の部分と同じように、その状況というテクニック的なものも後ほど教えていただければと思いますので、担当課のほうから重ねて御協議をさせていただきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　(4)に移ります。関連質問で、「公式LINEの大枠の機能が9つ今ボタンがあります。できれば、ここの項目に議会へのホームページの誘導だとか、議員への陳情・要望・意見などを一方的に受け取るだけでも、議会ボタンの追加は物理的に可能か」と質問したところ、市長より、「議会事務局と相談をしながら、可能であるなら検討したい」と答弁がございました。この検討結果について伺いたいと思います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　LINEの機能を増やそうとしている中にあって、どのように議会ボタンを位置づけるかの検討は必要ですが、物理的にはボタンを増やすことは可能です。ですので、議会のほうからこの要望がありましたら、また協議していただければ対応したいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　分かりました。

陳情・要望については、実際にオンラインとか電子申請が可能になってからでないと実質難しいというふうにも幾分理解はしてるので、もちろん広島市では電子申請もできたりと進んでいる様子ではございますので、安芸高田市でもそこは早急に可能になればいいなとは個人的に思っております。

その間、お問合せフォームについて、現在の安芸高田市のLINEボタン機能についてちょっと見てみたいんですけど、9つのボタンのうち一番最初左上ですね、予約申込みというボタンがあるんです。これを押したら何ができるんだろうということなんですが、押してみると、「現在、予約申込みできるものはありません」と、何とも寂しい返答が返ってきてしまうんです。

質問なんですが、この予約申込ボタンて過去にどのような事例で使われた経緯があるのか、簡単に伺いたいと思います。

○石 飛 議 長　ただいま質問中ですが、傍聴者の皆さんに申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は電源をお切りになるか、音が鳴らないように

セットし直していただきたいと思います。再度御確認をお願いいたします。すみません。よろしくお願いします。

引き続き、質問を続けたいと思います。答弁のほうをよろしくお願いいたします。

高下企画部長。

○高下企画部長　市の公式LINEの申請のところでどういったものができるのかというところで、これまでの利活用のところでいきますと、LINEの部分の最初の答弁にもありましたが、統計調査員の募集を今回、国勢調査がありました。その際の募集をLINEのほうからさせていただいたというのがあります。また、万博チケットの応募についてもここを使っておりますし、総合健診の申込みについてもそこを使っております。要は、その時期に申請が必要なことがあれば、今は出ている状態となっております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　続いての7つ目の広報のボタンについてちょっと聞いてみたいと思うんですが、押してみますと、市のホームページ、広報誌、X、Facebook、YouTube、Instagramのリンクが出るのみで今とどまってるかと思うんですが、一方、市への意見をLINEで投げかけるにはどうすればいいんだということになると、リンク先、市のホームページから下に潜っていって、小さくお問合せの欄があります。恐らくさっき130件ほど来てたお問合せのメールもここからしていくのかなと思うんですが、なかなか現状見つけにくく、市に意見を出しづらい状況になっているんじゃないかなと若干危惧をしております。

1点伺います。提案なんですが、LINEのボタンをいっそ広報・広聴みたいな形に変更してしまって、お問合せフォームの直接リンクをここに貼ってしまってもいいのではないかと思うんですが、その辺り所見を伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長　今のような御意見は検討してみたいと思います。

先ほどの市長の答弁にもあったように、今LINEをどのように使っていくかというので少しずつボタンを増やしているところです。その中で、より見えやすいようにするにはどうすればいいかというのを今のも参考にしていきたいと思います。

ありがとうございます。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　何せ広報のボタン枠については、もっといろいろ工夫ができるんじゃないかと思いますし、先ほど議会ボタンというところで前の議会ではそのように提案させていただいたんですけど、例えば今、議会が何をし

とるんかと知りたい方が多いんであれば、議会ページのリンクをここに持ってきてもいいと思いますし、ほかにもお問合せフォームの欄に今は「市へのお問合せ、御意見」とあるんですが、ここに「議会へのお問合せ、御意見」というふうにジャンルを分けていただければ、議会総意で要望しなくてもそれは必要なことかなとも思ってはいるんですけども、その辺り議員が議会へのお問合せについては事務局のほうに転送されて、そこから通じて議員が直に見れるようになると、こういった少しの工夫だけでもＳＮＳやインターネットを駆使して、広く市民の方の意見をくみ取らせていただくと姿勢が市としても議会としても示せるのではないかと考えますが、その辺り、今のところ市長のお考えだけでも伺いたいと思います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　そういったものを有効に使ってもらうということは大変いいことと思いますので、議会のほうで御意見をまとめられて、このように使いたいということを提案いただければ、市のほうとしては積極的に活用を受け入れていきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　また次回、全協でも提案してみたいと思います。

続いて、④に移ります。市の公式Instagramについてです。

公式Instagramについては現状の課題を質問したところ、市長より、「登録者数の伸び悩みが課題」というふうに答弁がございました。

(1)現在把握している課題についての具体的な対応、改善を行われたのか伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えいたします。

投稿するコンテンツについて、YouTubeに掲載する動画と連動させるなど、ＳＮＳ同士のつながりを意識して作成するように取組を進めております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　(2)関連質問について、「更新の頻度はどのくらいか」と質問したところ、総務部長より「週2回の更新を見込んでいるも、現在できてない」と答弁がございました。その後、最近の更新頻度についてはいかがか伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えいたします。

Instagramの更新頻度につきましては、総務部長が答えましたように、週2回を目安に継続的な発信に努めてまいりましたけど、8月に入って少しいろんな状況で更新が滞るという状況となっておりますけど、また引き続き、定期的な更新、週2回というのができるように努めてまいります。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　内々のこともあると思いますので、あえて深く触れませんけども、ただ8月からの更新の頻度がちょっと落ちてしまった部分と、やっぱりそれまでのところの落ちていた部分というのは、理由は違うものになりますでしょうか。それだけでも伺えればと思います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　要因は様々ありまして、同じではございません。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　続いて(3)関連質問で、Instagram、YouTubeで異なるショート動画がアップされている現状で、例えば、飲食店の紹介動画がInstagramであるんですが、これをInstagramでとどめずに、登録者数の多いYouTubeでもショート動画等で活用してはどうかというふうに質問したところ、総務部長より「できるだけ少ない経費でいろんな媒体を使って発信していくように心がけている。その上でInstagramに載せているものはYouTubeでも共有できるよう検討したい」と答弁がございました。さっきも触れたかと思うんですが、いま一度検討結果について伺いたいと思います。答弁を求めます。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えいたします。

Instagramに関しては、御提案いただきましたYouTubeとの連動した投稿について取組を開始をしているところです。しかしながら、著作権上の制限により、両プラットフォームにおいて同一の楽曲を使用することが困難であるという課題が分かりました。今後はこうした制限を十分に踏まえた上で、InstagramとYouTubeの連動性を意識した動画作成に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　いわゆるInstagramとYouTubeでの著作権・ライセンスが下りている曲、

下りてない曲が差異があるということが私も今聞いて初めてそこに気がつきました。ありがとうございます。

それで、インスタについて1点触れてみたいんですけど、毎月3日、あきたかた焼きの日という投稿が5月ぐらいまで見られたかと思うんですが、ここ最近見られなくなってきていまして、何か御理由とかがあればそちらを伺いたいなと思っております。

○石 飛 議 長　山本秘書広報課長。

○山本秘書広報課長　あきたかた焼きの分なんですけれども、登録の部分までは全てを載せようということで計画していたんですが、途中で滞っているのかなと思いますので、後で確認をさせていただきます。

○石 飛 議 長　益田議員。

○益 田 議 員　分かりました。

安芸高田の名前が入っているコンテンツなんで、せっかくだったら維持をしていただければと思いますし、過去の店舗さんを再掲するだけでも、2周3周してもいいんじゃないかなと個人的には思っておりますので、その辺り、なくなるよりかはあってほしいなという思いを一応持っております。

続いて、⑤に移ります。市の公式YouTubeについてです。

YouTubeの現状の課題を質問したところ、市長より「動画再生数が登録者数に及ばず、効果的な運用ができていないというのが課題」と答弁がございました。

(1)現在、把握されている課題について具体的な対応、改善を行われたのか伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　より多くの方にYouTubeの動画を見ていただくために、市の広報誌と連動した動画の作成を始めております。多くの行政情報の中で、動画を使用して視覚的に広報したほうがより伝わるものを選定をし、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　(2)関連質問で、「現在チャンネル登録者数でも人口比率から見れば、YouTubeは安芸高田市の資源ではというふうに、利活用や新たなコンテンツ作成についてのお考えは」と質問したんですが、その際、市長より「前市長と全く同じことができるとは思っておりませんが、コンテンツ数は増えてます。地道にやっていくことが行政のYouTube運営と考えております。それぞれ担当課にて検討・協議をしている状況で、ふるさと応援寄附金についての動画を挙げるなど、各課各部との連携をしてコンテンツ増加を目指す」というふうな答弁があったかと思います。こちらの現状の取組状況やコンテンツ数の増加状況について伺いたいと思いま

す。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　先ほどの答弁と重複をしますが、広報誌と連携した動画制作を通じて、情報発信の効果を高める取組を進めております。

具体的には、広報誌「食のさんぽ道」のレシピ紹介をする動画や、ふるさと納税の返礼品を紹介する「安芸高田ふるさとチャンネル」、職員採用のＰＲ動画、イベントの告知映像など、様々なコンテンツを展開をしているところです。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　確かに、最近のYouTubeを見ると、コンテンツ数は目に見えて増えているなという実感はあります。

一方で、前回聞いておけばよかったんですが、コンテンツ数に対して、当初目標とか今年中の目標とか、そういった具体的な数値とかというのはあったりされるものなんでしょうか、伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　具体的な数字についてのところまでは、今まだ設定をしてない状況です。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　(3)関連質問にて、企画アイデアの公募を行う予定はあるかと質問したところ、総務部長より「現在考えていないが、市のホームページの問合せなどに御意見をいただいており、引き続き今後も取り組んでいきたい」と答弁がございました。現状までにいただいたアイデアの総数が分かれば伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　いただいたアイデアについてですけども、ごみの分別などを動画で説明すると分かりやすいものがあるので、こういった例を参考に、安芸高田市でも広報してもらいたいという趣旨の御意見を1件いただいているというのが現状です。

以上です。

○石 飛 議 長　益田議員。

○益 田 議 員　実際に1件の御意見を企画として採用されたなどはあるのか伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　まだ動画を作成するというところまで至っておりませんけども、担

当課とこういうものが寄せられたという情報の共有だけはしている状況です。

以上です。

○石 飛 議 長　以上、答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　(4)関連質問で、「チャンネル登録者数は減少傾向で早急に手を打つ必要がある。YouTube上でアイディアの公募をする考えはあるか」と質問したところ、総務部長より「動画内容については担当課とも協議しながらYouTube上での発信も検討したいが、発信する上でのハードルも高いと考えるため、市長等と協議し進めたい」という答弁がございました。この検討結果について伺いたいと思います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えいたします。

YouTubeでのアイディア募集については、まだ結論に至っておりません。引き続き、その有効性や実施する場合の動画内容などを研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長　以上、答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　(5)関連質問で、「再生数の観点からも、コメント欄を動画の種別に応じて一部だけでも開放する考えはないか」と質問したところ、市長より「コメント欄の閉鎖と切り抜き動画の禁止については、あくまで未来永劫ではなくて、状況を見ながら適宜判断をして、開放するものは開放するという方向を取っていきたいと思う。様子を見ながら検討したい」と答弁がございました。この検討結果について伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えいたします。

先ほども答弁をいたしましたとおり、切り抜き転載動画、またはそれに対するコメント欄に関しては、現在も従来の見解を維持している状況です。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　先ほども触れましたが、一部動画についてはコメントのブロック機能等を駆使することで比較的時間コストを抑えつつ、最低限の管理コストでコメント欄開放。あくまでポジティブな方向で、一部動画だけでも実現可能ではないかとお見受けします。

先ほどメールの件数、お問合せが130件来ていて、建設的な意見、YouTubeに関してのアイデアの提案というのは1件にとどまっていたと。

もしコメント欄を開放して、ポジティブなコメントが来て、意見の中で採用できるものというのが少しでも拾い上げれる可能性はゼロではないかと考えるんですが、その辺り、改めてコメント欄開放で一部動画だけでも実行してみる気はないか再度伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　そういったところのアドバイスを受けながら、再度検討してみたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　僕、議員にならせていただいてから4回目の一般質問なんですが、結構毎度聞いてる状況で、そろそろこれもいつまでにはとかいう具体的な答弁が欲しゅうございますが、その辺り無理でしょうか。再度伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　現状を見て、お望みの答えが言えるようにしたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　(6)に移ります。関連質問にて、パブリックコメントについて集まる意見が少ないことが課題と朝一に山本議員からもありましたけども、僕の場合は、「YouTubeやショート動画等を利用して、ＳＮＳ上でパブリックコメントについて広報を行う考えは」と以前質問したところ、市長より「広く意見を求めることが本来の目的で、議員の力を借りることも含め、ＳＮＳへの周知も含めて検討してみたい」と答弁があったように思います。この検討結果について伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　市民の皆様に広く反映させるために、パブリックコメントの募集に際してはＳＮＳを積極的に活用して、周知の徹底を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　これも具体的に次ちょっとやってみようかなという案件とかが既にあったりされますでしょうか。まだ未定でしょうか、伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　現時点ではパブリックコメントの募集はしておりませんけども、この先予定されているパブリックコメントでいいますと、安芸高田市総合

計画の基本計画、総合戦略策定の募集についてやってみようかなという思いでおります。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　(7)に移ります。関連質問で、「国のプロジェクトや補助金事業、企業との相談セミナーやイベント参加等の能動的な取組の1つとして、YouTubeやＳＮＳを活用する考えがあるか」と質問したところ、市長より「いろいろな条件もあるとは思うが、クリアできればＳＮＳで発信することは可能」と答弁をいただきました。現状の取組状況について伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えいたします。

有効なことだという認識は変わりませんけど、現在、取組には至っておりません。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　⑥番に移ります。地域おこし協力隊についてです。

「令和4年度協力隊活動報告会についてはホームページ上に記載があるが、令和5年度以降については更新がない。そもそも現在、報告会自体開催されているのか」と当時質問したところ、企画部長より「毎年卒業する協力隊がいるとき報告会を行っている。掲載がないのはきちんと報告ができてない部分」と答弁がございました。

関連質問にて、「開催の結果報告を改めて今後公表する意向は」というふうに質問させていただいたところ、企画部長より「記録のうちどの程度写真が残っているかだが、やはりきちんと活動報告会を開いたことについては周知が必要と思うので、可能な範囲で実施したい」と答弁ございました。

(1)現在の取組状況について伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えいたします。

令和5年度以降に卒業した地域おこし協力隊員は3人おります。それぞれの活動場所を紹介する形での活動報告会を実施しております。現在その隊員ＯＢ・ＯＧに可能な範囲で原稿を依頼しているところで、当時の写真とそのときの様子が分かるコメントをつけた形で紹介をしていきたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　(2)に移ります。関連質問で、「市民の皆様が協力隊の活動報告をもっと頻繁に見たいとなった場合は、どのような手法だと閲覧が可能か」と質問したところ、企画部長より「協力隊のFacebookページを立ち上げており、そちらで見られると思う」と答弁がございました。

現在の協力隊のFacebookページ更新頻度について伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えいたします。

協力隊Facebookでの情報発信は2024年2月が最後になっており、それ以降は2023年11月に立ち上げを行いましたInstagramに一本化をして情報発信を行っているということですので、6月議会での企画部長の発言を訂正させていただきます。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　一方、先ほどおっしゃられた協力隊のInstagramの投稿については時折更新が見られない月もありますが、Facebookと比べれば、こちらはまだ活動報告等も動いてらっしゃるような印象を確かに受けておりました。Instagramでは投稿するんだけどもFacebookでは更新しない。いわゆる一本化してしまったという点は、何か狙いとか目的があったのかを伺いたいと思います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長　まず、地域おこし協力隊のＳＮＳでの投稿については、協力隊自身が自分たちで議論してどのような形でやるかというふうなことで進めていこうねということでやっております。

Instagramをまず立ち上げるというふうになったのは、2023年10月に、Instagramを活用した情報発信プロジェクトということをミッションで採用された隊員がおりました。ですので、Instagramを使ってというところがより動きやすくなるだろうということで立ち上げております。

その後、どのような経緯で一本化というところは彼らの議論の中の話ということにはなるんですが、一般的に、市としてInstagramのメインで使っておられるところというのが比較的若い層、こちらとしては30代、40代といったところを狙っていきたいというふうに思っているところがありますので、より若い層が使っているInstagramというふうな方向になったというのは、これはいいことではないかなというふうに捉えているところです。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　あくまで隊員さんたちが独自に話し合って決められたというところは尊重するべきだと思います。

一方で、現在の協力隊のInstagramは400人弱のフォロワーだと。Facebookは2,500人弱のフォロワー数です。フォロワー数で見ると6倍強ぐらいFacebookのほうがまだ強い印象がありまして、特にInstagramとFacebookはＳＮＳ間で投稿連携の機能などもあるように見受けてまして、運用方法の工夫次第では一本化というか、作業にそこまで時間を割かなくても、Instagramで投稿したものがFacebookでも出るというような連携機能が使えれば、2,500人のフォロワーを捨てずとも効率よく運用できるんじゃないかと考えますが、その辺りいかがでしょうか、伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長　フォロワーのところでは確かにおっしゃるとおりの部分があります。また、協力隊とも議論していきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　(3)に移ります。市のホームページで政策企画の項目、地域おこし協力隊のページ見ますと、内容が一新されているようにお見受けをしました。現在は中身が執筆時点で3項目ありまして、「地域おこし協力隊広報誌　協力隊ライフ」という広報のページ、それから「安芸高田市地域おこし協力隊員を紹介します」という隊員の紹介ページ、それから最後に「地域おこし協力隊　Instagram」というリンクの3項目です。このうちのページ刷新に至った理由についてを簡単に伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えをいたします。

地域おこし協力隊がどのような活動をしているのかが分かりにくいという御指摘を受け、地域おこし協力隊との定例会議で意見交換をする中で見直しを決めました。

新たに作成した協力隊ライフは、協力隊員の日々の活動を分かりやすく紹介する、いわゆる瓦版的な位置づけと捉えております。皆さんが地域おこし協力隊に、より親しみを持っていただけるようにしたいという思いで今回の見直しを行ったものです。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　そしたら現在3回分ですか、広報が出ているものを拝見させていただきましたが、それぞれの隊員さんの応募のきっかけですとか、下半期の目標ですとか、分かりやすくまとめられておりますし、デザインも視認性がよくて、ぜひ広く市民の方に見ていただきたいなと思う内容となっ

ております。

質問なんですが、協力隊のInstagramだったりFacebook、ＳＮＳを通じて広報誌の発信等は現状されてますでしょうか、伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長　今のところＳＮＳでの協力隊ライフの掲載というのはしていないようです。こちらもしたらいいなというふうに思っておりますので、少しまた話をしていきたいと思っております。現状はホームページだけという形になっております。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　おっしゃるとおり、いいものなので、ぜひ広く周知していただけると、市民の方にとってもすごく分かりやすいものになるかなと思います。

一方で関連質問にて、Instagramに関しては、市のほうですかね、Instagramについて登録者数が若干伸び悩んでると感じていると。XやFacebook、YouTubeと比べて、協力隊として予算を使われていたInstagramについてきちんと成果が出たと判断されたのか、どういった考えで任期の継続に至ったのかを伺うというのを以前3月のときに質問させていただきまして、その際、総務部長より、「令和5年10月1日3年の任期、成果については、フォロワー数だけでなく、いろんな形で工夫をしてInstagram発信をしてますので、今後またフォロワー数の増加も期待して、もう少し任期まで工夫をしてやっていきたい」という答弁がありました。その際に、任期については、あくまで1年を最大3年まで継続できる認識で議員のほうではおりますと。できれば単年ごとにしっかり見直しをしていただきたいとこちらから意見を述べさせていただいております。

一方、Instagram活用の協力隊員さん、先ほどもお話に出ましたけども、今年の9月末で3年の満期ではなくて2年の活動終了で発表されているかと思います。改めて、以前の総務部長の答弁においては、3年の任期で想定されていた事実で、地域おこし協力隊のInstagramについても、Facebookをやめた一番の理由はそこにあったんじゃないかなというふうに推察するんですが、今回1年早く卒業されるということで、改めて次年度以降のこういったInstagramの運用についてのビジョンがあれば伺いたいと思います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　Instagramでの情報発信というのは重要だというのは認識をしておりますので、これからをどのようにしていくかというのは検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長　以上、答弁を終わります。

質問の途中ではございますが、5時に近づいてまいりましたので、議員の皆様にお諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により延長したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なし）

○石 飛 議 長　異議なしと認め、会議時間を延長いたします。

引き続き質問を行ってください。

益田議員。

○益 田 議 員　先ほど「引き続きInstagramは重要だと考える」という答弁がありましたが、10月からはいらっしゃらなくなるわけで、そうなるとInstagramの運用について、引き継ぎだったりですとか、今後の方針は決まっておくべきであると考えるんですが、その辺りもう少し詳細について伺ってもよろしいでしょうか。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　10月からの人選等もまだできてない状況ですので、細かいところまではできませんけども、できましたら益田議員に引き継いでいただければと思いますが、そういったところで人選のところはまだ進んでいませんので、ここでどうするということは言えないのが大変申し訳ないんですけども、追って、そこの対応については、早めに追いつくようにしたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　おっしゃるとおりできればいいんですが、立場上難しいそうなので、御遠慮いたしますが、ただ実際のところの引継ぎだったりは、可能な限り早く進めるべきだとは思っておりますので、あくまで申し添えさせていただきます。

(5)に移ります。関連質問で、「推進要綱の中に協力隊活動内容について、地域住民等への報告会等を積極的に行い、理解を得るよう努めること」とありますが、「現状、報告会は積極的に行われてますか。地域の住民等の理解を得るよう努めていると言えるか」と質問したところ、企画部長より、「指摘のとおり少し不足している。この数年コロナ禍もあったが、そこから実際にいろいろな動きができている状況のため、しっかり皆さんに知っていただけるよう努めたい」と答弁がございました。この取組状況について現在伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　今後の活動報告会については、現在、協力隊員の中でどのような開催の仕方にするかを検討を行ってもらっております。

先ほどから御説明してきたとおり、9人いる協力隊員が自分たちの活

動を皆さんに知ってもらう方法について一緒に考え、様々な工夫をしてまいりました。市としては彼らの思いを大事にしながら、初期の目的に合った取組となるよう適宜アドバイスをするなど、彼らと一緒に、よいものをつくっていきたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　協力隊員さんも進んでやっていただけそうな雰囲気を出されているということで、非常に安心しました。

⑦に移ります。ふるさと納税についてです。

ふるさと納税寄附状況については、月ごとのみでなく、年ごとの結果を公表してはどうかと質問したところ、市長より「寄附状況について今まで年度ごとは公表してなかったが、知りたい情報を可能な限り提供すべきという観点で、年度ごとに整理した寄附状況についても今後公表したい」という答弁ございました。

(1)現在の取組状況について伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　この件については、年度ごとに整理した寄附状況について、2025年3月28日にホームページに該当する資料を載せております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　やっていただいたということで、関連質問(2)に移ります。

「今後ふるさと納税については、件数を増やす、あるいは単価の高水準化を狙うのか」と質問したところ、市長より「両方に取り組む考え。具体的には、返礼品の品ぞろえの充実で件数の増加を狙うとともに、体験型など高付加価値の返礼品開発も行う。昨年秋からふるさと納税推進をミッションとした協力隊員が新たな返礼品や事業者登録の推進を図っている。市公式チャンネルを活用した広報強化も開始しており、積極的な情報発信に努めていく」というふうに答弁がございました。現在の取組状況についても伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　令和7年3月議会から現在までに地域産品の掘り起こし、体験型などの新たな形態の返礼品の開発状況については、その期間に総務省の承認を受けた新たな返礼品は86品、新規事業者は16社、体験型返礼品は6品となっております。

広報の強化の状況については、2025年3月に開設をしました市の公式YouTubeの安芸高田市ふるさとチャンネルで返礼品の提供事業者の思いやこだわりを発信しております。9月1日現在で8本の動画を配信してお

ります。
以上です。
○石 飛 議 長　答弁を終わります。
益田議員。
○益 田 議 員　先ほどの86品について、これは品目ごとに、例えば鶏肉1.5キロとか、2キロとか、そういったものを全部換算しての86品なのか、品種ごとの86種なのか、この辺りをちょっと伺いたいなと思います。
○石 飛 議 長　答弁を求めます。
高下企画部長。
○高下企画部長　商品ごとです。ですから、鶏で形態が違うものがあれば、その形態ごとにというふうになりますので、そのような形になっております。
○石 飛 議 長　答弁を終わります。
益田議員。
○益 田 議 員　もし詳細が分かれば、品目という数でなくて、できれば種のほうで何種類増えたというようなのが分かれば伺いたいなと思います。
○石 飛 議 長　答弁を求めます。
高下企画部長。
○高下企画部長　何種という形で数を数えておりませんでしたので、例えば、どんなものがあるかということを申し上げさせていただきます。
お菓子、焼き菓子のようなものでありましたり、あとはドライフラワーとか、それからドレッシングとか、工芸品に当たる文具でちょっと手の込んだ工房で作ったようなものですとか、宿泊ギフト券のようなものでありますとか、お米で新しく取扱いをしようとされる方とか、そういったところです。
よろしくお願いします。
○石 飛 議 長　答弁を終わります。
益田議員。
○益 田 議 員　(3)です。関連質問にて、「件数アップ、あるいは単価アップの両方を狙うということで、相対的に原価を抑えた返礼品作り、それからYouTube等のＳＮＳ、常に多くの視聴者が確保できている媒体での広報も必須と考える。提案としてYouTubeの切り抜き等が今禁止されてる状況なんですが、ふるさと納税の返礼品で、こういった切り抜き等の権利を出してみるのはいかがか」というふうに質問したところ、市長より「その辺もしっかりとまた検討を考えていきたい」と答弁がございました。検討結果について伺いたいと思います。
○石 飛 議 長　答弁を求めます。
藤本市長。
○藤 本 市 長　繰り返しになりますけども、従来の見解を維持しておりますので前には進んでいないという状況です。
以上です。
○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　(4)関連質問にて、「市のYouTubeで毎月ふるさと納税に対する応援メッセージを市長自ら読み上げ、感謝を改めて伝えることで市への応援の気持ちをさらに重ねていっていただくようなコンテンツ作成は可能か伺う」と質問したところ、市長より「取組ができるかどうかも含め検討する」と答弁がございました。こちらの検討結果についても伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　この件に関しては、2025年4月の定例記者会見から返礼品の紹介をする前に、コメントに対する寄附者のコメントを紹介するということを始めております。

以上です。

○石 飛 議 長　以上、答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　取り組んでいただいているということで拝見させていただきました。非常にいいコンテンツかと思います。

大枠3点目に移りたいと思います。3点目が令和7年6月一般質問についてです。

①ふるさと納税について、「これは年度ごとのふるさと納税の結果公表は改善されたが、令和6年度のデータは未公開。公表に至っていない理由は」と質問したところ、市長より「6月議会終了後公表する流れで、速やかに市のホームページに掲載・公表する予定」と答弁がございました。

(1)現在の公表状況について伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　令和6年度のふるさと納税の実績については、6月19日に全員協議会で報告した後、すぐにホームページのほうへ公表をしております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　やっていただいたということで、次に行きます。

(2)関連質問で、「全国的な推移と本市の年度別状況に差異がある。課題感や当時の状況について伺う」というふうに質問したところ、企画部長より「過去返礼品の鶏肉の経費率を見直す必要があった。本市は返礼品全体の約6割が鶏肉で、見直した後は一遍に下がった。やはり鶏肉の1本足で立ってるだけでは駄目だ。ほかの候補を探そうとしたがうまくいっていない。ぜひ、第2、第3の鶏肉のようなものをつくりたい」と答弁がございました。こちらの現在の取組状況について再度伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　6月以降の取組としては、先ほど御説明した新たな地域産品の掘り起こしやYouTubeチャンネルでの広報の強化ということになります。

今後の取組としては、近々、ふるさと納税一括代行業務委託の公募プロポーザルを実施いたします。返礼品の開発・拡充やＰＲ、広告宣伝に関する企画提案について重点的に評価をし、来年度以降の事業者を選定をいたします。新たな視点から提案を生かして新たな看板返礼品をつくっていきたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　(3)関連質問で、「ホームページに寄附を募る事業と実績について、7事業の説明と年度ごとの発表がされている。使用用途の公表は見える化において非常に重要と考えるが、令和4年度を最後に更新されていません。公表や更新が難しい事情があるか」というふうに質問したところ、企画部長より「もし載ってなければ更新漏れだと思われる。確認してすぐ対応したい」と答弁がございました。確認後の現在の取組状況について伺いたいと思います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　令和5年度分、令和6年度のふるさと納税の使途についての資料については、8月28日にホームページのほうに掲載をいたしております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　分かりました。

②に移ります。市のデジタル住民票、ＮＦＴについてです。

ＮＦＴとは、唯一無二のデジタルデータ技術であり、本市でも過去、デジタル住民票として特典付加価値をつけて原価のかからない形で販売し、収益化を果たした実績があります。関連質問で、「関係人口創出やＮＦＴ導入に関しての狙いには、デジタル住民同士でコミュニケーションを取れる形があったのでは。意見の取組等、現状まで行われましたか」と質問したところ、企画部長より「現状はできてない。当初検討する中では考えていたが、なかなかその仕組みをつくれていない」と答弁がございました。また、「デジタル住民向けのコミュニティを今のうちから活性化させては」と質問したところ、市長より「発行枚数は1,432枚、実質所有者については747名、得られるメリットや特別感をしっかりと出す演出をしていく検討が必要」と答弁がございました。

この点を踏まえて(1)検討結果について改めて伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　すみませんが、これについては新たな具体的な取組・検討がまだ進

んでおらない状況です。
以上です。
○石 飛 議 長　答弁を終わります。
益田議員。
○益 田 議 員　これはちょっと先回りになってしまうかもしれませんが、ここから⑵、⑶、⑷、⑸、全部同じような答えになってしまいそうな気もするんですが、その辺り先に伺っておければ次に行けるんですが、いかがでしょうか。
○石 飛 議 長　暫時休憩いたします。

～～～～～～～～～◯～～～～～～～～～

午後　５時０９分　休憩
午後　５時１０分　再開

～～～～～～～～～◯～～～～～～～～～

○石 飛 議 長　休憩を閉じて会議を再開いたします。
引き続き、質問をよろしくお願いいたします。
益田議員。
○益 田 議 員　答弁によって、⑵から⑸まで取下げをさせていただきたいと思います。
その上で③に移ります。たかたん等、安芸高田市関連のグッズ販売について。
「民間業者や商品の作成販売を申し込む際に、数%でも市に利益が入る仕組みは作成可能か」と質問したところ、市より「現在、市のマスコットキャラクターの利用に関する取扱いを基に許可を出しておりますが、少しでも収益となるなら、仕組みについては検討したい」と答弁がございました。
⑴検討結果について伺います。
○石 飛 議 長　答弁をお願いします。
藤本市長。
○藤 本 市 長　6月の定例会でも答弁をしましたように、たかたんは魅力あるツールの1つと捉えております。グッズ販売については、現在、市が直接販売するんではなくて、道の駅「三矢の里あきたかた」を中心に販売をしており、今はこの方向でいくほうがよいと考えております。
市は様々なイベント等へたかたんと参加するなど、認知度を高めております。魅力あるたかたんを手軽に利用してもらうことで、安芸高田市の知名度向上にもつながると考えております。
以上です。
○石 飛 議 長　以上で、答弁を終わります。
益田議員。
○益 田 議 員　⑵「ＳＵＺＵＲＩ」サイトについて、在庫を抱えるリスクがないのでメリットか、ＮＦＴも取扱いがあると。なので、ＥＣサイトの利活用について検討した経緯はあるか」と質問したところ、「市が検討した経

緯はないが、今後考えたい」と答弁がございました。この検討結果について伺いたいと思います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　先ほどの答弁と重複しますけども、市が直接グッズを販売するより、道の駅の「三矢の里あきたかた」を中心に販売したほうがよいと考えております。

道の駅では独自のグッズを製作し、ネットで注文販売も行っております。現在ネットに注文され、道の駅が直接発送する形を取っております。この場合は発送時に一筆添えるなど、道の駅のファンの獲得にもつながる取組となっております。

市としても、今後、販路拡大はもちろん、安芸高田市ファンの獲得に一翼を担っていただいている、たかたんのプロモーションに注力していきたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　市としてやるんじゃなく、道の駅主体になるだろうと。道の駅で「ＳＵＺＵＲＩ」をやる可能性はありますでしょうか、伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　その点については道の駅と話をしておりませんので、また聞いてみたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　いつ頃、話ししていただけますか、伺います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　一般質問終了後に速やかにしたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員　一般質問終了後にやっていただくという力強い答弁をいただきました。

④市の公式YouTubeについて伺いたいと思います。

○石 飛 議 長　益田議員に申し上げます。

質問の途中ではありますが、質問の制限時間となりましたので、以上をもって益田議員の質問を終了させていただきます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、9月16日午前10時に再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜◯〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後　５時１４分　散会

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

安 芸 高 田 市 議 会 議 長

安 芸 高 田 市 議 会 議 員

安 芸 高 田 市 議 会 議 員